

実施計画

1 実施計画の趣旨

実施計画は、基本構想に掲げる「めざす都市像」や「まちづくりの基本目標」の実現に向けて、計画期間に取り組む施策の具体的内容及び目標を明示した計画です。

2 計画の期間

計画の期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までの4か年とします。

3 計画の構成

（1）政策体系別計画

基本構想に掲げる5つの基本政策ごとに、基本計画に基づく23の政策の方向性に沿って、それぞれの施策のこれまでの取組と課題、それらを踏まえた第3期実施計画での施策の方向性を明らかにした上で、計画期間内に取り組む事業内容及び目標、指標を示します。

（2）区計画

7つの区ごとに、その地域特性を踏まえて区の現状と主な課題をまとめるとともに、まちづくりの方向性や、計画期間に推進する主要な取組を示します。

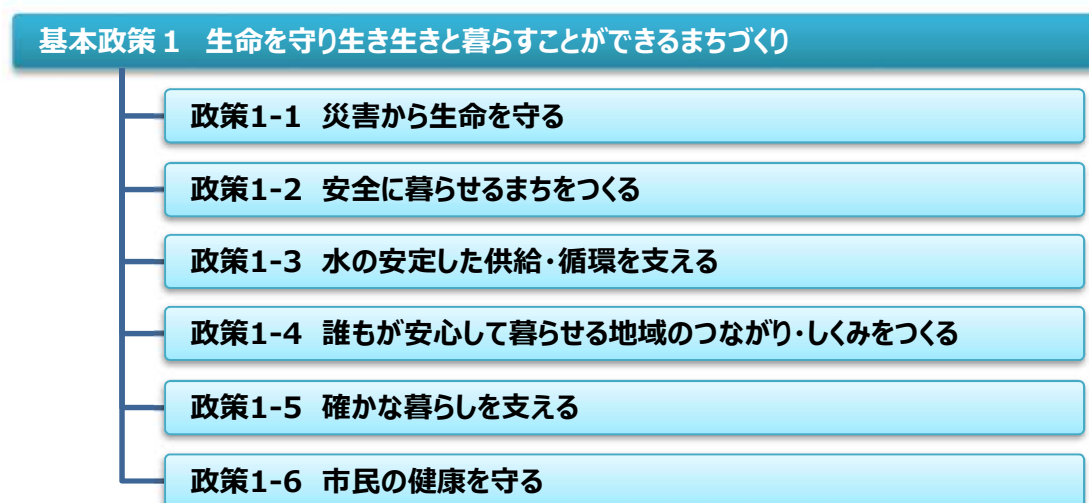
「川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方」では、これまでの取組と課題を整理し、第3期実施計画に位置づける取組を検討する上での視点を、「計画策定に向けた主な視点」として示します。

4 政策体系別計画

基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

- 市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。
- また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

■ 政策の体系



政策 1-1 災害から生命を守る

■ 政策の方向性

- 高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。
- かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	18.8%	25%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 1-1 災害から生命を守る							
施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進（災害発生時の被害や生活への影響を減らす）							
避難所運営会議を開催している避難所の割合		66.9	92.0	72.5	75.2	80	%
避難所を知っている人の割合		39.5	51.8	47.8	51.8	60	%
家庭内備蓄を行っている人の割合		56.9	55.2	57.5	58.8	60	%
施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進（地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす）							
重点対策に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合		20	28.3	28.3	30	35	%
火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率		第2期から設定	40.1	41.5	40	37	%
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進（地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす）							
特定建築物の耐震化率		92	93.68	94.3	95	95	%
住宅の耐震化率		92	93.01	94.3	95	95	%
橋りょうの耐震化率		47	60	55	61	79	%
施策 1-1-4 消防力の総合的な強化（消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る）							
出火率		2.58	2.3	2.49	2.48	2.46	件
消防団員数の充足率		87.8	82.2	90.3	90.8	93.0	%
施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備（水害から市民の生命、財産を守る）							
時間雨量50mm対応の河川改修率		81	81.1	86	91	91	%
五反田川放水路の整備により洪水による氾濫から守られる面積の割合		50	50	100	100	100	%

■ これまでの主な取組状況

施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進

- ・ 災害時の被害軽減や迅速かつ的確な災害対応ができるよう、かわさき強靱化計画や地域防災計画等の各種計画等を整備し、ハード・ソフトの両面から計画を推進し、市の災害対応力の向上を図っています。
- ・ 全国的に頻発する自然災害への対応には、地域防災力の向上が必要であることから、自主防災組織の育成、民間企業との連携、防災訓練や研修等による自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上に取り組んでいます。また、令和元年東日本台風の検証結果を踏まえつつ、災害時の市民の適切な避難行動促進に向けた取組や、避難所運営体制の強化、多様な媒体を活用した効果的な市民への啓発手法の検討等の取組を進めています。
- ・ その他、防災関連の施設や各種情報受伝達に係るシステム等の検討・整備、事業所・国・県との連携による臨海部の防災対策、市としての新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整等に取り組んでいます。



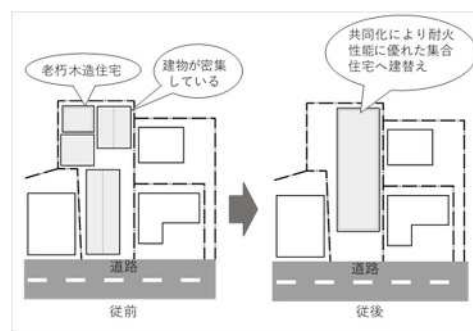
感染症に対応した避難所運営



関係機関と連携した水害图上訓練

施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進

- ・ 老朽木造住宅等が密集し、建物倒壊や火災延焼による被害の恐れがある密集市街地のうち、延焼の危険性が高いなどの課題がある不燃化重点対策地区（川崎区小田周辺地区、幸区幸町周辺地区）について、建物単位ではなく、地域単位の面的な市街地整備や耐火性能に優れた建築物への建替を促進するため、建築物の新築時に不燃化を義務付けるとともに、各種補助事業を実施するなど、ハード・ソフトの両面から重点対策に取り組んでいます。
- ・ 大規模な地震等に対する効果的な予防対策として、火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助（互助）による「地域住民との協働による防災まちづくり」を推進しています。これにより、地域住民の災害リスクへの理解を深め、防災意識の向上を図るとともに、地域住民が主体となって安全な避難経路の確保や災害時の活動体制の構築等を進めることで、まちの延焼被害の軽減を図ります。



不燃化重点対策地区における
取組（共同化）イメージ



火災延焼リスクの高い地区でのまちあるき点検

施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進

- ・ 今後想定される首都直下地震や南海トラフの大地震などの巨大地震に対応するため、建築物の耐震化や崖地を中心とした宅地の自然災害に対する防災性向上、橋りょうの耐震化など、まち全体の耐震対策を計画的に推進し、災害に強いまちづくりに取り組んでいます。
- ・ 建築物の耐震化については、令和 3（2021）年 3 月に改定した「耐震改修促進計画」に基づき、各種助成制度を運用し、旧耐震基準の特定建築物（多数の者が利用する建築物や地震により倒壊した場合に道路の通行を妨げ多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物等）や住宅（木造住宅や分譲マンション）の改修等を促進しています。
- ・ 宅地の自然災害対策については、地震時における宅地への影響調査を実施するなど、大規模盛土造成地の滑動崩落に伴う震災被害を軽減するための取組を推進するとともに、大雨などの自然災害に伴う崖崩れ等による被害を未然に防止するため、崖地における擁壁等の新設や改修を促進しています。
- ・ 橋りょうの耐震化については、平成 28（2016）年に策定した「橋梁耐震化計画」に基づき、主要な橋りょうの耐震性能を引き上げるとともに、比較的規模の小さい橋りょうのうち、防災上の視点から重要性の高い橋りょうについても耐震対策を実施するなど、安全性・信頼性の向上に取り組んでいます。

特定建築物及び住宅の耐震化率

	平成15年 (2003年)	平成17年 (2005年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
特定建築物	—	85.1%	92.4%	95.2%
住宅	82.4%	—	92.4%	95.6%

資料：まちづくり局調べ



宅地防災工事助成制度を活用した擁壁の改修例

施策 1-1-4 消防力の総合的な強化

- ・ 海上及び沿岸における各種災害に迅速かつ的確な対応が図られるよう、大型艇（109 トン）と小型艇（19 トン）の大小 2 艇体制の選択出場等による効果的な運用を確立するため消防艇の整備を行いました。また、特殊災害に係る訓練や研修を実施することにより大規模災害やテロ災害等への対応力向上を図るとともに、聴覚や発話の障害により音声での緊急通報に不安のある方が、音声によらない緊急通報ができるシステムとして「Net119 緊急通報システム」の運用を開始するなど、消防体制の強化に取り組んでいます。
- ・ 消防団は、市民の指導的立場に立ち、地域に密着した消防機関として、火災、風水害その他の災害に対する消防活動等の中核を担っており、台風等の水災害に対応できるよう、ボート、浮環、フローティングロープなどの資器材を配備するとともに、消防団員の新たな確保対策として活動を限定した機能別団員の制度を創設し、入団促進を図るなど、消防団活動の充実強化に取り組んでいます。



大型消防艇「かわさき」と小型消防艇「うみかぜ」



消防団員（機能別団員）

施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備

- ・ 近年、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化し、本市においても、令和元年東日本台風により甚大な浸水被害が発生したことから、浸水被害の最小化に向けた対策を推進しています。
- ・ 五反田川放水路の建設や時間雨量 50mmの降雨に対応できる河川改修を進めるほか、既存の調整池などの雨水流出抑制施設の活用や、下水道施策等との一層の連携を図りながら、国・関係自治体と水災害に適応する強くなやかなまちづくりに向けて取組を進めています。



五反田川放水路の整備状況（多摩川への放流部）

政策 1-1 災害から生命を守る 計画策定に向けた主な視点

- ★ 激甚化・頻発化する風水害への対策や首都直下地震等への備えに加え、新型コロナウイルス感染症にも対応した対策が必要とされている中、既存のコミュニティの変化等の社会環境に合わせ、自助・共助（互助）・公助がそれぞれの力を高め、役割を果たすとともに、災害時における地域の多様な主体による支え合いを実現することによって、迅速な復旧復興につなげられるよう、地域と行政が一体となった防災体制の充実が求められています。
- ★ 災害時にとるべき行動として、昨今の新型コロナウイルス感染症等の状況を踏まえると、必ずしも緊急避難場所、避難所に避難することが正解ではなく、自身の状況に合った取るべき行動を把握し、災害に備えることが必要であることから、分散避難を促す取組を推進する必要があります。
- ★ 災害時において支援が必要となる方々に重点を置いた対策を検討していく必要があります。
- ★ 不燃化重点対策地区については、建築物の新築時の不燃化を義務付ける不燃化推進条例のもと、各種補助事業や防災空地整備などのハード面の取組と、地域住民の防災意識の醸成に向けた啓発などのソフト面の取組を効果的に推進する必要があります。
- ★ 火災延焼リスクの高い地区については、自助・共助（互助）による地域防災力の向上に向け、引き続き、避難経路の確保や災害時の活動体制の構築など、地域特性に合った取組を活性化させながら、地域主体の活動が実施されるように支援する必要があります。
- ★ 建築物の耐震化については、市民の生命や財産を守る観点から、旧耐震基準の特定建築物や住宅の耐震化を引き続き支援していく必要があります。
- ★ 宅地の自然災害対策については、首都直下地震の発生や、地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度の増加が予測される中、崖崩れ等の災害から市民の生命及び財産を保護するため、より一層対策の強化を進め、防災性を向上させる必要があります。
- ★ 橋りょうの耐震化については、橋りょうの落橋による被害を未然に防止するだけでなく、地震後における避難経路や、災害復旧等の輸送ルートを確保するためにも、引き続き、取組を推進する必要があります。
- ★ 首都直下地震等の大規模災害や台風、ゲリラ豪雨などの異常気象による水災害に対して迅速かつ的確な消防活動が求められています。また、消防活動に必要な防災活動拠点、車両、資機材等を整備し、訓練や研修を効果的に実践することにより消防体制の強化を図るとともに、消防団活動の充実等の地域防災力の強化を図る必要があります。

政策 1-1 災害から生命を守る 計画策定に向けた主な視点

- ★ 近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえた治水・浸水対策については、被害の最小化に向け、河川改修等を着実に推進するハード対策と、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体的に進める必要があります。

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる

■ 政策の方向性

- 自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。
- また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安全・安心な日常生活を送っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	54.1%	62.4%	54.1%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる							
施策 1-2-1 防犯対策の推進（市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める）							
	空き巣等の刑法犯認知件数	10,685	6,654	8,500	8,500	8,500	件
	路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数	42	15	29	29	23	人
	消費生活相談の年度内完了率	98.2	99	99.0	99.0	99.0	%
施策 1-2-2 交通安全対策の推進（市内の交通事故を減らす）							
	交通事故発生件数	3,696	2,920	3,350	3,200	3,000	件
	放置自転車の台数	3,367	2,040	3,000	2,800	2,600	台
施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする）							
	バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合	35	94	88	100	100	%
	市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合	2.5	12.1	10	10	16.25	%
	誰もが安全・安心に公共的施設を利用できると感じる人の割合	49.1	48.8	49.5	49.7	50.0	%
施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（誰もが安全、快適に道路を利用できる）							
	道路施設の健全度	73	89	91	93	98	%
	不法占拠解消の累計件数	90	492	490	650	970	件
	被災時に復旧に寄与する道路台帳図の割合	6	100	100	100	100	%

■ これまでの主な取組状況

施策 1-2-1 防犯対策の推進

- ・ 地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携したパトロールなどへの支援等による自主防犯活動の促進や、防犯灯の新設、維持管理を行うとともに、防犯カメラの設置補助などに取り組んでいます。また、犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、専門の相談員（警察 OB）が面接または電話による相談に応じるほか、各種支援施策の情報提供などを行っています。
- ・ たばこの火から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止重点区域を中心とした路上喫煙防止指導員による巡回・指導を実施するとともに、路上喫煙防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。

- ・商店街等を訪れる市民が安心して公共の場所を通行できるよう、客引き行為等防止重点区域において、客引き行為等防止指導員による巡回・指導を実施するとともに、客引き行為等防止キャンペーン等による意識啓発に取り組んでいます。
- ・消費生活相談情報提供事業は、相談員への専門的な研修等を実施し、スキルアップを図り、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応しています。



客引き行為等防止キャンペーン

施策 1-2-2 交通安全対策の推進

- ・交通安全対策基本法に基づき、交通ルールの遵守及び交通マナーの向上のため、啓発活動で市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、年齢段階別に交通安全教室を実施するなど、「交通事故のない安全で住みよい社会」の実現に向けた取組を進めています。
- ・交通事故の抑止を目的として、歩道設置や交差点改良、カーブミラーなどを整備し、歩行者の安全を確保するとともに、通学児童が交通事故に巻き込まれないよう、スクールゾーン対策等を実施しています。
- ・市内の各駅周辺や商店街など、歩行者等の安全な通行を確保するための駐輪場の整備や、自転車等放置禁止区域の指定を行うとともに、自転車利用者の駐輪場への誘導、ルール・マナー等の啓発活動など、効率的・効果的な放置自転車対策の取組を進めています。



資料：市民文化局調べ



自転車の安全な乗り方教室

施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- ・市民生活に身近な鉄道駅周辺などを中心に、高齢者や障害者にも利用しやすい環境整備や、外国人等にも配慮した表示など、きめ細やかな取組を進めることにより、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。
- ・高齢者や障害者など誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、ユニバーサルデザインタクシーの普及促進や鉄道駅におけるホームドア等の整備に向けた取組を推進しています。また、鉄道による地域分断の改善や踏切を横断する駅利用者の安全性・利便性の向上に向け、JR 津田山駅の橋上駅舎及び自由通路の供用を開始するとともに、JR 稲田堤駅の橋上駅舎化等の取組を推進しています。



JR 稲田堤駅橋上駅舎化完成イメージ



小田急小田原線登戸駅ホームドア

施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

- ・ 市民生活や経済活動を支えるために重要な道路や橋りょう、その他の道路施設については、「道路維持修繕計画」や「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、事故を未然に防止し、常に安全で良好な状態で利用できるよう着実に修繕・点検を実施しています。
- ・ 河川・水路については、激甚化・頻発化する水害及び施設の老朽化への対応が急務となっていることから、水害の防止と施設の機能保全に向け、「河川維持管理計画」に基づいた計画的な維持管理を行っています。
- ・ 道水路台帳図のデジタル化を図るとともに、台帳図を効率的に管理し活用するシステムを構築し、専用端末機の設置やホームページでの公開など、新たな情報提供サービスを実現しました。



道路施設点検の状況



護岸変化の状況

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ 刑法犯認知件数は年々減少しているものの、市民アンケートの「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」の第1位が「防犯対策」となっており、市民の関心が高い分野であること、特殊詐欺等犯罪の手口は日々変化していることから、犯罪の未然防止に向けた効果的な取組が求められています。
- ★ より一層犯罪被害者等に寄り添った支援が求められている中、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めるため、新たな支援制度を構築するとともに、相談窓口や支援制度等の効果的な広報・啓発活動に取り組む必要があります。
- ★ 路上喫煙に対する市民の意識・関心が高まっており、要望・苦情等も恒常的に寄せられていることから、継続して路上喫煙防止キャンペーンによる意識啓発や防止指導員による指導・啓発活動に取り組む必要があります。
- ★ 商店街等における客引き行為等が依然として行われていることから、継続して商店街や神奈川県警と連携しながら、客引き行為等の防止に向けた取組を進める必要があります。
- ★ 複雑化・多様化する消費者被害に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、効率的・効果的な相談体制の構築が求められています。
- ★ 交通事故発生件数は減少していますが、依然として交通事故全体に占める高齢者関係事故件数の構成率が高いことや、自転車関係事故の割合が県内の構成率を上回っており、高齢者と自転車に関する交通事故防止対策が求められています。

政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上に向けた啓発活動について、社会のデジタル化に即した手法を取り入れていくことが求められています。また、自転車の放置は一定程度減少しているものの、夕方の買い物利用客等により自転車等が放置されている地域もあることから、ニーズに応じた駐輪場整備や一層の効率的・効果的な撤去業務等を進めていく必要があります。
- ★ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に推進する「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」や国における「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」などを踏まえ、心のバリアフリーなども含めたユニバーサルデザインのまちづくりを推進する必要があります。
- ★ 誰もが安全・安心に利用できる交通環境の形成に向けて、引き続き、公共交通におけるバリアフリー化の促進や鉄道駅における安全性・利便性の向上等に取り組む必要があります。
- ★ 市民生活や経済活動の根幹である道路、橋りょうや、河川施設、水路等、インフラ施設の老朽化の進行に伴い、健全度の確保及びライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図るため、点検や修繕を効率的・効果的かつ計画的に進める必要があります。
- ★ 道路等について、効率的な管理や災害時の早期復旧が可能となるよう、地籍調査で得た道路等の境界の座標値データを台帳図管理閲覧システムに搭載するとともに、利活用の促進に向け、システムの機能向上を図る取組を進める必要があります。

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える

■ 政策の方向性

- 水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいに川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組みます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
上下水道サービスについて満足している市民の割合 (市民アンケート)	60.6%	62.3%	65%以上

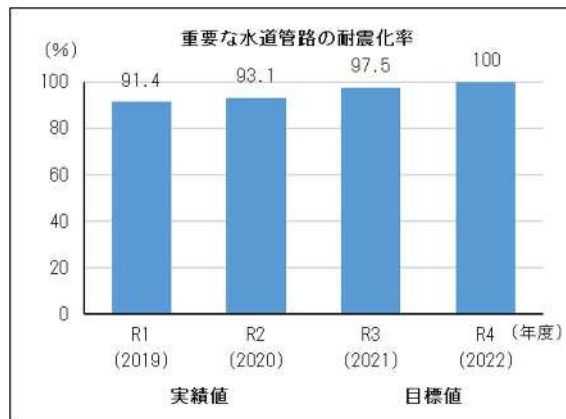
■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える							
施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上（安全でおいしい水を安定的に供給する）							
	重要な管路の耐震化率	70.6	91.4	92.4	97.5	100	%
	管路の耐震化率	第2期から設定	34.9	35.0	38.3	44.9	%
	災害時の確保水量	2.8	16.4	16.4	16.4	16.5	万m3
	開設不要型応急給水拠点の整備率	7.6	43.1	42.5	66.1	100	%
施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成（地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に戻す）							
	重要な管きょの耐震化率（川崎駅以南の地域）	33.5	99	100	100	100	%
	重要な管きょの耐震化実施率（川崎駅以北の地域）	第2期から設定	1.7	1.7	9.6	-	%
	浸水対策実施率（丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区）	22.6	100	100	100	100	%
	浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	第2期から設定	23.4	23.4	29.3	-	%
	合流改善率（雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策）	68.5	73.5	73.5	73.5	100	%
	高度処理普及率	第2期から設定	34.5	34.5	59.3	100	%

■ これまでの主な取組状況

施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上

- ・ いつでも安心して使用することのできる水道水を安定して供給するとともに、大規模地震発生時の影響を抑制するため、平成 30（2018）年度に末吉配水池や宮崎配水塔などの更新・耐震化を完了しました。引き続き配水池・配水塔などの更新・耐震化を進め、重要給水施設への供給ルートや震災時の被害が懸念される老朽配水管など重要な管路の耐震化に取り組んでいます。
- ・ 応急給水拠点の利便性を高め、より迅速な応急給水を図るため、配水池・配水塔と供給ルートの耐震化が完了した市立小・中学校に、給水器具の設置等の手間なく利用できる開設不要型応急給水拠点の整備を進めています。



資料：上下水道局調べ

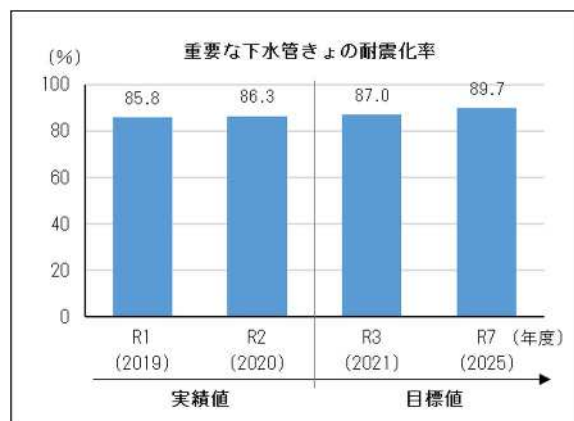
- ・ 良質で安全な水道水を安定して供給できるよう、水道水の安全性に影響を及ぼす可能性のある要因を抽出し、水源から給水栓まで徹底した水質管理を実施するとともに、上下水道局ウェブサイトなどで水道水の水質に関する情報を提供しています。また、塩素臭の少ないおいしい水の供給に向けて、残留塩素濃度の低減・平準化に取り組んでいます。
- ・ 将来にわたり持続可能な工業用水道を実現するため、耐震性及び経年度などを考慮し、施設・管路の更新・耐震化を計画的に実施しています。



給水栓における水質管理

施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成

- ・ 大規模地震発生時にも、市民生活への影響を最小限に抑えるため、避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ重要な下水管きよの耐震化を進め、川崎駅以南の地域は令和 3（2021）年度までに整備を完了し、その他の地域においても整備を推進しています。また、水処理センター・ポンプ場において管理棟の耐震化を行い、大規模地震発生時にも施設を運転・制御する機能の確保を令和元（2019）年度までに完了しました。引き続き、揚水機能の確保などを目標とした耐震化を推進しています。
- ・ 都市化の進展による雨水流出量の増大や気候変動等の影響による短時間・局地的な大雨など、雨の降り方の変化などにより浸水被害が発生していることを踏まえ、浸水リスクの高い重点化地区の対策を推進するとともに、局地的な対策として、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進しています。
- ・ 東京湾における富栄養化の原因となっている窒素やリンの排出量を削減できる高度処理について、平成 30（2018）年度に入江崎水処理センター（西系）の高度処理化を完了しました。引き続き、等々力水処理センターなどへの導入を推進しています。
- ・ 合流式下水道は雨天時に処理しきれない下水が川や海に放流されるしくみのため、雨天時の放流回数を減らすなどの改善対策として、平成 30（2018）年度に大師河原貯留管の整備を完了しました。引き続き、大師河原ポンプ場の改築及び六郷遮集幹線の整備を推進しています。
- ・ 健全な下水道機能を継続的に維持していくため、令和 2（2020）年度からアセットマネジメントの本格的な運用を開始し、管きよの不具合による道路陥没や設備故障による処理場・ポンプ場の機能停止などのリスクと再整備や改築に要するコストのバランスを考慮しながら、中長期的な視点を踏まえ、計画的な老朽化対策を推進しています。



資料：上下水道局調べ



大師河原貯留管

政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える 計画策定に向けた主な視点

- ★ 水道施設においては、令和 4（2022）年度までに配水池・配水塔の耐震化を完了させる予定ですが、引き続き送水管などの更新や事故等に備えたバックアップ機能強化・断水リスク軽減のための管路等を整備する必要があります。
- ★ 工業用水道施設においては、浄水場などの主要施設に対して、大規模地震や激甚化・頻発化する風水害などの災害時でも機能を確保できるよう耐震化や浸水対策を実施するとともに、臨海部の企業動向や将来の工業用水道の需要動向を踏まえた施設・管路の更新・耐震化に向けて検討を進める必要があります。
- ★ 大規模な災害に備え、地域防災計画で避難所や地域防災拠点に指定しているすべての市立小・中学校等に開設不要型の応急給水拠点を整備するとともに、更なる利便性の向上に向けて応急給水拠点の拡充を図る必要があります。
- ★ 最新の科学的知見に基づき、水道水質基準は常に見直しされ逐次改正が行われています。良質で安全な水の安定供給のためには、水源水質の保全対策を継続するとともに、きめ細やかな水質管理・検査体制を維持・継続する必要があります。
- ★ 近い将来発生が危惧されている大規模地震に備え、被災時の市民生活への影響を最小限に抑えるため、被災時に必要となる下水道機能に重点化を図り、計画的かつ効率的に下水道施設の地震対策を進めていく必要があります。
- ★ 近年の激甚化・頻発化する風水害に備え、引き続き、浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用や、老朽化対策も考慮した効率的・効果的な浸水対策を進めるとともに、局地的な対策として、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた中長期対策などの検討を進める必要があります。
- ★ 東京湾では下水処理水などに含まれる窒素やりんを原因として富栄養化が進み、赤潮などの被害が依然として発生しているなど、更なる水質改善が必要な状況であることから、東京湾の水質環境基準の達成に向け、「東京湾流域別下水道総合計画」に基づき、水処理センターの高度処理化を進める必要があります。
- ★ 合流式下水道については、下水道法施行令において令和 5（2023）年度までに達成すべき技術上の基準が定められているなど、公共用水域の水質の改善に向けた着実な事業の推進が求められています。
- ★ 昭和初期から整備を進めてきた下水道施設は、老朽化による劣化が進行していることから、施設の劣化状況を適切に把握しつつ、引き続き、リスクとコストのバランスや中長期的な視点を踏まえて、計画的に老朽化対策を進めることが求められています。
- ★ 下水道事業は、下水処理の過程で多くの電力や温室効果ガスを排出していることから、令和 32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けて、施設・設備の更新等に合わせた省エネルギー化や、温室効果ガス排出量のより一層の削減が求められています。

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

■ 政策の方向性

- ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
高齢者や障害者が生き生きと生活できるような環境が整っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	20.7%	28.2%	25%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

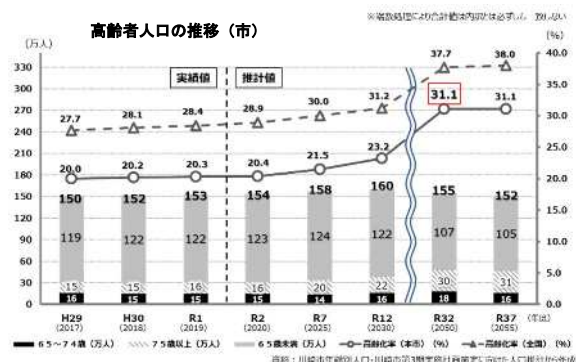
政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる							
施策 1-4-1 総合的なケアの推進（多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる）							
	高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合	17.07	18.81	18.77	19.18	22.99	%
	地域包括ケアシステムの考え方の理解度	10.1	9.9	24.0	32.0	42.0	%
	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数	308	923	1,050	1,350	1,950	人
	介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合	10.6	11	15.0	15.0	20.0	%
	民生委員児童委員の充足率	90.5	81.6	96.7	97.2	98.2	%
	認知症サポーター養成者数（累計）	24,034	68,088	57,190	78,480	110,480	人
施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実（介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる）							
	介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）	10,380	19,704	20,884	23,316	38,568	人/年
	現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）	94.3	94	94.3	94.3	94.3	%
	かわさき健康福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト対象者の要介護度の改善率）	16.7	17.5	17	17	17	%
	かわさき健康福寿プロジェクトの実施結果（プロジェクト対象者の要介護度の維持率）	63.9	66.4	65	65	65	%
	かわさき健康福寿プロジェクトの参加事業所数	第2期から設定	338	267	300	400	事業所
	介護人材の不足感	75.7	75.8	72	72	70	%
施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり（高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる）							
	収入を伴う仕事をしている高齢者の割合	26.7	31.8	32.5	32.5	38.3	%
	シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数	2,453	1,973	2,520	2,550	2,600	人
	ほぼ毎日外出している高齢者の割合	48.1	52.5	52.5	52.5	55.0	%
	高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績	28.9	24.0	29.1	29.1	29.2	万人
	生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合	35.1	43.4	50	50	55	%
施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実（障害者が生活しやすい環境をつくる）							
	日中活動系サービスの利用者数	4,324	6,004	6,109	6,928	7,254	人/月
	グループホームの利用者数	998	1,289	1,279	1,459	1,819	人/月
	長期（1年以上）在院者数（精神障害）65歳未満	306	289	257	234	189	人
	長期（1年以上）在院者数（精神障害）65歳以上	345	418	418	401	368	人
施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進（障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる）							
	障害福祉施設からの一般就労移行者数	180	271	250	272	315	人
	障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合	30	29.3	32	33	35	%

政策	施策		成果指標の状況等							
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位		
政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる										
施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備（それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える）										
		住宅に関する市民の満足度	※次回の調査はR5に実施するため	73	※	-	-	77	80	%
		リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合		2.2	※	-	-	3.2	4.5	%
		生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅団地（100戸以上）の割合		17	28.1		25	26	28	%
施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり（健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす）										
		主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）【男性】	※次回の調査はR3に実施するため	73.7	※	-	-	77.0	77.0	%
		主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）【女性】		76.8	※	-	-	80.0	80.0	%
		特定健康診査実施率（国民健康保険）		24.5	25.4		29.5	32.5	35.5	%
		特定保健指導実施率（国民健康保険）		6	6.4		7.5	10.5	13.5	%
		がん検診受診率（肺がん）		44.5	50.5		50	50	50	%
		がん検診受診率（大腸がん）		40.5	47.3		50	50	50	%
		がん検診受診率（胃がん）		42.2	53.5		50	50	50	%
		がん検診受診率（子宮がん）		46.1	48.5		50	50	50	%
		がん検診受診率（乳がん）		46.1	48.5		50	50	50	%
		40歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）	※次回の調査はR2に実施するため	3.1	3.3		3.0	3.0	3.0	%
		食に関する地域での活動に参加する人の割合（①食育の現状と意識に関する調査）		38.3	※	-	-	40	41	%
		食に関する地域での活動に参加する人の割合（②食生活改善推進員養成数：健康福祉局調べ）		3,862	4,233		4,200	4,300	4,500	人

■ これまでの主な取組状況

施策 1-4-1 総合的なケアの推進

- 「地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき、将来あるべき姿の合意形成を図り、地域内において多様な主体が、それぞれの役割に応じて具体的に行動できるように考え方の共有を進め、「システム構築」につなげています。
- 各区に設置した地域みまもり支援センターについて、地域における更なる取組の周知とともに、関係機関との連携強化を進めるため、区役所の保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しました。
- 地域みまもり支援センターによる、更なる「地域力の向上」に向け、各区で作成している地区カルテを活用し、地域の担い手づくり及び地域活動の支援などの地域マネジメントに取り組んでいます。



施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実

- ・ 高齢者が安心して暮らせる住まいの確保と、介護が必要になった時でも必要な介護サービスなどを選択して住み慣れた地域で暮らせるよう介護サービスの基盤整備を進めるとともに、増加するひとり暮らし高齢者が、安心して在宅生活を継続できるよう、地域ぐるみの見守りや、ICT を活用した見守り支援を進めています。

- ・ 高齢者の状態の改善・維持に取り組む介護サービス事業所を評価するしくみとして「かわさき健幸福寿プロジェクト」に取り組んでいます。

- ・ 介護人材の確保に向けて、4つの重点的な項目として、啓発イベントの開催などによる「人材の呼び込み」、福祉人材バンクの就職相談会などの「就労支援」、メンタルヘルス相談窓口の設置などの「定着支援」、職務階層に応じた研修の「キャリアアップ支援」に取り組むとともに、求職者と介護サービス事業所の双方を一体的に支援する「介護人材マッチング・定着支援事業」を行っています。

要介護・要支援認定者数の推移及び推計（市）

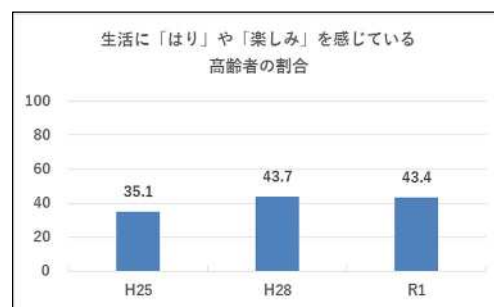


資料：第8期川崎市高齢者保健福祉計画・介護保険計画から作成

施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり

- ・ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に向けて、路線バスを活用した外出支援に取り組むとともに、希望する高齢者に就業機会を提供するシルバー人材センターの取組を支援しています。また、各種講座や介護予防イベントの実施、全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣などを実施しています。

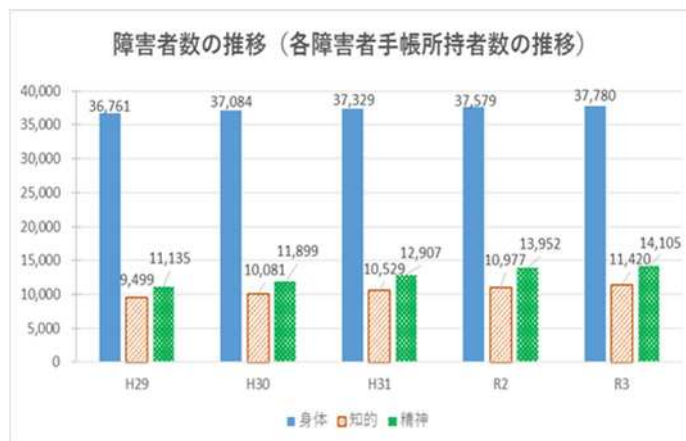
- ・ 高齢者の地域活動への参加の場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを運営しています。また、より多くの地域住民に利用される施設とするため、多世代交流などの地域交流に取り組んでいます。



資料：「高齢者実態調査」

施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実

- ・ 障害のある方が、住み慣れた地域や本人が望む場で安心して自立した生活を送るため、各種相談を充実させながら、日中活動の場である生活介護事業所や住まいの場であるグループホーム、相談や短期入所、地域の体制づくり等の機能を持つ地域生活支援拠点を整備するとともに、地域リハビリテーションセンター等と連携してサービスの質の向上を図るなど、障害者の地域生活支援の充実を図っています。



資料：健康福祉局調べ

- ・ 障害のある子どもや発達に心配のある子どもの地域生活の充実に向けて、軽度の障害やその疑いがある子ども及びその保護者等に対して、適時適切な相談・支援を提供できるよう、子ども発達・相談センターの設置を進めています。また、地域療育センターにより専門的な支援を行うとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービス提供事業者により、身近な地域で発達段階に応じた療育支援を行っています。

施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進

- ・ 法定雇用率の引き上げなどにより障害者雇用の拡大が図られる中、就労移行支援事業所や就労援助センターなど就労支援機関を中心とした障害者の一般就労に向けた支援や、企業の雇用を支援する取組など、障害者の企業への就労とその定着に向けた支援を積極的に進めています。
- ・ 障害者手当等支給事業、障害者団体等支援事業や障害者週間記念事業等を実施することで障害者の自立と社会参加を促進するとともに、バス乗車券・重度障害者福祉タクシー利用券交付事業等を実施し、外出時の移動手段の確保に取り組んでいます。



資料：健康福祉局調べ

- ・ 精神保健福祉手帳制度等の適正な運用、ひきこもりやアルコール・薬物・ギャンブル等依存症の専門相談支援機関を設置し、地域関係機関と協働した精神保健福祉関連事業の実施を行うことで、市民のこころの健康や精神障害者、その家族の社会参加や自立の促進を図っています。

施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

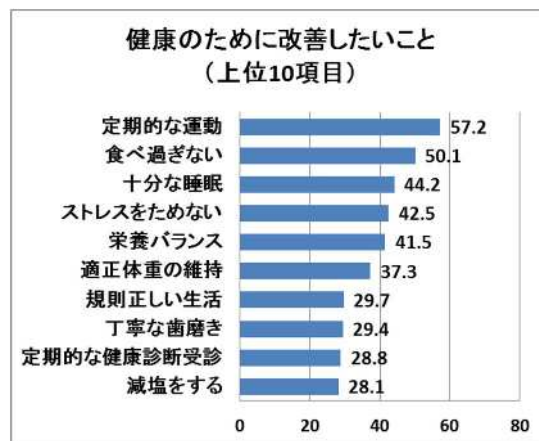
- ・ 誰もが安心して暮らせる住まいの確保及び居住環境の維持・向上に向けて、「住宅基本計画」に基づき、バリアフリー化などの住宅の質の向上や、民間事業者等と連携した既存住宅の流通促進、ライフステージに合わせた住み替えの円滑化、多様なニーズに応じた住宅の供給促進などに取り組んでいます。
- ・ 空き家率が比較的低い本市においては、空き家の発生が抑制が重要であることから、「空家等対策計画」に基づき、住宅の良質化や利活用等の予防的な取組、相談体制の充実を進めるなど、総合的な空き家対策を計画的に推進しています。
- ・ 住宅に困窮する低所得者の居住の安定を図るため、「第4次市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅の適切な運営を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた市営住宅の有効活用を進めています。また、増加・多様化する住宅確保要配慮者の安定的な居住確保に向け、居住支援協議会を適切に運営するなど、公営住宅だけでなく、民間賃貸住宅等も活用した重層的な住宅セーフティネットの構築に取り組んでいます。



川崎市居住支援協議会による入居者・支援者向けサポートブック

施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり

- ・ 市民一人ひとりの主体的な健康づくりに向けて、企業や職域関係団体等と連携してイベントや講座等を開催するとともに、生活習慣改善に向けた各種啓発、生活習慣病の発症・重症化の可能性のある方への受診勧奨や保健指導等により、ライフステージに応じた健康づくりの促進と生活習慣病の予防に取り組んでいます。
- ・ 生涯を通じた健康づくりや介護予防は、若い時からの健康づくりの取組を継続していくこと、また、何歳になっても取組を始めることが大切であることから、健康づくりと介護予防を一体的に推進しています。
- ・ がん検診の受診率向上のため、対象となる市民ヘコールセンターやがん検診台帳システムを活用した個別受診勧奨等の取組を推進しています。



資料：「平成 28 年度川崎市健康意識実態調査」

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

計画策定に向けた主な視点

- ★ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、「地域包括ケアシステム推進ビジョン」の考え方の共有を引き続き進めるとともに、将来あるべき姿の合意形成を図り、地域内の多様な主体が、それぞれの役割に応じた具体的な行動を行えるよう、住民が主役の地域づくりを進めることが必要です。
- ★ 高齢化による要支援・要介護者の拡大が見込まれる中で、介護・生活支援サービスに対する需要に対応できる持続可能なサービス提供のしくみづくりや、ICT を活用した医療・介護データに基づく健康づくり・介護予防に向けた取組が求められています。
- ★ 増加傾向にある、医療ニーズを有する高齢者への在宅医療の提供や看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援するためのしくみの充実が課題になっています。
- ★ 急速な高齢化が進む中、年齢や障害等の状況が変わっても、住み慣れた地域や自らが望む場で質の高い生活を送り続けるために継続的なサポートを受けられるよう、全世代・全対象型の支援を提供していく必要があります。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響による生活行動の変化を踏まえながら、困りごとを抱えた人が取り残されないよう、着実に個別支援を進めるとともに、支え合い・助け合い等による地域力の向上を目指し、地域のつながりを保つための取組が必要です。
- ★ 高齢者の増加に伴い、認知症高齢者の更なる増加が見込まれることから、地域の相談拠点と専門医療機関の連携による相談支援体制とともに、認知症の速やかな鑑別診断、診断後のフォロー、身体合併症への対応などを図る医療体制を強化する必要があります。
- ★ 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる多様な居住環境の実現を図るための介護サービス基盤の構築や、要介護・要支援高齢者の増加に伴う介護ニーズの増大と多様化に対して柔軟に対応することができるサービスの着実な提供が求められています。

政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

計画策定に向けた主な視点

- ★ いわゆる団塊の世代が後期高齢者（75 歳以上）になる令和 7（2025）年、またその先の団塊ジュニア世代が高齢者（65 歳以上）になる令和 22（2040）年に向け、医療・看護・介護サービスの人材確保が課題となっていることから、限られた資源を効果的・効率的に活用して、持続可能なケアの提供体制を構築していく必要があります。
- ★ 福祉サービスや医療的ケアが必要不可欠な人が、災害時においても可能な限り支援を受けられるよう、さまざまな主体と連携しながら、災害時の福祉機能の強化を図る必要があります。
- ★ 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進に向けて、高齢者の増加や、デジタル化の進展等に伴うニーズの変化を踏まえた取組を進めるとともに、新たな生活様式を見据えた制度への再構築が必要です。
- ★ 支援を必要とする障害者の増加とともに、障害の多様化や高齢化に伴う重度化・重複化が進んでいることから、障害者の自立した地域生活に向けて、多様化するニーズを踏まえた支援体制を構築する必要があります。
- ★ 医療技術の進歩や障害に対する理解の深まりに伴う障害児として診断・判定される子どもの大幅な増加や支援ニーズの多様化に対応するため、障害の特性や子どもの育ちの状態に応じた切れ目のない包括的な支援体制を構築する必要があります。
- ★ 障害者雇用を取り巻く環境の変化や新たな生活様式に対応しながら、障害者の雇用・就労及び社会参加の取組を進めるとともに、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支えあえる地域社会の実現に向けた意識の醸成（心のバリアフリー）を図る必要があります。
- ★ 住まい・住まい方に対するニーズの多様化や少子高齢化の更なる進展など、本市の住宅政策を取り巻く状況の変化を踏まえ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられるよう、居住ニーズやライフスタイル、ライフステージ等に応じた住宅を確保しやすいしくみづくりに取り組む必要があります。
- ★ 高経年の戸建住宅団地や分譲マンション等においては、空き家の増加や建物の管理不全化に伴い周辺環境への影響や地域の活力の低下が懸念されることから、建物や管理状況に応じた予防的取組の推進や管理適正化に向けた支援の充実などが求められています。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響や高齢化の進展等により増加が見込まれる住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、市営住宅の有効活用の推進とともに、民間賃貸住宅を活用した円滑な入居支援と安定した生活支援などが求められています。
- ★ 市民の健康づくりに関する取組が進んでいる一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、健康診断・受診控えや、高齢者の身体機能の低下等が懸念されており、市民が自発的に受診や健康づくり・介護予防に向けた行動をとれるよう支援していく必要があります。

政策 1-5 確かな暮らしを支える

■ 政策の方向性

- 高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。
- 市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
社会保障制度に基づく市の取組が、病気、怪我、失業などによる市民の経済的な不安の軽減に役立っていると思う市民の割合 (市民アンケート)	16.6%	22.9%	20%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 1-5 確かな暮らしを支える							
施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営（信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する）							
	国民健康保険料収入率等【現年度分】	92.96	94.12	94.77	95.0	95.0	%
	国民健康保険料収入率等【収入未済額】	67,5319	33.65	34.01	30	30	億円
	後期高齢者医療保険料収入率等【現年度分】	99.31	99.45	99.46	99.48	99.48	%
	後期高齢者医療保険料収入率等【収入未済額】	9,737	10,361	8,900	8,900	8,900	万円
施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進（最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす）							
	生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数	608	634	650	650	650	世帯
	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率	99	99	100	100	100	%

■ これまでの主な取組状況

施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営

- ・ 国民健康保険については、レセプト点検による過誤調整のほか、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の施行に伴う取組の開始、不当利得返還に係る収納体制の強化など、医療費の適正化を進めています。また、マイナンバーカードの保険証利用のための取組など、資格適正化の取組を推進しています。
- ・ 後期高齢者医療については、神奈川県後期高齢者医療広域連合と連携して市町村事務を実施しています。また、口座振替の勧奨や民間を活用した訪問徴収を実施したほか、医療費の適正化を推進しています。

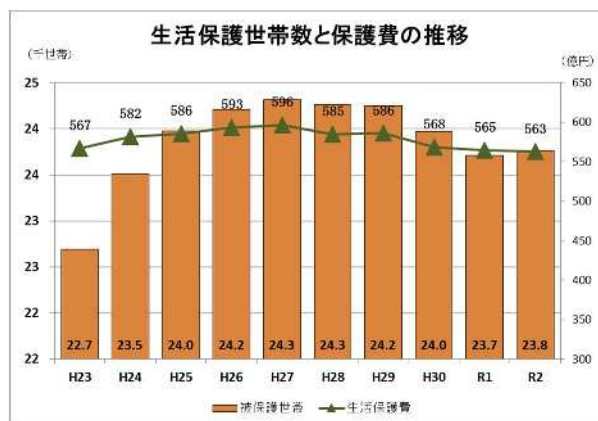


※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

- ・ 重度障害者医療費助成については、障害者の増加に対応した持続可能で安定的な制度のあり方の検討に向けて、他都市とも連携しながら取組を進めています。

施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進

- ・ 就労可能な生活保護受給者に対し、就職などによる自立を促すため、個々の能力が最大限発揮されるよう、キャリアカウンセリングや求人開拓、ハローワークとの連携による個別支援などの各種就労支援事業を実施し、一人ひとりに寄り添いながら、能力・意欲に応じたきめ細やかな就労支援を実施しています。また、生活保護に至る前に、生活困窮者が社会的・経済的に自立できるよう、「だい JOB センター」において、就労・生活支援を行っています。
- ・ 生活保護受給世帯等の子どもの将来的な自立を支援するため、小学生に対しては市内 12 か所、中学生に対しては市内 14 か所の教室で、高校等進学に向けた学習の支援と居場所の提供に取り組んでいます。



※決算ベース
資料：健康福祉局調べ

政策 1-5 確かな暮らしを支える 計画策定に向けた主な視点

- ★ 医療保険については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあることから、制度の安定的な運営のため、更なる医療費の適正化に向けた取組や保険料の収納対策をより一層推進する必要があります。
- ★ 重度障害者医療費助成制度は、高齢化の進展や医療の高度化、県の補助制度の見直しにより市の負担が急増しているため、持続可能で安定的な制度のあり方を検討する必要があります。
- ★ 生活保護制度が、セーフティネットとして持続可能なしくみを維持するためには、真に保護が必要な人に健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、生活保護に至る前の段階で、困窮状態からの脱却に向けた取組が必要です。
- ★ 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、生活保護受給世帯等の子どもへの学習・生活支援及び居場所の提供が引き続き求められています。

政策 1-6 市民の健康を守る

■ 政策の方向性

- 高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。
- 地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
安心して医療を受けることができている市民の割合 (市民アンケート)	53.8%	62.4%	60%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 1-6 市民の健康を守る							
施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化（いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える）							
	かかりつけ医がいる人の割合	57.5	58.7	59	60	61	%
	身近な地域の医療機関を受診する市民の割合（平日日中の発熱等への対応）	86.9	90.4	89	91	92	%
	川崎DMAT（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数（3指定病院の合計）	130	244	210	250	350	人
	救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間【うち救急車の現場到着時間】	42.6[8.4]	40.3[8.6]	42.6[8.4]	42.6[8.4]	40.0[8.0]	分
	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合	31.4	42.2	34.6	37.2	38.0	%
施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営（誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する）							
	入院患者満足度	87.5	89.9	89.4	90.0	90.0	%
	外来患者満足度	77.6	77.2	81.1	82.0	82.0	%
	病床利用率（一般病棟）	72.9	79.2	83.0	83.0	83.0	%
	救急患者受入数	49,873	44,628	51,600	52,000	52,500	人
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保（感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える）							
	麻しん・風しん予防接種の接種率【第1期】	98.6	97.6	98.6	98.6	98.6	%
	麻しん・風しん予防接種の接種率【第2期】	91.6	94.4	95	95	95	%
	感染症予防（手洗い・咳エチケット）の実施率	95	94	95	95	95	%
	食中毒の発生件数	8	8	8	8	8	件
	「食中毒予防の3原則」の実施率	86.8	83.6	87.5	88	90	%
	市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数	95	126	130	144	172	回

■ これまでの主な取組状況

施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化

- ・ 住み慣れた地域ですこやかに暮らせる医療環境の整備に向けて、かかりつけ医等の普及や医療機関間での役割分担・相互連携の推進を図るとともに、救急病院や周産期母子医療センター等への運営支援を適切に行うことで、傷病者の状況に応じた救急医療体制を確保するなど、地域の医療供給体制の充実に取り組んでいます。
- ・ 救急需要の動向把握による救急体制の整備を推進するとともに、救急救命士の養成による病院に到着するまでの救



救急隊員による大規模災害対応訓練

護体制の確保や、救急車の適正利用に向けた広報等に取り組んでいます。

施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営

- ・市の基幹病院又は地域の中核病院として、高度・特殊・急性期医療や救急医療等を提供するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応では、専用病床を整備し積極的な受入れを行っています。また、地域完結型の医療提供体制を推進するため、紹介患者に対する医療の提供や医療機器の共同利用、入退院支援機能の強化など地域医療機関との連携を進めています。
- ・高齢化に伴う慢性疾患の増加など疾病構造の変化や医療の高度化等に対応するため、川崎病院では医療機能再編整備を推進しました。また、患者の在宅復帰に向けた支援を行う地域包括ケア病床の整備・運用（井田病院）のほか、医療の高度化に対応するため、手術支援ロボット（市立3病院）やPET-CT（川崎病院）を整備しました。
- ・災害拠点病院（川崎病院・多摩病院）又は災害協力病院（井田病院）として、備蓄品の整備や、災害対応訓練の実施など、大規模災害への準備を進めました。また、川崎病院では、エネルギー関連設備を洪水浸水想定以上の高さに移設する工事を進めるとともに、井田病院では高台の立地を活かし、水害に強い病院として、早期の災害拠点病院化を進めています。



新型コロナウイルス感染症患者受入病棟で勤務する看護師

施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保

- ・新型コロナウイルス感染症から市民の安全と健康を守るため、国や県、関係機関と連携し、適切な初動対応や医療提供体制の確保、ワクチン接種などの取組を進めています。
- ・国境を越えた物流や経済活動が活発になる中、新たな感染症に対して的確な対応を図るため、感染症の発生予防とまん延防止に向けた取組を進めるとともに、各種予防接種の実施などの取組を推進しています。
- ・食品衛生監視指導計画に基づき、食品取扱施設への監視指導、収去検査、HACCPの導入状況確認及び導入支援を行い、食品の安全性を確保し、市民の健康被害を防止するとともに、さまざまな方法により市民や食品等事業者へ食品衛生の知識や衛生管理等の普及啓発に取り組んでいます。



健康安全研究所におけるウイルス検査

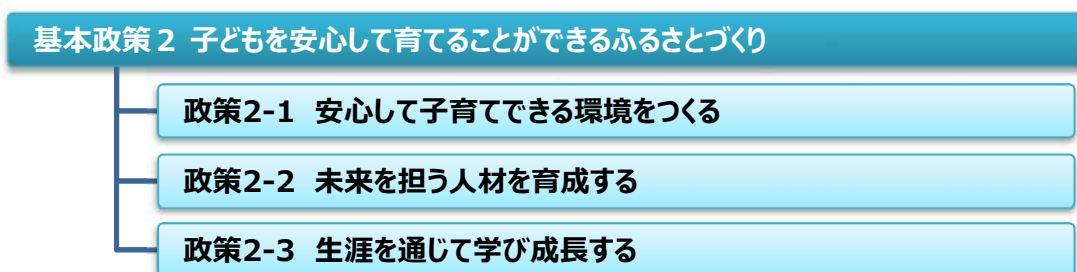
政策 1-6 市民の健康を守る 計画策定に向けた主な視点

- ★ 令和 7（2025）年の医療需要と病床の必要量を定めた県の地域医療構想を踏まえた不足する病床機能の確保や連携体制の構築とともに、高齢化・疾病構造の変化及び医療の高度化等に伴い増加・多様化する在宅医療のニーズに対応した医療供給体制の整備が必要となっています。
- ★ 今般の新型コロナウイルス感染症への対応について適切な時期に検証し、課題の整理等を行うとともに、今後の新興感染症に係る国及び県の検討を踏まえ、医療提供体制や病床確保に係る取組を実施していく必要があります。
- ★ 医療の進歩に伴う高度化・多様化への確に対応し、地域包括ケアシステムの担い手としての質の高い看護師を養成するため、川崎市立看護大学（令和 4（2022）年 4 月開学予定）を理念やカリキュラム等に沿って適切に運営する必要があります。
- ★ 高齢化の進展に伴う人口構造の変化、在宅介護や単身世帯割合の増加等による救急需要の動向を把握し、傷病の緊急度に応じた適切な救急医療を提供できる体制を確保するほか、救急車の適正利用を促進するとともに、救急隊の整備を検討する必要があります。
- ★ 市立病院は、高度・急性期医療や救急・小児・周産期・災害・精神・感染症などの政策的医療・不採算医療の提供、先進的医療機器の導入、地域医療を担う医療従事者の育成など、今まで担ってきた役割を引き続き果たしていくとともに、今後増加する医療需要を見据え的確に対応し、市民に医療を安定的かつ継続的に提供していく必要があります。
- ★ 市立病院においては、今後急速に進展する高齢化と人口増に伴う医療需要に対応するため、地域の医療機関や介護事業者とも連携しながら、地域包括ケアシステムや地域医療構想を踏まえた取組をより一層推進していくとともに、さまざまな災害や新興感染症を想定し、有事に迅速かつ的確に対応する必要があります。

基本政策2 子どもを安心して育てることができるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

■ 政策の体系



政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

■ 政策の方向性

- 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
子育て環境の整ったまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	32.2%	35%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策		成果指標の状況等					単位
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる								
施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進（地域で子育てを支えるしくみをつくる）								
		ふれあい子育てサポートセンターの利用者数	15,665	14,858	16,300	16,600	16,600	人
		地域子育て支援センター利用者の満足度	8.9	9.0	9.0	9.0	9.1	点
施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進（子どもを安心して預けられる環境を整える）								
		待機児童数	0	12	0	0	0	人
		保育所等における利用者の満足度	7.9	7.8	8.2	8.2	8.4	点
施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進（子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる）								
		乳幼児健診の平均受診率（厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）	97.2	96.1	97.3	97.3	97.4	%
		子育てが楽しいと思う人の割合（1歳6か月健診時における子育て生活基本調査）	97.5	96.7	97.6	97.7	97.8	%
		わくわくプラザの登録率（わくわくプラザ利用実績報告書）	46.3	49.6	48.8	49	51	%
		わくわくプラザ利用者の満足度（わくわくプラザを利用している方への調査）	7.3	7.6	7.5	7.7	8.0	点
施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり（子どもが安心して育つしくみをつくる）								
		里親の登録数	116	168	141	145	155	世帯
		地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合	30.8	39	41	45	54	%

■ これまでの主な取組状況

施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

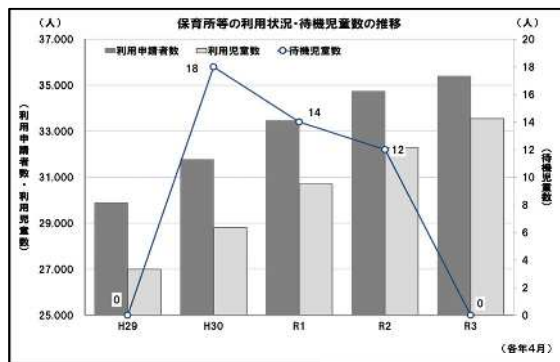
- ・ 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど、子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めています。
- ・ 小児医療費助成制度における入院医療費助成の所得制限を平成 30 (2018) 年度から廃止するなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。



地域子育て支援センターでの親子の交流の輪

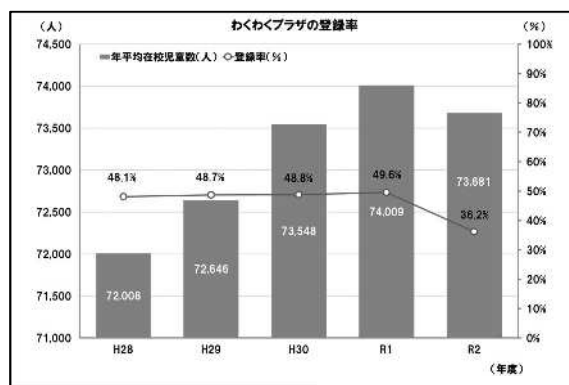
施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

- ・ 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備のほか、川崎認定保育園の活用、年度限定型保育事業の実施など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所において、子どもの預け先を探す保護者の保育ニーズに応じたきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- ・ 令和元（2019）年度に川崎区保育・子育て総合支援センター、令和2（2020）年度に中原区保育・子育て総合支援センターと、各区3園の公立保育所のうち、1園を地域における「保育」と「子育て」の一体的な事業推進拠点として順次整備し、区内の公立保育所とともに、専門職（保育士・栄養士・看護師）による地域の子ども・子育て支援や民間保育所等への支援、公・民保育所の人材育成を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- ・ 多様化する保育ニーズに対応するため、幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進等に取り組んでいます。



施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

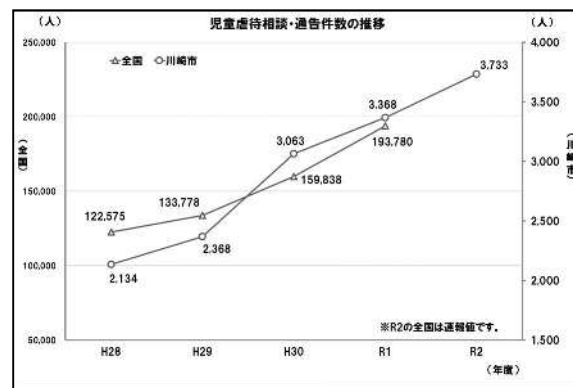
- ・ 平成30（2018）年度から産後ケア事業の来所型を実施するなど、妊娠期・出産・乳幼児期をとし、妊婦・乳幼児健診や、発達や子育てに関する相談・支援を受けられる体制を整え、安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。
- ・ 老人いこいの家利用者をはじめとした、多様な世代との地域交流事業に取り組むなど、子どもに多様な体験や活動を提供する場であるとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう、こども文化センターの施設の運営を行う中、令和2（2020）年度に小杉こども文化センターを開設しました。
- ・ 令和元（2019）年度からメール配信サービスの実施や、学校の長期休業期間等において平日朝の開室を8時からに変更するなど、すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせるよう、「わくわくプラザ」において遊びの場、生活の場を確保し、仲間づくりを支援するとともに、多様な体験や、活動機会の提供に取り組んでいます。



施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

- ・ 平成30（2018）年度に児童相談システムを導入し、ネットワーク化された情報を活用して、市内3か所の児童相談所及び7区役所において、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、要保護児童の一時保護や里親・児童養護施設等への措置など、子どもに対する専門的な支援を実施しています。

- ・ 親と子の将来の自立に向けた支援を行うため、令和元（2019）年度にひとり親家庭支援施策の再構築を行い、相談支援の質の向上と効果的な情報提供、正規就労に向けた就労支援、子どもの自立に向けた切れ目のない支援、親と子の自立につながる経済的支援などを行っています。



資料：こども未来局調べ

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ 核家族化や地域との関係の希薄化などに伴い、子育て家庭の養育力低下や、社会からの孤立が危惧される中、子育てに不安や負担感を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- ★ 子育て親子の交流の場や子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じ、支援を求めているかなどの現状を把握するとともに、子育てに関するさまざまな地域資源を活用し、多様な主体と連携・協力しながら、子育てニーズの多様化への対応や子育て不安の解消に向けて、子育て家庭の身近な場所で適切な支援を受けられるよう、取り組む必要があります。
- ★ 少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確にとらえた保育受入枠の確保に取り組む必要があります。
- ★ 多様化する保育ニーズに合わせ、既存施設や多様な手法を活用した就労家庭児の受入れ推進を図るとともに、保育人材の育成など保育の質の維持・向上に取り組む必要があります。
- ★ 地域との関係の希薄化などに伴い、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、支援の必要な妊産婦等に対する的確な支援、発育・発達状況に課題のある子どもの早期発見・早期療育、児童虐待防止に向けた対応等、母子保健事業を通じ、妊娠・出産期から乳幼児期まで、切れ目のないきめ細やかな相談支援等に取り組む必要があります。
- ★ 核家族化や地域との関係の希薄化などにより、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われているとともに、子どもを取り巻く問題が複雑・深刻化する中、子どもを孤立から守り、すこやかに育てるための居場所がより一層必要となっています。わくわくプラザやこども文化センターにおいて、放課後の子どもの安全・安心な居場所づくりのほか、子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを推進する必要があります。
- ★ 児童虐待の相談・通告件数は年々増加しており、また、経済的な困窮に加え、保護者の複雑な成育歴や子ども自身の発達課題など、個々のケースが抱える背景・課題も複雑化しています。また、児童相談所が医療・司法の複数の関係機関と連携して対応していくケースが増加しており、児童虐待に迅速・適切に対応するため、関係機関と連携しながら、効果的な支援体制を推進する必要があります。

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ 子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向けて多様な支援ニーズの把握と、地域ネットワークの強化と合わせて、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的支援の体制づくりを検討する必要があります。

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

■ 政策の方向性

- 若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。
- こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。
- また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童の割合 (小学校6年生、全国学力・学習状況調査)	85.1%	81.2%	90%以上
「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した生徒の割合 (中学校3年生、全国学力・学習状況調査)	69.7%	67.6%	75%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

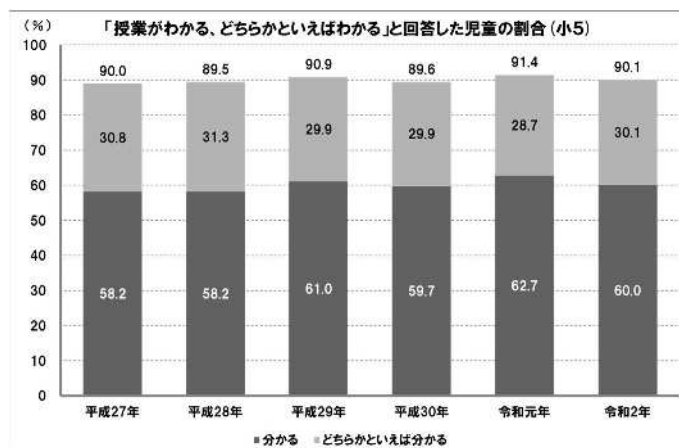
政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 2-2 未来を担う人材を育成する							
施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進（すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる）							
	「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】	75.9	79.3	79.0	81.0	82.0	%
	「難しいことでも、失敗を恐れなくて挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】	66.7	70.2	71.0	74.0	75.0	%
	「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した児童の割合【小5】	88.3	91.5	91.5	93.0	94.0	%
	「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した生徒の割合【中2】	73.4	77.7	77.5	80.0	82.0	%
	「学習が好きだ、どちらかといえば好きだ」と回答した児童の割合【小5】	第2期から設定	77.7	78.9	80.0	81.0	%
	「学習が好きだ、どちらかといえば好きだ」と回答した生徒の割合【中2】	第2期から設定	62.5	63.1	65.0	67.0	%
	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童の割合【小5】	第2期から設定	92.3	94.9	96.0	97.0	%
	「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した生徒の割合【中2】	第2期から設定	79.2	77.55	79.0	81.0	%
	体力テストの結果【小5男】	99.7	100	100.5	101	102	-
	体力テストの結果【小5女】	99.4	100	100.5	101	102	-
	体力テストの結果【中2男】	92.9	94.6	100	100	100	-
	体力テストの結果【中2女】	94.5	96.5	100	100	100	-
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応（支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる）							
	支援の必要な児童の課題改善率（小学校）	81.8	89.2	91.5	95.0	97.0	%
	1,000人あたりの暴力行為発生件数（中学校）	8.29	6.698	7.55	6.88	6.88	件
	いじめの解消率【小学校】	65.8	71.8	82.5	85.0	85.5	%
	いじめの解消率【中学校】	83.2	89.0	91.0	92.0	92.0	%
	不登校児童生徒の出現率【小学校】	0.38	0.72	0.30	0.30	0.30	%
	不登校児童生徒の出現率【中学校】	3.48	4.62	3.365	3.34	3.34	%
施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備（安全で快適に過ごせる学習環境を整える）							
	児童生徒の登下校中の事故件数	29	34	26	25	23	件
	老朽化対策及び質的改善が行われた学校施設の割合	24.1	36.2	39.35	50	80	%

政策	施策		成果指標の状況等					
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 2-2 未来を担う人材を育成する								
施策 2-2-4 学校の教育力の向上（教職員の資質を高め、保護者や地域と連携して、よりよい学習活動（授業等）を実現する）								
		「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】	58.4	69.2	61.25	63.5	64.5	%
		「家で、自分で計画を立てて勉強をしている、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】	45	46.3	48.25	51.0	51.5	%
		「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】	53.6	57	56.25	57.5	60.0	%
		「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】	31.2	39.9	32.5	33.0	34.0	%
		「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合【小5】	93.3	94.4	93.65	94.0	94.0	%
		「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合【中2】	89.9	89.9	90.0	90.0	90.0	%

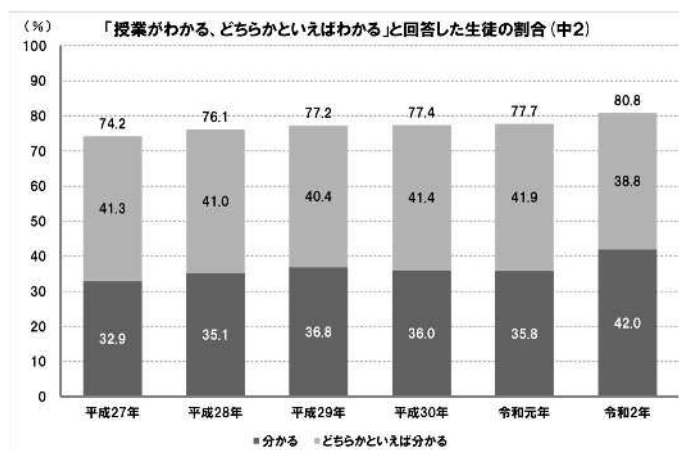
■ これまでの主な取組状況

施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進

- 子どもたちが将来に対する夢や希望をもち、社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育がすべての学校に求められていることから、自尊感情や規範意識、学ぶ意欲、人と関わる力等を発達の段階に応じて系統的・計画的に育む「キャリア在り方生き方教育」を全校で実践しています。
- 一人ひとりの違いが豊かさとして響き合う人間関係を育むため、子どもの権利学習をはじめとし、多文化共生教育や「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行に伴う学習活動等の人権尊重教育を総合的に推進しています。
- 子どもたちの「確かな学力」を育むため、すべての子どもが「分かる授業」を目指して、一人ひとりの「授業が分かる」という実感を大切にしながら、「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」の研究実践を進めています。また、新学習指導要領の実施による小学校における外国語の教科化等に伴い、外国語指導助手（ALT）の配置、「英語教育推進リーダー」を活用した研修の充実を行うなど、児童生徒の英語力育成に向けた取組を進めています。



資料：「市学習状況調査」

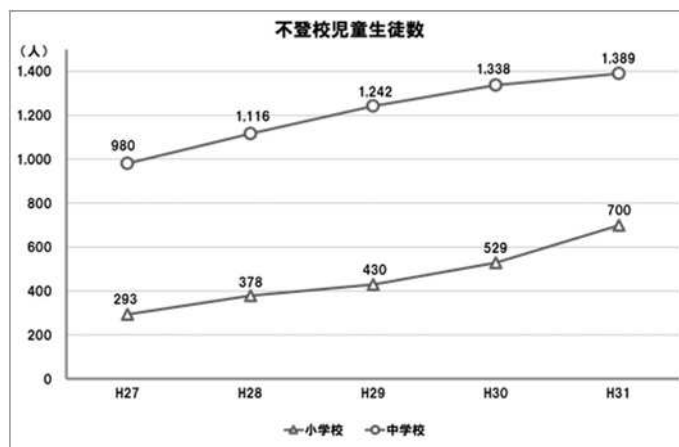


資料：「市学習状況調査」

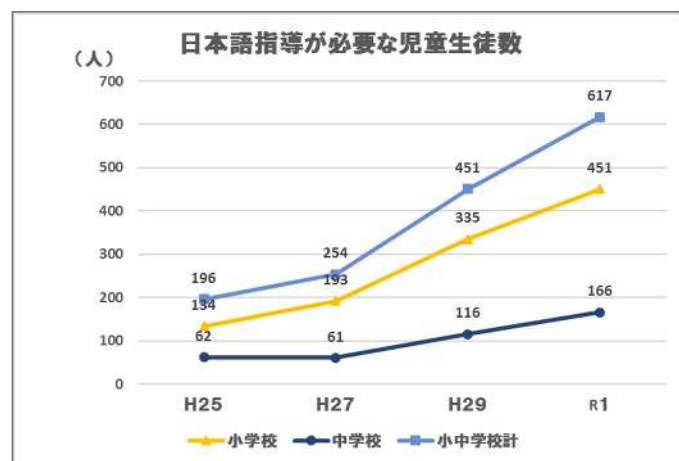
- 令和2（2020）年度中に整備した義務教育段階の児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境（校内無線 LAN）について、令和3（2021）年度から授業等に活用し、段階的に指導内容の充実を図るなど、「かわさき GIGA スクール構想」の推進に取り組んでいます。
- 学校司書の適正配置など、読書活動を通じた「豊かな心」の育成とともに、身体を動かす楽しさを実感させる休み時間中の運動体験等による体力の向上、中学校完全給食の導入による「健康給食」の推進など、「健やかな心身」の育成にも取り組んでいます。

施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応

- 本市では、特別支援学校や特別支援学級に在籍する障害のある児童生徒が増加傾向にあるとともに、通常の学級においても発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭環境など、さまざまな支援を必要とする児童生徒が増加しており、一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な相談・指導・支援に取り組んでいます。
- 引き続き児童支援コーディネーターの小学校全校配置を実施するとともに、令和2（2021）年度までに、中学校31校において支援教育コーディネーターを配置し、生徒指導担当と協働することで、教育的ニーズの把握と不登校等の未然防止を図りました。
- 外国につながる児童生徒に対して、日本語指導をはじめとする多様な教育的ニーズに応じた支援を行うために、令和2（2020）年度に支援体制の見直しを行い、更なる充実を図りました。



資料：「市立小・中学校における児童生徒の問題行動等の状況調査結果」



資料：「神奈川県公立小・中学校における外国につながる児童・生徒在籍状況調査結果」

施策 2-2-3 安全で快適な教育環境の整備

- 子どもたちの安全を確保するために、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、さまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進するとともに、全校で防災教育を推進し、各学校の防災力や子どもたちの防災意識の向上に向けた取組を行っています。
- 学校施設長期保全計画に基づく計画的な改修（再生整備と予防保全）により、学校施設の老朽化対策、質的改善、環境対策等を実施し、教育環境の改善を図るとともに、施設の長寿命化による財政支出の縮減と平準化を進めています。また、トイレの快適化やバリアフリー化など、教育環境の向上に取り組んでいます。
- 児童生徒の増加に的確に対応し、適正な教育環境を維持するため、教室の転用や増築等の対応に計画的に取り組むとともに、令和元（2019）年度に小杉小学校を開校したほか、令和7（2025）年度の新川崎地区新設小学校の開校に向けた取組を進めています。

安全で快適な教育環境の整備（実施例）

トイレの快適化



ウェット式の旧式トイレ



和式トイレ



ドライ式の清潔なトイレ



洋式トイレ

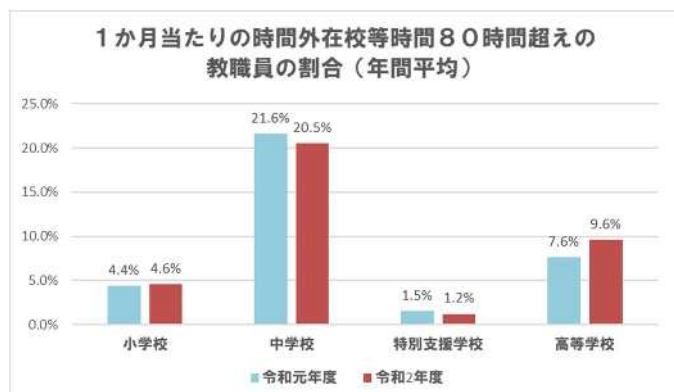
小杉小学校の新設



平成 31（2019）年 4 月開校

施策 2-2-4 学校の教育力の向上

- 「教職員の働き方・仕事の進め方改革の方針」（平成 30（2018）年度策定）に基づき、学校給食費の公会計化や留守番電話の設置等による業務改善・支援体制の整備、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置等による人員体制の確保など教職員の負担を軽減する取組を進めるとともに、教職員一人ひとりの働き方に関する意識改革に向けた取組を推進しています。



資料：教育委員会事務局調べ

- ・ 地域資源の活用や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充、学校評価の実施など、学校の自主性・自律性を高めながら特色ある学校づくりを進めています。
- ・ 採用に関する広報活動や試験方法の改善等により、人間的魅力を備え、創意と活力にあふれた人材の確保を進めています。また、学校における教育活動の充実を図るため、教員の力量形成やキャリア形成に資する人事異動を行うとともに、ライフステージに応じた教職員研修を行い、教職員の資質・能力の向上に向けた取組を進めています。

政策 2-2 未来を担う人材を育成する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 市学習状況調査等の実施により子どもたちが自らの学習状況や課題を把握することや、1人1台端末を活用して各学校が子どもの実態等を踏まえて「個別最適な学び」や授業改善の取組を行うことにより、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
- ★ 「かわさき GIGA スクール構想」の推進について、活用に向けた着実な人材育成と現場における段階的な活用のステップアップが必要です。また、取組を進めながら、社会状況や国の動向、技術進歩などの変化にも確実に対応していくために取組を見直し続ける必要があります。
- ★ 性的マイノリティへの理解促進や、新型コロナウイルス感染症による差別・偏見への対応、かわさきパラムーブメントの理念浸透、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念やしくみの普及・啓発など、さまざまな観点から学校における子どもの権利学習や多文化共生教育等の人権尊重教育を推進していく必要があります。
- ★ 将来を担う児童生徒が、生涯「健康」な生活を送るために、引き続き小中9年間にわたる「健康給食」を提供し、体系的・計画的な食育を推進する必要があります。
- ★ 特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加傾向にあり、また、障害も重度化、多様化していることから、さまざまな障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援、教育環境の整備が課題となっています。
- ★ 子どもたちを取り巻く課題が多様化、複雑化する中で、不登校児童生徒の増加への対応や発達障害のある子どもへの支援など、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細かな相談・指導・支援に取り組むため、学校における支援体制の構築や、専門機関との連携のしくみづくり、発達の段階に応じた切れ目のない支援策等を検討する必要があります。
- ★ 登下校時の事故や事件、また地震や水害などの自然災害等が各地で起きていることから、すべての子どもが安全で安心な環境で教育を受けられるよう、自らの命を守るための取組や、通学路や学校施設等の安全確保が必要です。
- ★ 学校施設の老朽化対策として、「学校施設の長期保全計画」に基づく再生整備と予防保全により長寿命化を図るとともに、経年劣化に伴う空調設備の更新や、エレベーター設置によるバリアフリー化推進など、教育環境の更なる向上が求められています。
- ★ 学校に求められる役割が拡大している中、新たな教育課題等に対応するため、教員が本来的な業務に一層専念できるよう、教職員事務支援員や障害者就業員、部活動指導員の配置を行うなど学校運営体制の再構築を進める必要があります。
- ★ 学校が抱える課題の解決に向けて、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」の実現が求められていることから、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充など地域が学校運営に参画するための持続可能なしくみの実現に向けた取組を進める必要があります。

政策 2-2 未来を担う人材を育成する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正（小学校における 35 人学級の段階的な実施等）を踏まえ、必要な教職員の定数が増えることから、教員の質を低下させることなく、人材を確保することが必要となります。また、人材育成のため、ライフステージに応じた各種研修等を行っていく必要があります。

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

■ 政策の方向性

- 家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。
- 市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
「1年間に生涯学習をしたことがある」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	25.2%	23.3%	30%以上
「自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思う」と回答した市民の割合 (市民アンケート)	50.8%	53.6%	55%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する							
施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上（大人と子どもなど、地域での多世代の交流を増やすとともに、家庭教育の悩みを軽減する）							
	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合	87.6	87.07	91.0	92.0	93.0	%
	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合	91.4	93.88	92.25	92.5	93.0	%
施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援（市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる）							
	教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数	8.9	6.8	9.05	9.1	9.2	万人
	教育文化会館・市民館・分館施設利用率	56.6	53.2	57.1	57.3	57.7	%
	市立図書館・分館における図書館の入館者数	433.7	386	436	437	439	万人
	学校施設開放の利用者数	260.9	258.532	264.35	267.7	268.1	万人
	社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合	67.5	56.7	69.75	70.5	72.0	%

■ これまでの取組状況

施策 2-3-1 家庭・地域の教育力の向上

- ・ 家庭環境の変容や地域社会の変化により、子育てを支えるつながりが希薄化している中で、市民館などでの家庭・地域教育学級、PTAによる家庭教育学級に加えて、これまで各種講座等を受けることができなかった人に学びの機会を提供するため、新たに地域活動団体や企業等と連携した取組を進めています。
- ・ 中学校区や行政区単位で活動している地域教育会議では、子どもの豊かな成長の支援や生涯学習の推進を担う組織として、地域住民、子どもの育ちに関わる団体、学校教職員等が緩やかなネットワークを活かし、顔の見える関係づくりや地域の教育課題の解決に取り組んでいます。



地域の寺子屋事業：体験活動の様子
(ペットボトルロケット)

- ・ シニア世代をはじめとする地域の人材が主体となって子どもたちの学びをサポートする「地域の寺子屋事業」については、令和3（2021）年7月までに71か所で開講するなど、地域の多世代が交流し、学び合う地域づくりにつながっています。



地域の寺子屋事業：学習支援の様子

施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援

- ・ さまざまな市民団体、大学等と連携しながら、市民が自ら学び、学んだ成果を地域づくりや市民活動に活かす生涯学習事業を展開し、いわゆる「知縁」による新たな絆や、コミュニティを創造するとともに、地域を支える活動や市民主体の学習を担う人材の育成に取り組んでいます。
- ・ 市民の主体的な学びを支援するため、子どもたちの教育活動に支障のない時間は、校庭、体育館、特別教室を開放するなど、学校施設の有効活用を進めています。特に利用が少ない特別教室については、活用を促進するためのプロジェクト「Kawasaki 教室シェアリング」に取り組んでいます。
- ・ 市民館や図書館等の社会教育施設におけるサービス向上や施設の長寿命化など、生涯学習環境の整備に取り組んでいます。
- ・ 老朽化が進んでいる教育文化会館については、スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）にホール機能を移転するとともに、川崎区の市民館として労働会館との再編整備に向けた取組を進めています。
- ・ 宮前市民館・図書館については、「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」（平成31（2019）年3月）に基づき、鷺沼駅前への移転・整備に向けた取組を進めています。



オンラインを活用したワークショップ



「Kawasaki 教室シェアリング」での学校施設の
コワーキングスペースとしての活用やイベント開催

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 社会環境の変化が激しい現代社会において、家庭が子育てにおいて抱える悩みや、教育に関する課題は多様化しているため、家庭教育の推進に向けた取組を進めていく必要があります。
- ★ 地域全体で子どもを見守り育てる力を高めることなどを目的とした地域教育会議について、国の示す「地域学校協働本部」の役割を踏まえ地域と学校の双方向の連携・協働に向けた丁寧な支援を行うことで、学校・家庭・地域の連携を推進し、地域の教育力向上を図る必要があります。

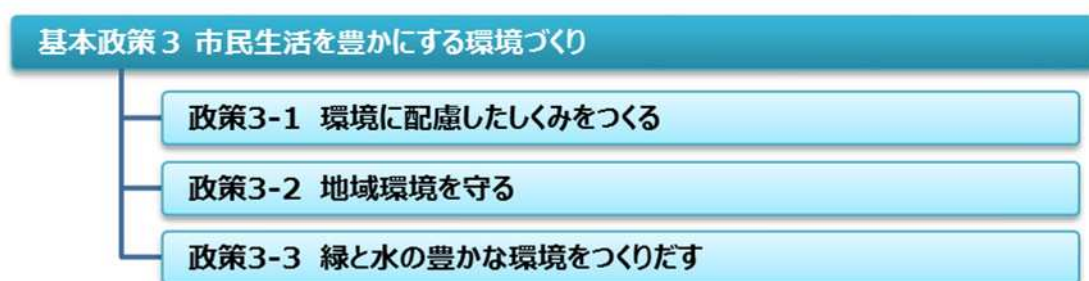
政策 2-3 生涯を通じて学び成長する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」をさらに広げ継続していくために、運営団体やコーディネーターの発掘・養成に加えて、子どもたちの学習や体験活動をサポートする地域人材（寺子屋先生）や団体の確保が必要です。
- ★ 高齢化の進行に伴い、シニア世代の知識・経験を地域の課題解決に活かすしくみや、社会参加・生きがいづくりにつなげる取組など、生涯学習が果たす役割が今後一層重要となります。また、身近な学校施設の更なる活用など、市民の主体的な活動を支えるためのさまざまな支援に取り組む必要があります。
- ★ 社会状況の変化や市民ニーズが多様化する中で、市民館・図書館においても、これらの変化に的確に対応していくことが求められています。令和2（2020）年度に策定した「今後の市民館・図書館のあり方」を踏まえ、市民館・図書館が「学びと活動を通じたつながりづくり」の役割を果たしていく必要があります。

基本政策3 市民生活を豊かにする環境づくり

- 大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。
- 地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。
- また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうるおいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

■ 政策の体系



政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる

■ 政策の方向性

- 本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。
- 一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
地球温暖化の防止など、環境に配慮した生活を送っている市民の割合 (市民アンケート)	53.2%	49.9%	55%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策		成果指標の状況等					
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる								
施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進（地球温暖化による市民生活などへの影響を減らす）								
		地域の温室効果ガス排出量の削減割合	-13.8	-18.6	-20.2	-20.3	-23.8	%
		市民や市内の事業者による環境に配慮した取組（省エネなど）が進んでいると思う市民の割合	24.9	28.3	27	28	30	%

■ これまでの主な取組状況

施策 3-1-1 地球環境の保全に向けた取組の推進

- ・ 本市では、平成 30 (2018) 年に改定した「地球温暖化対策推進基本計画」及び令和 2 (2020) 年に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」に基づき、令和 32 (2050) 年の脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入やエネルギーの最適利用の推進、次世代自動車等の普及促進、グリーンイノベーション推進など、市民・事業者などの多様な主体との協働により、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組 (緩和策) を進めています。
- ・ 政令指定都市初となる「気候変動情報センター」を令和 2 (2020) 年 4 月に設置し、気候変動の影響や適応に関する情報収集、分析を通して、市民や事業者に対して気候変動の適応を進めるためのサポートを実施するなど、気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組 (適応策) を進めています。



政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ 脱炭素社会の実現に向けて、国の目標や市内の大規模排出事業者の動向等を踏まえ、市域における温室効果ガスの新たな削減目標を設定していく必要があります。
- ★ パリ協定や SDGs など世界的な潮流を受け、脱炭素化の動きが急激に加速していることを踏まえ、国による法制化や新制度創出、関連する市場・技術の最新動向等を注視しながら、目標達成に必要な取組を検討していく必要があります。
- ★ 市域の温室効果ガス排出量の大部分を占める産業系部門の脱炭素化に向けて、産業界との連携を強化するとともに、事業者のイノベーションを促進するために必要な支援を充実させていく必要があります。
- ★ 民生系部門の脱炭素化に向けて、市域の再生可能エネルギーの導入促進をより一層強化していくとともに、市民・事業者の行動変容を促していく必要があります。
- ★ 市役所は民生系部門で市域最大規模の温室効果ガス排出事業者であることから、市民・事業者の取組の模範となるよう、省エネの徹底や再生可能エネルギーの導入など、温室効果ガス削減に向けた行動を自らが率先して示していく必要があります。

政策 3-2 地域環境を守る

■ 政策の方向性

- 本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。
- また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点的に取り組みます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内の空気や川などの水がきれいになったと思う市民の割合 (市民アンケート)	55.6%	49.3%	60%以上
ごみの分別や資源のリサイクルなど、ごみを減らす取組を行っている市民の割合 (市民アンケート)	86.6%	82.2%	90%以上

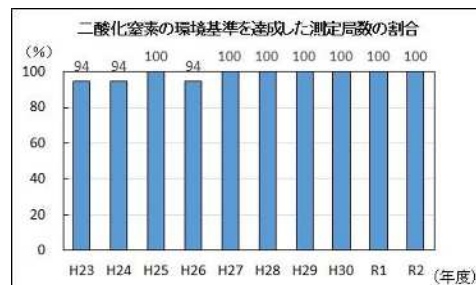
■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策		成果指標の状況等					
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 3-2 地域環境を守る								
施策 3-2-1 地域環境対策の推進（空気や水などの地域環境を守る）								
光化学スモッグ注意報の発令日数			6	5	1	0	0	日
二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合			94.4	100	100	100	100	%
河川のBOD、COD環境目標値達成率			100	87.5	100	100	100	%
施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進める）								
1人1日あたりのごみ排出量			998	905	925	917	898	g
ごみ焼却量（1年間）			37.1	35.6	35.3	34.4	33.0	万t

■ これまでの主な取組状況

施策 3-2-1 地域環境対策の推進

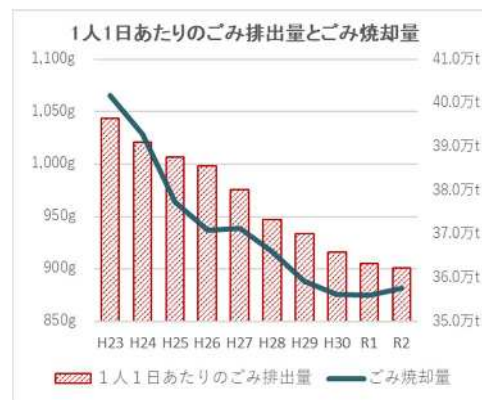
- ・ 法・条例に基づく工場・事業場への監視・指導や国・近隣自治体と連携した環境対策等に取り組んでいます。大気環境については、二酸化窒素や PM2.5 (微小粒子状物質) が近年連続して全測定局で環境基準を達成し、水環境については、河川の BOD (生物化学的酸素要求量) が、市内すべての測定地点で環境基準値に適合しています。
- ・ よりよい大気や水などの環境を次の世代へ引き継ぐため、環境保全の基盤となる法・条例に基づくこれまでの取組に加えて、多様な主体との協働・連携や環境配慮意識の向上など、新たな視点による取組を盛り込んだ「(仮称) 大気・水環境計画」の策定を進めています。



資料：環境局調べ

施策 3-2-2 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

- 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして、一般廃棄物処理基本計画に基づき、リサイクルに関する意識向上はもとより、リサイクルよりも環境負荷が少ない 2R（リデュース・リユース）の取組を進めています。
- 一時多量ごみについて民間事業者を活用した新たな収集運搬制度を開始するなど、廃棄物行政を取り巻く諸課題に関する取組を進めるとともに、廃棄物の収集運搬について、令和 3（2021）年度から、普通ごみ等収集運搬業務の一部の委託化を図り、民間部門を活用しながら安定性・安全性を確保しつつ効果的・効率的に事業を推進しています。また、安定的な廃棄物処理を行うため、長期的な視点で適切な処理施設等の更新を進めています。



資料：環境局調べ

政策 3-2 地域環境を守る 計画策定に向けた主な視点

- ★ 大気や水などの環境は改善傾向にあるものの、光化学スモッグ注意報が毎年発令されているほか、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、更なる環境負荷の低減とともに良好な環境に関する市民の実感の向上につながる取組を着実に推進していく必要があります。
- ★ 多様化・複雑化する環境課題を解決するため、脱炭素化に寄与する交通環境対策の推進や自然共生等、他の環境分野と連携した取組を進める必要があります。
- ★ 人口増加や、新型コロナウイルス感染症に伴うテレワーク等の生活様式の変化などにより、ごみ総排出量等への影響があることから、これまで以上に市民一人ひとりに環境に配慮した行動を促し、ごみの減量化・資源化を推進するとともに、安定的な廃棄物処理に向けて、適切な施設等の更新を進める必要があります。
- ★ 廃棄物処理事業において、プラスチックごみの焼却に伴い多くの温室効果ガスを排出していることから、脱炭素社会の実現に向けて、特にプラスチック類の資源循環を推進していく必要があります。

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

■ 政策の方向性

- 本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内にある自然（緑地、河川など）や公園に満足している市民の割合 (市民アンケート)	44.4%	45.7%	50%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす							
施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成（多様な主体との協働、連携により緑を育む）							
緑のボランティア活動の累計か所数		2,355	2,337	2,400	2,420	2,450	箇所
市民100万本植樹運動による累計植樹本数		61	103	83	90	100	万本
施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備（豊かな市民生活を実現するため、都市に緑と水のオープンスペースを創出する）							
一人あたりの公園緑地面積		5	4.95	5.0	5.0	5.0	㎡/人
公園緑地の整備状況についての満足度		第2期から設定	56.8	62	63	65	%
施策 3-3-3 多摩丘陵の保全（市域に残された緑地、里山を再生、保全し、次世代に継承する）							
緑地保全面積		232	246	276	285	300	ha
企業・教育機関等の参加による保全活動累計か所数		4	5	5	7	9	か所
市民が利用できる緑地の累計か所数		第2期から設定	26	26	27	28	か所
施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（多面的な役割を果たしている貴重な農地を市民とともに継承する）							
生産緑地の年間新規指定面積		12,000	13,690	12,000	12,000	12,000	㎡
防災農地の年間新規登録数		7	18	8	8	8	か所
市民農園等の累計面積		73,790	84,189	91,500	105,000	111,000	㎡
施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進（多くの市民が「憩い」「遊び」「学ぶ」多摩川の魅力を高める）							
多摩川に魅力を感じ、利用したことのある人の割合		37.7	35.1	39.5	41	42	%
渡し場イベントの参加者数		第2期から設定	0	3,900	4,900	6,000	人

■ これまでの主な取組状況

施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成

- ・ 地域のそれぞれの公園緑地の課題を解決するとともに、市民が身近な生活環境で緑を実感できるよう、「管理運営協議会」や「緑の活動団体」など、さまざまな主体と連携、協働しながら、公園緑地の保全を進めています。
- ・ 市域に残された貴重な樹林や農地、水辺地等には、多様な生物が生息しており、地域の特性に応じ、市民・事業者等さまざまな主体と連携して、生き物の生息・成育環境の保全、普及啓発を進めています。



植樹祭の様子

施策 3-3-2 魅力ある公園緑地等の整備

- 公園緑地は、都市の安全性の確保、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション活動や地域コミュニティ活動の場のほか、災害発生時の避難地、救援活動拠点など重要な役割を果たしていることから、身近な公園については、地域の実情に応じて計画的に整備するとともに、多様な主体が活動している生田緑地などの大規模な公園緑地については、その立地特性等を踏まえ、個性と魅力のある整備に取り組んでいます。
- 等々力緑地及び富士見公園については、ライフスタイルの変化等に対応した多様な利活用や民間活力を導入した持続可能な公園管理の運営の取組を進めています。



生田緑地ピクニックデーの様子

施策 3-3-3 多摩丘陵の保全

- 市内に残された貴重な緑地、樹林地は、生物多様性の保全や市域を特徴づける景観形成などを進める上で大切な環境資源であることから、「特別緑地保全地区の指定」などの緑地保全制度を活用した取組や、企業・教育機関等と連携した保全地区内での里山の保全管理活動・環境教育など、効果的な緑地保全の取組を進めています。
- 首都圏で貴重な自然環境を有している多摩・三浦丘陵に關係する13自治体が「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」などを通して相互の課題を認識し、丘陵全体に必要な諸施策を広域的かつ効果的に検討するとともに、多様な主体と連携したイベントの開催など緑と水景の保全・再生・活用に向けた取組を行っています。



里山保全活動の様子

施策 3-3-4 農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

- 市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全するため、生産緑地地区の指定事務を行うとともに、特定生産緑地の指定を行っています。
- 農地が有する多面的機能を活かすため、大地震発生時における市民の安全確保と円滑な復旧活動に資するとともに、農地の防災空間としての役割について市民の理解を深めることを目的に、JA セレサ川崎等と連携し、農地所有者の協力により防災農地の登録を進めています。



資料：「固定資産概要調査」

- 「農」とのふれあいによる農業への理解促進を図るため、市民農園等の確保に努めるとともに、従来の市が管理する市民農園から利用者組合が管理運営を行う地域交流農園への移行を行っています。

施策 3-3-5 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

- ・ 多摩川は、首都圏における貴重な自然環境と多様な生命が共存する空間であるとともに、多摩川河川敷の運動施設等は、さまざまなスポーツ・レクリエーションの場として利用されており、市民共有の大切な財産となっています。こうしたことから、「新多摩川プラン」に基づき、かわさき多摩川ふれあいロード拡幅等の安全対策や、多様な主体と連携したイベント等のほか、市民との協働や流域自治体との連携による環境学習や体験活動など、多摩川の魅力向上に向けた取組を進めています。



丸子の渡しの様子

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす 計画策定に向けた主な視点

- ★ 緑の確保が一定程度進捗する一方で、ボランティアの高齢化等に伴い活動継続性の確保が困難になるなどの課題が生じてきており、若い世代の参加や活動参加者のスキルアップなど、人材確保・育成の取組を進めるとともに、今後、一層の市民協働の取組推進を図るため、多様な主体との協働によるグリーンコミュニティの形成に向けた取組を進める必要があります。
- ★ 公園緑地の柔軟かつ多様な利活用の推進及び持続可能な管理運営のしくみの構築を図り、多様なニーズに対応した市民満足度の高い都市公園等を創出していくために、民間の発想や運営ノウハウを活用したパークマネジメントの取組を進める必要があります。
- ★ 公園緑地については、災害時の避難場所や地域コミュニティの形成の場として活用するなど、貴重なオープンスペースとして再認識されており、利用価値を高めながら、誰もが利用しやすい特色ある公園緑地づくりを進めていく必要があります。
- ★ 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続する必要があります。
- ★ 等々力緑地については、社会環境の変化による新たな課題や自然災害リスクの高まり等を踏まえ、民間活力の導入を前提に、魅力ある公園緑地等の整備に向けた取組を進める必要があります。
- ★ 多様な市民、事業者等とともに、本市の多様なみどりを活用したさまざまな活動等を通して、みどりの新たな価値の創出や、安心して心豊かな暮らしの実現に向けた取組を進める必要があります。
- ★ 民間開発や相続などを契機として緑地の減少がみられることから、「特別緑地保全地区」の指定など緑地保全に関わるさまざまな制度の活用や、市民等による効果的な緑地・里山の保全・活用を推進し、ヒートアイランド現象の緩和や生物多様性に寄与する貴重な緑地や美しい里山・里道を次世代に継承していく必要があります。
- ★ 都市農地は、都市に「あるべきもの」とされており、多面的機能を有する農地の保全・活用の重要性は高まっています。その一方で市内農地は今後も減少が見込まれているため、引き続き関連法令の制定・改正等の国の動きを踏まえた対応も含めて、農地の保全・活用に向けた取組を一層推進していく必要があります。

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす 計画策定に向けた主な視点

- ★ 地場農産物のニーズや、「農」にふれあいたいとする市民のニーズは高く、市内農業への関心が高まっています。一方で、農薬散布や堆肥の臭気等、依然として市民の理解が得られにくい面もあるため、市民の都市農業に対する理解の促進に向け、効果的な PR を積極的に行っていく必要があります。
- ★ これまでの市民や流域自治体との連携に加え、民間事業者との連携など、多摩川の更なる魅力向上に向けた取組を引き続き進める必要があります。

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

- 我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。
- 首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。
- また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。
- さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

■ 政策の体系

基本政策4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策4-1 川崎の発展を支える産業の振興

政策4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

政策4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

政策4-4 臨海部を活性化する

政策4-5 魅力ある都市拠点を整備する

政策4-6 良好な都市環境の形成を推進する

政策4-7 総合的な交通体系を構築する

政策4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

政策4-9 戦略的なシティプロモーション

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

■ 政策の方向性

- 新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。
- また、産学交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内産業に活力があり、事業者が元気なまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	28.3%	33.6%	35%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興							
施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化（海外展開する市内企業を支援し、海外で活躍する企業を増やす）							
市が支援したビジネスマッチングの年間成立件数		581	905	800	800	800	件
グリーンイノベーションクラスターのプロジェクトの年間件数		2	5	5	7	10	件
施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成（魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる）							
小売業年間商品販売額		※次回の調査はR3に実施されるため	9,838	※ -	-	10,000	10,000 億円
市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数		第2期から設定	20	20	22	25	回
市場の年間卸売取扱量		151,433	136,561	151,433	151,433	151,433	t
施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成（市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる）							
製造品出荷額等		42,968	39,626	42,968	42,968	42,968	億円
知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数		4	4	4	4	4	件
施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化（市内農家の農業経営を安定化・健全化させる）							
認定農業者累計数		25	51	35	40	50	人
援農ボランティアの累計活動日数		400	801	480	520	600	日

■ これまでの主な取組状況

施策 4-1-1 アジアを中心とした海外での事業展開支援の強化

- ・ 海外展開に係る相談の窓口として「川崎市海外ビジネス支援センター（略称：KOBIS（コブス））」を設置し、専門のコーディネーターによる対応を行うとともに、ASEAN 地域等の海外商談会の開催や展示会・越境 EC（電子商取引）等に関する支援、市内企業のニーズに応じたセミナーによる情報提供等により、市内中小企業の海外展開を支援しています。



海外オンラインビジネス商談会

- ・ 川崎国際環境技術展における国内外のビジネスマッチングの場の提供や、市内企業や関係団体等で構成するグリーンイノベーションクラスターにおけるリーディングプロジェクト等の実施により、国内外における市内企業の環境関連ビジネスの展開を支援しています。また、オンラインを活用したビジネスマッチングの開催など、新しいビジネスモデルへの意識転換も促進しています。



川崎国際環境技術展（令和2（2020）年度はオンライン開催）

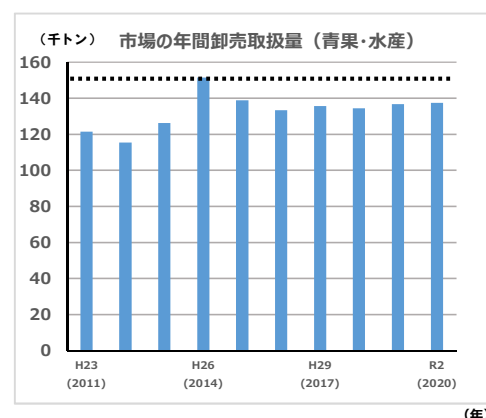
- ・ 世界の水環境は、人口増加、経済発展等により、水資源の不足や水質汚濁などの問題を抱えています。国際社会の共通の課題である水環境改善に向け、「かわさき水ビジネスネットワーク」を通じた水関連企業の海外展開の支援や、独立行政法人国際協力機構（JICA）等を通じた専門家派遣や研修生・視察者の受入れ等の技術協力の取組を進めています。

施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成

- ・ 商店街等の魅力向上や地域課題の解決を図るため、専門家を派遣し、商店街等が行う研究会の開催やイベントの実施等を支援しています。また、魅力あふれる個店を創出するため、意欲ある事業者等に対して新商品や新サービスの開発等の取組を支援しています。
- ・ 駅周辺における集客や回遊性の向上、賑わいの創出を図るため、カワサキハロウィンなどの地元主体のイベント等に対して支援を行うことで、中心市街地としての魅力を市内外にPRするとともに、活力のある商業集積地の形成に取り組んでいます。
- ・ 令和元（2019）年度の消費税引上げに伴う消費喚起策「プレミアム付商品券事業」の実施や、新型コロナウイルス感染症に対する市内経済回復策「川崎じもと応援券事業」等の取組を進めています。
- ・ 卸売市場法見直しの動向を踏まえ、食品流通の拠点機能の発揮に向けて、「卸売市場経営プラン改訂版」に基づき市場関係者と連携を図りながら、市場の活性化や効率的な管理運営に向けた取組を進めています。



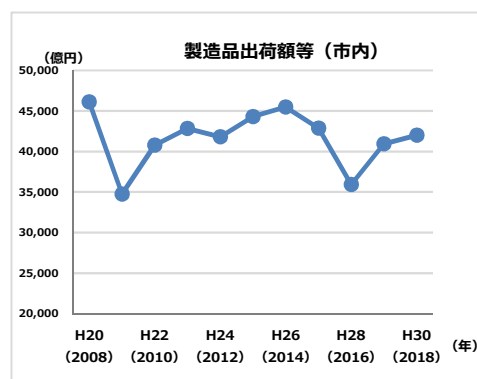
モトスミ・プレーメン通り商店街



資料：経済労働局調べ

施策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成

- ・ 「中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、中小企業の行う新製品・新技術開発や生産性向上への支援による競争力強化、「川崎ものづくりブランド」制度を活用した情報発信や販路拡大の支援、円滑な事業活動の継続に向けた事業承継・事業継続力強化支援などを行い、中小企業の活性化に取り組んでいます。
- ・ 企業等が保有する特許やノウハウ等の知的財産を活用し、中小企業の新事業展開を促進するためのビジネスマッチン



資料：「川崎市統計書」、「川崎市の工業」

グを行うとともに、ライセンス契約後の製品化、販路開拓までの一貫した支援を実施しています。

- ・住宅化が進む内陸部工業系用途地域において、地域住民のものづくりへの理解を深め、工業者と住民の相互理解を促進するため、住工共生のまちづくりに向けたイベントや操業環境の改善を図る取組に対する支援を行うなど、市内製造業者が継続的に操業していけるようさまざまな角度から取組を推進しています。



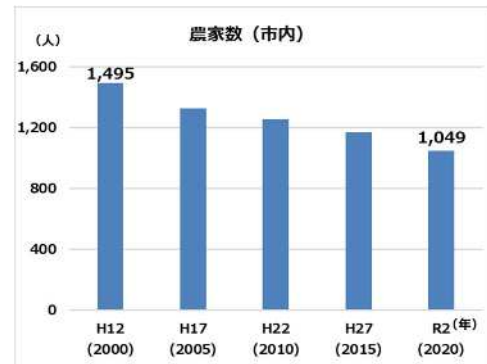
工業者と地域住民の交流イベント
オープンファクトリー（住工共生地域交流事業）

施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化

- ・都市農業振興基本法の改正や国の動向を踏まえ、新たな課題や市内農業への期待に応えるため、「農業振興計画」に基づき、川崎らしい持続可能な農業経営の実現に向けた取組を推進しています。
- ・市内農業者の持続的・自立的な農業経営の向上・高収益化に資する農業技術の支援・研究、普及に取り組んでいます。また、市内産農産物の付加価値向上・農作業の効率化のため、多様な主体との連携を図る場として「都市農業活性化連携フォーラム」を開催するとともに、連携推進に向けた支援を行っています。
- ・農業の担い手を確保・育成するため、青年農業者団体・女性農業者団体などの活動やネットワークづくりの支援のほか、川崎の農業を牽引する認定農業者の確保・支援や、新規就農者の発掘や技術及び経営支援を行っています。また、農業者を手助けする援農ボランティアの育成・活用などに取り組んでいます。



農業技術支援センターで栽培される梨の様子



資料：「農林業センサス」

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興 計画策定に向けた主な視点

- ★ 市内企業の海外展開については、国内外の社会経済環境の変化を的確に捉え、市内企業のニーズに対応した支援の実施が求められています。
- ★ 市内産業の競争力強化と脱炭素化の両立に向けて、市内企業の新たな技術やシステムの社会実装によるイノベーション創出が求められています。
- ★ 水環境にかかる国際展開の推進にあたっては、官民連携による国際展開の取組と技術協力による国際貢献の取組を効果的に連携させる必要があります。

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興 計画策定に向けた主な視点

- ★ 店舗の担い手の高齢化や後継者不足等により、市内商店数は減少傾向にあります。商業の活性化に向けては、多様な主体と連携を図り、新たな魅力ある店舗の創出等を進めるとともに、まちづくりと連動しながら、エリアの価値向上等にもつなげていく必要があります。
- ★ 卸売市場については、人口減少や少子高齢化、取引ルールや運営に関する規制緩和、加工食材や食の安全・安心への要請の高まりなど、市場を取り巻く環境が変化する中でも、生鮮食料品の安定的な供給や災害時のライフラインとしての機能等を継続するため、変化するニーズ等に対応した機能強化や効率的・効果的な管理運営の取組が求められています。
- ★ 経営者の高齢化や災害の甚大化、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、中小企業の経営環境は大きく変動しています。中小企業は、雇用創出や地域経済の発展面で地域社会に欠かせない存在であることから、販路拡大や新技術・新製品開発等による経営革新及び知的財産を活用した新事業展開に対する支援に加え、事業承継・事業継続力強化支援や新しい生活様式に対応した働き方改革、事業転換に対する支援を実施していく必要があります。
- ★ 市内の多くの中小製造業が事業所の老朽化や近隣の住宅地化など立地上の課題を抱えていますが、市内の限られた工業系用途地域においても、工場跡地の住宅地化等により工場を操業できる場所が減少していることから、中小製造業者の操業環境を整備し、市内における中小製造業の集積を維持・強化していく必要があります。
- ★ 都市化の影響による営農環境の変化や生産者の高齢化、労働力不足、後継者育成等の課題に対応するため、生産力の維持・向上のための技術的支援や担い手確保の支援など、農業経営の強化に向けた取組が求められています。
- ★ 市内産農産物の付加価値や生産性の向上等のため、企業や大学等の多様な主体との連携やAI・ICT 等と融合した農業における生産性の向上により、農業経営の持続的発展を図るなど、従来の手法に縛られない取組が求められています。

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

■ 政策の方向性

- 高齢化の進行や I C T（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。また、いつでも I C Tを使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
新しいビジネスの生まれているまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	24.4%	22.5%	30%以上
行政サービスでインターネットやスマートフォンなどの I C Tの活用が進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	22.9%	27.5%	35%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上							
施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進（次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする）							
起業支援による年間市内起業件数		62	160	90	100	120	件
かわさき新産業創造センター（ＫＢＩＣ）の入居率		90	74	70	90	90	%
施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援（成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する）							
ウェルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数		10	26	25	30	30	件
コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数		4	5	5	6	7	件
施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化（先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する）							
新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数		94	130	128	160	180	件
ナノ医療イノベーションセンターの入居率		44	79	75	90	90	%
川崎市コンベンションホールの稼働率		-	42	55	55	60	%
施策 4-2-4 スマートシティの推進（スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する）							
スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数		7	36	22	28	40	件
施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上（ICTにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする）							
提供しているオープンデータのデータセット数		27	226	200	300	500	件
提供しているオープンデータのダウンロード数		2,000	3,942	4,500	5,000	6,000	件
電子申請システムの利用件数		103,400	226,491	159,000	172,000	200,000	件

■ これまでの主な取組状況

施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進

- ・ 平成 31（2019）年 3 月に起業家支援拠点「Kawasaki-NEDO Innovation Center (K-NIC)」を開設し、主に起業前後の起業家やベンチャー企業を対象として、相談対応やビジネスマッチング支援、起業に関するセミナー等を実施しています。



K-NIC におけるセミナー

- ・ 起業意欲の醸成から起業準備、事業化に至るまでの創業段階に応じた支援として、川崎市産業振興財団と連携した、起業家オーディション、起業家塾等の開催を通じて創業しやすい環境づくりを行っています。
- ・ 「かわさき新産業創造センター（KBIC）」については、指定管理者と連携して、施設の積極的な広報を行うとともに、新たに創業する個人、創業間もないベンチャー企業等への事業スペースの提供や専門家による技術開発・販路拡大の支援など、入居者の成長に繋がる質の高いサービス提供等を実施しています。



かわさき新産業創造センター（KBIC）

施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援

- ・ 産業と福祉の融合による新たな活力と社会的価値の創造を目指して取組を進めています。約 360 の企業・福祉事業者・大学・研究機関などさまざまな主体によるネットワークを形成しながら、将来的な福祉課題に先行的に対応した、当事者視点での新たな製品・サービスの「創出」「活用」に向けた取組を進めています。
- ・ 当事者視点による自立支援を中心概念とする「かわさき基準」認証事業を通じ、福祉課題に対応する製品等の創出を支援するとともに、「Kawasaki Welfare Technology Lab（略称：ウェルテック）」を設置し、福祉現場のニーズを的確に捉えた福祉製品等の開発・改良に向けた伴走支援を実施しています。
- ・ 子育て支援や高齢者のサポートなどの地域や社会の課題に対して、ビジネス手法で解決に取り組む、コミュニティビジネスやソーシャルビジネスの起業や就業、経営支援を促進しています。



視力に依存しない網膜投影ディスプレイ
「RETISSA Display II」

かわさき基準で認証された福祉製品



「Kawasaki Welfare Technology Lab」イメージ図

施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化

- ・ 「新川崎・創造のもり」を拠点として、4 大学ナノ・マイクロフアプ리케이션コンソーシアムと協力し、ナノ・マイクロ技術を核とした産学連携による研究開発を進めるとともに、「産学交流・研究開発施設（AIRBIC）」において、新たな技術・産業の創出に向けて取り組むなど、オープンイノベーションを推進しています。
- ・ 「ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）」では、一つ屋根のもとに産学官が集うオープンイノベーション拠点として、異分野融合体制による難治がんやアルツハイマー病の治療技術をはじめ、新たな感染症のワクチン開発等の研究が行われています。iCONMの運営に対する支援を通じて、研究



産学交流・研究開発施設（AIRBIC）

成果の実用化に向けた研究開発の推進を図っています。

- ・川崎市コンベンションホールをオープンイノベーションの交流拠点として、産業交流の促進を図っています。



ナノ医療イノベーションセンター（iCONM）

施策 4-2-4 スマートシティの推進

- ・令和 2（2020）年 11 月に策定した脱炭素戦略「かわさきカーボンゼロチャレンジ 2050」に基づき、令和 32（2050）年の脱炭素社会の実現に向けた取組を進めています。また、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用と ICT・データの利活用によるスマートシティの推進に向けたリーディングプロジェクトを実施しています。
- ・「川崎水素戦略」に基づき、多様な主体と連携したリーディングプロジェクトを創出・推進しています。また、脱炭素化の潮流が加速する中、川崎臨海部の産業競争力を強化していくことを目指し、カーボンニュートラルコンビナート構築に向けた取組を進めています。



水素をエネルギー利用する
川崎キングスカイフロント 東急 REI ホテル

施策 4-2-5 ICT（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上

- ・ICT を活用した行政サービス及び市民利便性の向上を図るため、市内の公衆無線 LAN 環境を安定的に提供するとともに、かわさきアプリや市 LINE 公式アカウント、さらに AI チャットボットを活用し、地域情報を効果的に発信しています。
- ・行政が保有する各種統計データや公共施設などのデータを、市民等が利用しやすい形で公開しているほか、窓口混雑情報やイベント情報など、逐次情報が変化するデータも企業等が利用しやすい形で公開するなど、オープンデータの利活用に向けた取組を推進しています。
- ・市民や企業等がパソコンやスマートフォンなどを通じてインターネットから 24 時間利用可能な、電子申請環境を提供しています。
- ・市役所内部の効率化に向けて、働き方・仕事の進め方改革や新庁舎建設を見据えたテレワーク端末や無線 LAN の導入、AI・RPA などの新たな ICT の活用など取組を推進しています。



かわさきアプリ



かわさき Wi-Fi

- ・ マイナポータルやぴったりサービスなど、マイナンバー制度に関する施策の円滑な運用や、保険証利用などのマイナンバーカードの利活用に関する取組を推進しています。

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

計画策定に向けた主な視点

- ★ 技術革新や働き方の多様化等により、幅広い分野において事業を立ち上げる起業希望者への対応が求められています。また、近年の本市の開業率は、政令指定都市の中では中位で推移していますが、市内産業の活性化を図るためには、起業が盛んな都市として上位を目指し、開業率を高めていく必要があります。
- ★ かわさき新産業創造センターにおける成長支援は、入居企業等を取り巻く社会経済状況を踏まえた質の高いサービスの提供を行っていく必要があります。
- ★ 市内企業の経営を支え、成長につなげるためには、企業のニーズを踏まえながら講習や専門家による技術開発・販路拡大等の多様な支援を通じて、基盤技術の高度化に取り組んでいく必要があります。
- ★ 福祉製品・サービスの開発には、介護支援者と利用者の両方のニーズを把握するとともに、福祉製品・サービスの担い手である、中小・ベンチャー企業に対して、製品開発の技術的助言を行うなど、伴走して支援を行い、製品等の創出機能を強化する必要があります。
- ★ 高齢者支援や子育て支援、地域活性化など、多様化する地域課題の解決手法としてコミュニティビジネスやソーシャルビジネスに関わる起業を促進することが求められています。
- ★ 市内中小企業等による新たな製品・サービスの実用化や、新産業の創出を一層加速させるために、量子コンピューティング技術の普及や DX（デジタルトランスフォーメーション）への対応など、社会経済状況を踏まえた産学・産産連携などのオープンイノベーションの推進による研究開発への支援や、良好な研究環境の維持向上に向けた取組を行うことが求められています。
- ★ 世界的に高齢化が進むとともに、新たな感染症への対応等が社会的課題となっている中、健康・医療分野の研究開発の成果を実用化することにより、均質・高付加価値な医療の実現と生活の質の向上を図るため、最先端医療関連産業の創出に向けた取組が求められています。
- ★ 市内に集積する大小さまざまな分野の企業等に加え、今後更なる集積が見込まれる先端分野の企業・大学等の研究者・技術者等の交流によるイノベーションの創出に向け、「新川崎・創造のもり」等において産業交流を促進し、地域の活性化につなげていくことが求められています。
- ★ 持続可能な社会の構築と脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用と ICT・データの利活用によるスマートシティの取組を推進する必要があります。
- ★ 水素社会の実現に向けて、水素需要拡大や水素供給体制の構築に向けた取組等を進める必要があります。また、川崎臨海部のカーボンニュートラル化を実現しながら、産業競争力を強化する取組を進めていくことが求められています。

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

計画策定に向けた主な視点

- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響による社会全体の行動変容が進むなかで、データと ICT を活用し、非接触を念頭においた市民サービスの実施と利便性の向上に向けた取組を推進するとともに、すべての市民がデジタル化による恩恵を受けるために、更なるデジタル・デバイド（情報格差）対策に取り組む必要があります。
- ★ 急速に進化するデジタル化に順応し、更なる行財政運営の効率化や働き方・仕事の進め方改革を推進するため、国が進めるデジタル化の方針等を踏まえながら、情報システムの標準化・共通化など、デジタル社会構築に向けた各取組を効果的に実行していく必要があります。

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

■ 政策の方向性

- 10年後の平成37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められます。若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成にも取り組みます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
働きやすいまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	29.7%	33.0%	35%以上

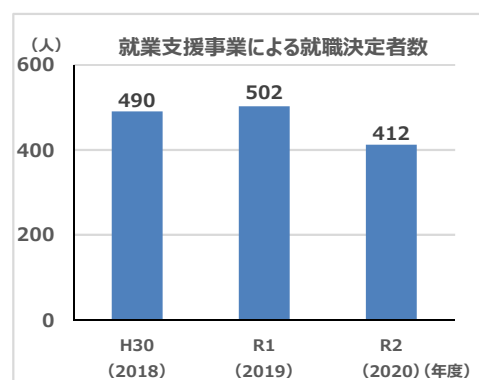
■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策		成果指標の状況等					
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる								
施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり（市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する）								
		就業支援事業による年間就職決定者数	465	502	487	490	495	人
		かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数	第2期から設定	102	100	102	106	件
施策 4-3-2 働きやすい環境づくり（誰もが働きやすい環境を整える）								
		ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合	67	74	73	75	80	%
		勤労者福祉共済の新規加入者数	第2期から設定	277	410	420	440	人

■ これまでの主な取組状況

施策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり

- ・「キャリアサポートかわさき」での総合的な就業支援や「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」での若年無業者等への職業的自立支援の実施など、専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応する就業支援及び企業の多様な人材の活躍支援の取組を進めています。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等の早期就職を支援するため、短期間の求人情報を公表・紹介するサイト「かわさき短期求人ナビ（たんきゅう）」を開設するなど、社会的ニーズに対応した就業支援の取組を進めています。
- ・優れた技術を持つ現役の技術・技能職者を市内最高峰の匠「かわさきマイスター」に認定するほか、技術・技能職者への市民の理解を深め、技能水準の向上、社会的地位向上及び後継者育成を図るため、技術・技能職者による各種技能イベントの実施、学校派遣等の取組を進めています。



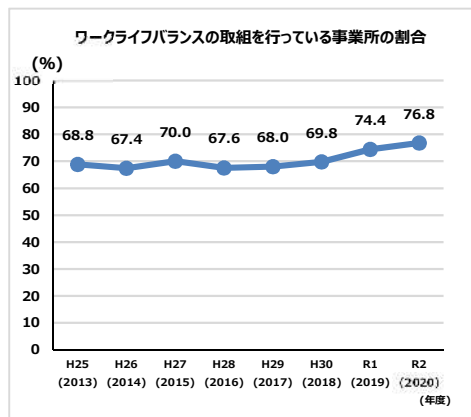
資料：キャリアサポートかわさき実績



就職支援セミナー

施策 4-3-2 働きやすい環境づくり

- ・ 中小企業に従事する勤労者を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いていることから、スケールメリットを活かした福利厚生事業を実施し、勤労者福祉の充実を図る取組を進めています。
- ・ 働き方改革関連法が施行され、長時間労働の是正や、年次休暇の取得促進が求められているとともに、健康経営、女性活躍の促進などが進展しています。こうした中、市内企業の勤労者が充実した生活を送れるよう、金融機関と連携した貸付制度や文化体育事業、セミナー等を通じてワークライフバランスの取組を進めています。



資料：「川崎市労働状況実態調査」



川崎市勤労者福祉共済会報誌「ハッピーライフ」

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ 雇用のミスマッチや若年無業者、女性の再就職、就職氷河期世代の就業などが課題となっており、変化する雇用情勢や社会的ニーズに合わせた取組の推進が求められています。
- ★ 技能職者の後継者不足は深刻化しており、また、市民生活や日本の産業を支える技術・技能に対する市民理解は未だ十分でないことから、ものづくり産業の魅力発信などの技能振興の継続的な取組が求められています。
- ★ 働き方改革の機運が高まっている中、働く人一人ひとりが年齢や性別、雇用形態、勤務体系にかかわらず、能力を十分に発揮できる働きやすく魅力ある環境づくりを推進し、市内中小企業の人材確保を図ることが求められています。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、テレワークの導入など、新しい働き方への対応が求められています。

政策 4-4 臨海部を活性化する

■ 政策の方向性

- 本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
臨海部で経済活動が盛んであると思う市民の割合 (市民アンケート)	27.4%	29.3%	35%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-4 臨海部を活性化する							
施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする）							
川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額		14,500	13,318	16,300	17,000	18,400	万円
キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数		第2期から設定	58	21	35	60	件
キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合		第2期から設定	10.5	12	14	18	%
施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成（川崎港での物流を活発にする）							
川崎港取扱貨物量（公共埠頭）		1,134	977	1,175	1,210	1,280	万t
川崎港へ入港する大型外航船（3千総トン数以上）の割合		70	76	74.5	76	79	%
施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める）							
川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む）		40	16.8	41.5	42	43	万人
市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合		11	13	15	17	21	%

■ これまでの主な取組状況

施策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

- ・ 国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業が集積する川崎臨海部の持続的な発展を推進するため、臨海部地域の立地企業の動向を把握し、平成 30（2018）年 3 月に策定した「臨海部ビジョン」に基づき、企業と協働し、戦略的なマネジメントに取り組んでいます。
- ・ 国の支援を活用しながら、殿町国際戦略拠点キングスカイフロントにおいてイノベーションを創出するなど、京浜臨海部の持続的な発展と我が国の経済成長を牽引する国際戦略拠点の形成に向けた取組を進めています。



快適な研究環境づくりを進める
殿町国際戦略拠点 キングスカイフロント

また、国、東京都や大田区などの関係自治体と連携しながら、「HANEDA GLOBAL WINGS（ハネダ グローバル ウイングズ）」との一体的な拠点形成に寄与する多摩川スカイブリッジ（羽田連絡道路）の整備などの取組を進めています。



多摩川スカイブリッジ完成イメージ

- ・ 川崎臨海部の基幹産業を取り巻く環境変化に対応しながら、臨海部の持続的な発展を牽引する次世代の柱となる新産業を創出し、活力ある戦略拠点の形成に向けた取組を推進しています。
- ・ 企業の投資意欲を喚起するため、設備投資促進等に関する新たな制度を策定し、川崎臨海部に立地する製造業の操業環境の向上及び産業競争力強化に向けた取組を進めています。
- ・ 臨海部の活性化、国際戦略拠点の形成に向けては、臨海部の交通ネットワークの構築や円滑化が必要であることから、令和3（2021）年3月に「臨海部の交通機能強化に向けた実施方針」を策定し、基幹的交通軸や交通拠点の整備とともに路線バスや企業送迎バスなど多様な端末交通の活用に向けた取組を進めています。

施策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成

- ・ 国際戦略港湾である京浜港（川崎港、横浜港、東京港の三港）の一翼として、三港連携による利用者サービスの向上や、指定管理業務拡大による民間ノウハウの活用、官民一体でのポートセールス活動、荷捌き地の整備等による取扱機能の強化を図るなど、取扱貨物量の増加に向けた取組を進めています。
- ・ 川崎港では、貨物量の増加に対応したコンテナターミナルの整備・改修を進めているほか、港湾関連用地やふ頭用地を確保するため、東扇島堀込部において海面埋立による土地造成を進めるなど、港湾物流機能の強化に取り組んでいます。
- ・ 臨港道路東扇島水江町線の整備促進、東扇島と内陸部を結ぶ唯一の連絡路である海底トンネルの適切な維持管理を行うなど、港湾貨物の円滑な輸送や防災機能の強化等に取り組んでいます。



川崎港（東扇島地区）

施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備

- ・ 川崎マリエンや東扇島東公園等において、川崎みなと祭り、ビーチバレーボール川崎市長杯等のイベント開催や、川崎港の観光スポット等の魅力を紹介したPR動画をYouTubeで発信するなど、川崎港の利用促進や魅力発信向上に取り組んでいます。
- ・ 東扇島西公園において民間事業者と連携したモデル事業を実施し、港湾緑地における民間活力の導入を図るなど、港湾関係企業の就労環境の充実や市民が魅力を感じる空間形成に取り組んでいます。
- ・ 立地企業、関係団体、行政等が連携し、臨海部の清掃活動に取り組んだほか、ごみの捨てにくい環境づくり



川崎みなと祭りの様子

や放置車両対策に向けた監視カメラの設置や指導強化等を行うなど、川崎港の環境向上の取組を進めています。

政策 4-4 臨海部を活性化する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 川崎臨海部の基幹産業を取り巻く環境が変化する中、臨海部の強みや特性を活かして、世界をリードする人材・企業から選ばれる地域を形成するとともに、「臨海部ビジョン」に基づき、高水準な労働環境や操業環境、生活環境等の実現に向け、戦略的に取組を推進する必要があります。
- ★ キングスカイフロントについては、ライフサイエンス分野における研究開発拠点としてさらに発展させていくため、イノベーション拠点の成長に向けて必要となる機能導入や高水準な整備を推進し、拠点価値の向上に向けた取組を進めていく必要があります。
- ★ 臨海部の交通ネットワークについては、今後の土地利用等の環境変化や多様化するニーズを踏まえながら、各地域へのアクセス機能向上に資する交通基盤の整備などについて中長期的な視点で取組を進めていく必要があります。
- ★ 川崎臨海部の持続的な発展には、企業からは活動拠点として選ばれ続け、市民からは誇りに思われるエリアであることが重要であるため、戦略的なブランディングを進め、臨海部の強みや特徴を捉えたエリア像を広く浸透させるなど、臨海部の認知度・理解度向上に向けた取組を進めていく必要があります。
- ★ 川崎港公共ふ頭の取扱貨物量の増加をめざし、引き続き更なるコンテナ貨物集貨の促進、新規航路の誘致に向けた取組や、各種貨物の取扱機能の強化を推進する必要があります。
- ★ 港湾物流機能の強化を図るため、東扇島堀込部における土地造成について、早期完成に向けて整備を推進していく必要があります。
- ★ 港湾貨物の円滑な輸送や防災機能の強化等を図るため、臨港道路東扇島水江町線の整備促進や、海底トンネルの適切な維持管理、小型船溜まり基地の整備に取り組む必要があります。
- ★ 川崎港のカーボンニュートラル化を推進するため、港湾施設の省エネルギー化推進や、環境に配慮した船舶への支援等に取り組む必要があります。
- ★ 川崎港の魅力を市内外に向けて積極的に発信するとともに、市民等が港を訪れる機会を増やす取組を推進する必要があります。
- ★ 港湾緑地について、生活様式の変化を踏まえ、「みなと」で働く人、訪れる人が川崎の自然を感じ、魅力的なロケーションを楽しむことができる空間としていく必要があります。
- ★ 川崎港の市民利用の拡大に向けて、市民や港湾関連企業の利用者等が快適に利用できるよう、引き続き美化対策等に取り組む必要があります。

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

■ 政策の方向性

- 本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更なる推進を図ります。
- また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市内の広域拠点駅（川崎駅、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅）の周辺に魅力や活力があると思う市民の割合 (市民アンケート)	70%	63.2%	70%以上
市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺に魅力や活力があると思う市民の割合 (市民アンケート)	52.6%	39.0%	52.6%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策		成果指標の状況等					単位
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	
政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する								
施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成（川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める）								
		広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口	12.6	13.9	13.4	13.9	14.4	万人
		広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員	52.4	58.8	56.8	58.8	59.8	万人/日
施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備（新川崎・鹿島田、溝口、鷺沼・宮前平、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める）								
		地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口	17.5	18.8	18	18.4	18.7	万人
		地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅、溝口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員	47.3	50	48.8	49.5	50.0	万人/日

■ これまでの主な取組状況

施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成

- ・ 川崎駅周辺地区では、民間活力を活かしたまちづくりにより、さまざまな都市機能をバランスよく誘導するとともに、歩いて移動しやすい歩行者空間を創出するため、JR川崎駅北口通路や西口駅前ペデストリアンデッキを整備してきました。また、JR川崎駅西口大宮町地区 A-2 街区では、オフィス・ホテル等の機能導入とあわせ、緑地等の整備を行う民間開発事業を誘導しています。羽田空港や臨海部の玄関口である京急川崎駅周辺では、京急電鉄と包括連携協定を締結し、土地利用の誘導に取り組んでいます。さらに、東口の既成市街地では、空きビルの増加などによるまちの活力や魅力の低下に対応するため、リノベーションのまちづくりを進めています。



JR川崎駅北口通路

- ・小杉駅周辺地区では、多様な都市機能がコンパクトに集積した、歩いて暮らせるまちづくりを推進しています。駅南側では、商業施設や住宅、公共公益施設の整備にあわせ地区幹線道路等を一体的に整備した小杉町3丁目東地区市街地再開発事業が完了しました。駅北側では、医療・福祉、文化・交流機能を中心としたまちづくりに向け事業を推進するとともに、令和2（2020）年9月にまちづくり方針を策定した小杉駅北口駅前では、土地利用の誘導や都市基盤の強化に向けた取組を進めています。また、駅及び駅周辺の混雑緩和に向け、鉄道事業者等と連携して、JR 横須賀線下りホーム新設及び新規改札口設置について、取組を推進しています。
- ・新百合ヶ丘駅周辺では、商業・業務機能の集積に加え、文化・芸術施設の立地や豊かな自然環境などの地域資源を活かした、賑わいや魅力あるまちづくりに取り組んでいます。近年は、駅周辺の公共的空間を活用して「しんゆりステーションピアノ」や「しんゆりフェスティバル・マルシェ」を開催するなど、地域と連携し、更なるまちの賑わいや魅力向上に寄与する取組を進めています。また、公共交通利用をより一層促進するため、スマートフォンアプリを活用した MaaS の実証実験を実施するなど、地域の課題解決に向けて沿線の鉄道事業者等と連携した取組を進めています。



小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業



しんゆりフェスティバル・マルシェ

施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備

- ・交通結節点である鉄道駅を中心とした地域生活拠点では、市街地開発事業等により商業、業務、都市型住宅等の機能の集積を図るとともに、バリアフリーに配慮した交通広場等の都市基盤の整備等を行うことで、安全で快適な利便性の高い都市機能がコンパクトに集約した拠点の形成に向けてまちづくりを進めています。
- ・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、土地区画整理事業が終盤を迎えるとともに、令和3（2021）年7月に「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」を策定し、更なるまちの魅力や賑わい創出に向けた取組を推進しています。また、鷺沼駅周辺地区では、平成31（2019）年3月に「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針」を策定し、再開発の機会を捉えた、宮前区全体の将来を見据えた取組を推進しています。
- ・鉄道沿線を中心に展開する生活行動圏では、広域拠点等の整備の波及効果を効率的かつ効果的に活用するため、それぞれのエリアの特性を活かした身近なまちづくりを推進しています。



航空写真（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）

登戸土地区画整理事業の進捗状況

	平成22年度 (2010年度)	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)
仮換地 指定率	59.1%	75.2%	93.6%
宅地使用 開始面積率	43.5%	55.3%	74.3%

資料：まちづくり局調べ

- ・広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い身近な駅周辺では、各鉄道事業者との包括連携協定

の締結などを通じ、鉄道を主軸に、地域の特性や課題に応じた沿線地域のまちづくりを進めています。

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 川崎駅周辺地区では、本市の玄関口としてふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力にあふれた拠点形成の展開を図るため、社会変容を踏まえつつ、民間活力を活かした都市機能の集積を図るとともに、回遊性・利便性の向上のための都市基盤の整備や、公共空間や既存ストックを活用した賑わい創出に向けた取組の一層の推進が必要です。
- ★ 小杉駅周辺地区では、これまでに取り組んできた事業等を着実に推進しながら、民間活力を活かして更なる都市機能の集積を図っていくとともに、社会変容を踏まえた持続可能な魅力あふれるまちづくりに向け、都市基盤の強化、公共的空間の活用、都市機能の充実等に取り組む必要があります。また、駅及び駅周辺の混雑に対する安全性・利便性の向上に向け、鉄道事業者等と連携した交通基盤の強化のための取組を進める必要があります。
- ★ 新百合ヶ丘駅周辺地区では、豊かな自然環境や芸術・文化等の地域資源、充実した都市機能を活かした、より質の高い、魅力ある拠点形成が求められています。横浜市高速鉄道3号線の延伸計画などの進捗や社会変容を踏まえつつ、周辺環境の変化を見据え、適切な土地利用転換の誘導や交通結節機能の強化に向けた取組を進める必要があります。
- ★ 地域生活拠点等では、それぞれの地域特性や個性を活かし、安全・快適で利便性が高く多様なライフスタイルに対応した都市機能がコンパクトに集約するまちづくりを推進していくことが求められています。市街地開発事業等により、複合的な都市機能の集積とともに、都市基盤の整備に取り組む必要があります。
- ★ 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、生田緑地や多摩川など豊かな自然環境や文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした拠点形成を図る必要があります。また、鷺沼駅周辺地区では、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化による、宮前区全体の活性化を促す「核」としての拠点の形成を図る必要があります。
- ★ 鉄道沿線に展開する生活行動圏では、拠点整備の効果を効率的かつ効果的に沿線地域へ波及させていくとともに、それぞれの特性を活かした身近なまちづくりが求められています。地域の特性や課題に応じた交通や生活の利便性の充実など、地域住民の暮らしを支える取組を進める必要があります。

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

■ 政策の方向性

- 近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。
- このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
居住する地域の住環境（住みやすさ）に満足している市民の割合 (市民アンケート)	59.6%	65.2%	65%以上
市内に美しい街なみが保たれていると思う市民の割合 (市民アンケート)	29.8%	31.1%	40%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

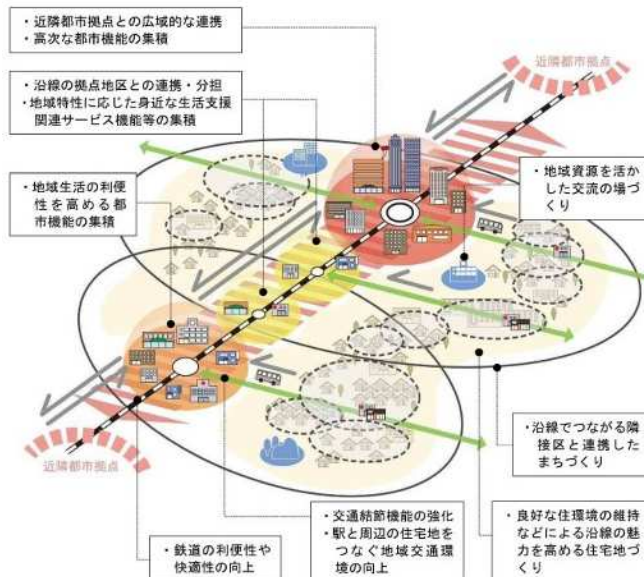
政策	施策		成果指標の状況等					
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する								
施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する）								
		新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合	17	19.3	20	21	23	%
		市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数	6	9	8	9	11	件
施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進（機能的で美しく、住んでいてこころよい街なみを創出する）								
		「川崎市景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合	15.5	26	26	31	41	%
		「川崎市地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数	12	25	20	24	32	件

■ これまでの主な取組状況

施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

- 都市拠点や市街地における土地利用にあたっては、少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化と地域特性や地域課題を踏まえ、よりきめ細やかにまちづくりを誘導するため、地区計画等の都市計画手法を有効に活用し、土地利用の適切な誘導を図るとともに、土地地区画整理事業や再開発事業等による民間事業支援により、計画的なまちづくりを推進しています。
- ライフスタイルの多様化により、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズに的確に対応するためには、地域課題を適切に把握し、市民と行政の協働を一層推進する必要があることから、「都市計画マスタープラン」全体構想及び区別構想を改定し、生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方を新たに

生活行動圏の沿線まちづくりイメージ



資料：「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」

示すなど、将来を展望したまちづくりを推進しています。

- ・ 脱炭素社会の実現に向けて、炭素を固定化し生産過程でも二酸化炭素の排出量を抑制できる国産木材の活用を積極的に促進するとともに、建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）等を効果的に活用するなど、新たなまちづくりの機会を捉え、環境に配慮した建築物等の普及を促進しています。



建築物の木質化の事例（小杉小学校）

施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進

- ・ 本市の景観施策のマスタープランである「景観計画」の改定を行うとともに、景観施策の情報提供や啓発、景観改善等の取組への支援を行い、市民・事業者・行政との協働による良好で個性と魅力にあふれた景観づくりを推進しています。また、武蔵小杉駅周辺地区等において、本市の広域拠点にふさわしい都市景観の形成の誘導を図るため、「景観計画特定地区」の指定や区域拡大等を行いました。



個性と魅力あふれる良好な景観形成

- ・ 地域の課題解決などに向けて、市民と行政の協働により、それぞれの地域の特徴を活かしたまちづくりの取組が求められていることから、市民の主体的なまちづくり活動に向けた誘導・支援の一層の充実を図り、地域ニーズに応じた市街地環境の形成を進めています。

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 少子高齢化や人口減少等の社会環境の変化や激甚化・頻発化する自然災害を踏まえ、安全性や利便性の向上などに関する多岐にわたる市民ニーズや地域課題に的確に対応したまちづくりが求められています。
- ★ 引き続き、既成市街地における良好な住環境の形成に向けた市民との協働による地区計画の策定や、土地区画整理事業や再開発事業等の手法活用による民間事業支援など、計画的なまちづくりを推進する必要があります。
- ★ 脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した建築物の普及や国産木材の利用促進を図る必要があります。
- ★ 地域の個性や地域資源を活かした個性と魅力にあふれる良好な景観形成の継続的な推進に加え、公共空間の利活用等の新たな取組や景観をめぐる社会環境の変化への対応が求められています。
- ★ 地域ニーズ等に応じたきめ細やかな市街地環境の形成に向け、市民の主体的なまちづくり活動を誘導する取組や地域の特徴を活かした取組への支援が求められています。

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

■ 政策の方向性

- 本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。
- このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
交通利便性の高いまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	62%	67.2%	70%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等						
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	
政策 4-7 総合的な交通体系を構築する								
施策 4-7-1 広域的な交通網の整備（首都圏における円滑な交通網を整える）								
都市拠点から羽田空港までの平均所要時間		44	※ -	-	⇒	約20%短縮	分	
J R 南武線の最混雑時間帯における混雑率		195	182	186	185	180	%	
施策 4-7-2 市域の交通網の整備（自動車での市内交通を円滑化する）								
都市計画道路進捗率		68	68	-	69	71	%	
市内幹線道路における混雑時（朝夕ピーク時）の平均走行速度		16.9	15.9	-	⇒	17.8	km/h	
施策 4-7-3 身近な交通環境の整備（地域の人々が生活しやすい交通環境を整える）								
市内全路線バスの乗車人員数（1日平均）		31,6045	33.2	32.6	33.1	34.0	万人	
自転車に関わる交通事故件数		1,097	923	1,020	980	900	件	
施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実（安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する）								
有責事故発生件数（走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数）		0.29	0.28	0.28	0.28	0.28	件	
お客様満足度		55.4	62	68.0	68.0	72.0	%	
市バスの乗車人数（1日平均）		12.79	13.46	13.1	13.1	13.3	万人	

■ これまでの主な取組状況

施策 4-7-1 広域的な交通網の整備

- ・「総合都市交通計画」に基づき、首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備を推進するとともに、公共交通の利用促進に取り組んでいます。
- ・鉄道事業者や周辺自治体等と連携し、横浜市高速鉄道3号線の延伸や既存鉄道路線の機能強化などによる鉄道ネットワークの形成、輸送力増強及びオフピーク通勤等による混雑緩和に向けた取組を推進しています。



主な鉄道路線ネットワーク

- ・首都圏の都市構造や経済活動を支えるとともに、本市の都市機能を強化する広域的な道路ネットワークの形成や、市内の交通混雑の解消及び沿道環境の改善、また、災害時における物資輸送を支えるネットワークの確保のため、国道 357 号など広域的な幹線道路網整備の取組を推進しています。



施策 4-7-2 市域の交通網の整備

- ・市民生活や経済活動を支える幹線道路は、「道路整備プログラム」に基づき、客観的な指標を用いて整備効果の高い道路を選定し、「選択と集中」による効率的・効果的な整備を進めています。
- ・交通渋滞の基本的な対策である道路ネットワークの形成には一定の期間を要することから、交差点改良など局所的かつ即効的な対策等により、効率的・効果的に渋滞緩和を図っています。
- ・「開かずの踏切」は交通渋滞の原因、高齢者や児童の安全性や地域の生活利便性の低下、一体的なまちづくりの阻害となるなど、さまざまな課題の要因となっています。こうした複数の行政課題を抜本的に解決するため、連続立体交差事業の推進など、本市の都市構造やまちづくりにまで効果が広く及ぶ基幹的な都市基盤整備を進めています。



施策 4-7-3 身近な交通環境の整備

- ・高齢化の進展等を背景に、地域公共交通に対するニーズの多様化や輸送需要の変化が進む中で、交通事業者や市民等の地域関係者と連携して、令和 3（2021）年 3 月に「地域公共交通計画」を策定しました。また、地域住民が主体となったコミュニティ交通に対する検討を支援し、宮前区において多様な主体との連携による新たな交通手段が導入されるなど、地域交通の整備に向けた取組を推進しています。



商業施設との連携による送迎車の導入事例
（宮前区白幡台地区）

- ・ 令和 2（2020）年 2 月に策定した「自転車活用推進計画」に基づき、安全、安心、快適に利用できる移動環境の充実に向けて、自転車通行環境の整備を推進するとともに、身近な移動手段の一つとして自転車の利用促進に取り組んでいます。



自転車通行環境の整備（川崎区新川通り）

施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実

- ・ 市バスの安全運行を確保するため、LED 路肩灯・ウインカーチャイムの全車導入や運転手への脳健診等の実施、区役所と連携した交通安全教室の実施など、輸送安全の向上に向けた取組を進めています。
- ・ お客様サービス向上に向け、バスの乗り方や路線図等を英語で記した市バスガイドマップの発行や総合案内表示板を設置しました。また、外部講師による接客向上研修の実施、ノンステップバス車両の更新やバス停留所施設の整備・維持管理の実施などの取組を進めています。
- ・ 市バスネットワークを維持・充実するため、「鷺沼駅～聖マリアンナ医科大学前」について、民間バス事業者と共同運行による路線を新設しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響等による事業環境の変化に対応するため、路線の見直しやダイヤ改正を進めています。
- ・ 安定的な事業基盤の構築に向けて、運転手（養成枠）の採用選考の新たな実施や営業所の計画的な整備などの取組を進めています。



資料：交通局調べ



市バスイメージキャラクター「ノルフィン」

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 新型コロナウイルスの感染拡大による社会変容をはじめとして、働き方やライフスタイルの多様化、脱炭素化や社会のデジタル化、高齢化の進展など、社会経済状況が大きく変化していることから、こうした状況を注視しながら、鉄道・道路網や交通環境の整備等の取組を進める必要があります。
- ★ 首都圏における本市の地理的優位性や放射・環状方向の鉄道・道路網を最大限に活かした、市内外の拠点間の連携を推進する交通機能の強化や首都圏の都市機能・経済活動を支える交通網の整備が引き続き求められています。

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 都市の活力を支える幹線道路等の整備については、交通環境の改善に向け、効率的・効果的に取組を進める必要があります。
- ★ 連続立体交差事業については、今後の社会変容などを見据えた事業の効果や本市の長期的な行財政運営の見通しなどを踏まえ、取組方針の検討を進める必要があります。
- ★ 輸送需要の変化、運転手不足の深刻化など、地域公共交通を取り巻く環境変化等を踏まえ、行政が主体となり、交通事業者や市民と共に効率的・効果的な路線バスネットワーク形成に向けて取り組んでいく必要があります。また、コミュニティ交通については、地域の特性を踏まえ、多様な主体との連携や新技術等の活用によるさまざまな運行手法の導入をより一層進める必要があります。
- ★ 自転車利用のニーズの高まりや社会変容などを踏まえ、安全・安心・快適な移動環境の充実と、まちの魅力向上に寄与する取組として、一層の通行環境の整備や、幅広い自転車の活用が求められています。
- ★ 市バス事業については、新しい生活様式の浸透等による利用動向など、事業環境の変化に適応した取組を進めるとともに、一層の輸送安全性の向上やバリアフリー化の推進、都市基盤整備への対応が必要です。

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

■ 政策の方向性

- 経済的な豊かさだけでなく、健康的でうれしい質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。
- こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
スポーツの盛んなまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	47.6%	58.6%	55%以上
文化・芸術活動の盛んなまちだと思う市民の割合 (市民アンケート)	48%	48.5%	55%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策 施策		成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する							
施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進（スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす）							
	週1回以上のスポーツ実施率	34.8	40.5	39.3	42.5	44.5	%
	年1回以上の直接観戦率	30.4	32.5	32	33	35	%
	スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合	5.7	6.7	7	8	10	%
	スポーツセンター等施設利用者数	261.8	294.3	270	276	276	万人
	市障害者スポーツ大会競技参加者数	359	422	399	415	447	人
施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興（市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする）							
	主要文化施設の入場者数	126.9	114.9	138	140.5	140.5	万人
	年1回以上文化芸術活動をする人の割合	14.6	13.4	17	18	20	%
施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進（音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる）							
	「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合	53.3	51.8	56	57	60	%
	ミュージアムシンフォニーホール主催・共催公演の入場者率	72	75.54	73.5	74	75	%
	「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	18.4	16.3	22.5	25	30	%

■ これまでの取組状況

施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進

- ・「スポーツ推進計画」に基づき、身近な地域で気軽に健康づくりができる機会を増やすため、スポーツ協会などの関係団体との連携のもと、各種スポーツ大会やスポーツ教室、川崎市スポーツフェスタなどのスポーツ体験イベントの実施、レクリエーション活動の推進、スポーツセンターの管理運営などの取組を進めています。



障害者スポーツ大会（陸上・スラローム競技）

- ・ 障害の有無に関わらず誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、障害者スポーツ協会などと連携してパラスポーツの振興や普及促進、指導者の育成などに取り組んでいます。
- ・ スポーツを通して仲間とふれあい、地域での交流を楽しめるまちづくりを進めるため、スポーツ推進委員による地域スポーツ活動の支援や、総合型地域スポーツクラブの育成支援などに取り組んでいます。
- ・ 川崎フロンターレや川崎ブレイブサンダース、NECレッドロケッツなど、川崎で活躍するトップチーム・トップアスリートのプレーを間近に観る機会を提供するとともに、地域イベントへの参加や地域貢献活動の輪を広げていくことで、スポーツを通して市民が川崎の魅力を楽しみ、シビックプライドを感じることができるスポーツのまちづくりを進めています。
- ・ 「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」に基づき、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」を目指し、「人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創り出す」ことを理念とする「かわさきパラムーブメント」を推進しています。
- ・ 多様な主体によるさまざまな取組により、めざす理想の状態をレガシーとし、レガシー形成に向けた取組を進め、「ブリティッシュカウンシルとの連携事業」や「サッカー・ユニバーサルizm」など、関係団体や民間企業等と連携したさまざまな取組が創発されています。
- ・ 令和元（2019）年8月には、レガシー形成に向けた取組が、共生社会の実現に向け先導的であると評価され、「先導的共生社会ホストタウン」として国から認定されました。さらに、令和3（2021）年1月には同じく先導的共生社会ホストタウンである世田谷区や国と連携し、「共生社会ホストタウンサミット in 多摩川」を開催しました。



NEC レッドロケッツによるふれあいスポーツ教室



発達障害児を対象とした親子サッカー教室



共生社会ホストタウンサミット in 多摩川

施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興

- ・ 誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興に向けた取組を進めています。
- ・ 令和3（2021）年に東京で開催されたオリンピック・パラリンピックを契機としたかわさきパラムーブメントのレガシー形成に向けた取組として、障害者による文化芸術の普及促進など障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動に取り組めるパラアートの環境づくりを進めています。



©公益財団法人日本オペラ振興会

川崎・しんゆり芸術祭アルテリカしんゆり
日本オペラ振興会設立 40 周年記念
日本オペラ協会公演「魅惑の美女はデスゴッデス！」
／藤原歌劇団公演「ジャンニ・スキッキ」（2021 年）

- ・ブレイキンや BMX、スケートボードなどの若者による文化を活用し、「若い人が多い」「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、チャレンジできる環境づくりを進めています。
- ・市内の文化関連施設では、文化芸術の創造拠点や市民の活動拠点、本市の魅力発信拠点、文化財の保存活用拠点としての取組を進めています。
- ・令和元年東日本台風による浸水被害により現在休館中の市民ミュージアムについては、引き続き被災収蔵品の修復等作業を進めながら、博物館、美術館機能等のあり方等について検討を進めています。
- ・市民の郷土に対する愛着を高め、貴重な文化財を次世代に継承していくため、その調査・研究や保護・活用等の取組を進めています。本市初の国史跡である橘樹官衙（たちばなかんが）遺跡群については、計画的な調査・研究や保存活用計画及び整備基本計画に基づく取組などを行い、市民にその価値を広く伝える取組を推進しています。



INTERNATIONAL STREET FESTIVAL
KAWASAKI 2020



発掘調査現地見学会（橘樹郡家跡）

施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進

- ・本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団や市内 2 つの音楽大学、4 つの市民オーケストラ、100 を超える市民合唱団や企業の吹奏楽団など多様な主体と連携しながら、「かわさきジャズ」や「プラチナ音楽祭」、「アジア交流音楽祭」、などの魅力ある音楽事業の実施及び開催の支援を行い、幅広い世代の市民が身近に音楽を楽しめる環境づくりに取り組んでいます。
- ・国際的評価が高く、「音楽のまち・かわさき」の中核施設であるミューザ川崎シンフォニーホールについては、海外著名オーケストラ、フェスタサマーミューザ等の主催事業や、「名曲全集」等の東京交響楽団との共催事業による良質な音楽の鑑賞の機会を市民に提供するとともに、「音楽のまち」の裾野を広げることを目的としたアウトリーチ事業等の取組を進めています。



アジア交流音楽祭



東京交響楽団

（撮影：池上直哉 提供：東京交響楽団）

- ・映像のまち・かわさき推進事業では、市内 4 つのシネマコンプレックスや映画の単科大学といった映像資源を活かし、教育現場及び地域における映像制作活動の支援や、「KAWASAKI しんゆり映画祭」の開催などによるまちの魅力の向上、企業や団体等と連携した地域活性化の取組を行うとともに、市内のさまざまな施設や場所等をロケ地として活用し、映画やテレビ等の映像メディアを通して発信されることで、シティプロモーションの推進、シビックプライドの醸成を図る取組を実施しています。



小学校での映像制作授業

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 市民の誰もが身近な場所でいつでもスポーツに接することができ、スポーツを身近に感じることができるよう、スポーツを「する」・「観る」機会をより充実させるための取組を推進する必要があります。
- ★ スポーツが地域に根つき、地域で自主的なスポーツ活動を活性化させていくため、スポーツ活動を「支える」担い手を充実させるための取組を推進する必要があります。
- ★ 身近なスポーツ環境の充実に向けて、スポーツ施設の整備状況や老朽化等の状況、本市の特性を踏まえて、スポーツ活動の推進に必要な「場」を持続可能な形で提供していくための取組について検討を進める必要があります。
- ★ 「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」の形成を目指して、誰もが日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進めるため、パラスポーツをより一層推進する必要があります。
- ★ かわさきパラムーブメントの理念浸透や機運醸成については、徐々に進み、それぞれが主体となった取組が各地で行われています。今後、さらにムーブメントを大きくするため、より一層理念浸透に向けた取組を進めるとともに、市民や事業者等と引き続き連携しながら新たな取組を創発していく必要があります。
- ★ 「若者による文化が盛んである」という本市の特徴を踏まえ、若い人たちが集い、チャレンジできる環境をつくるため、市内における各種大会の開催支援・誘致や体験会の開催、施設整備に向けた取組等を通じて、若者文化の盛り上げを推進していく必要があります。
- ★ 誰もが身近に文化芸術活動に携わることができ、文化芸術に親しみ、楽しめる環境（アート・フォー・オール）づくりを行うことで、自由で多彩なアイデアや創作活動が次々と生まれ、寛容で多様性のある豊かな交流によって新たな価値を生み出すことにつなげていく必要があります。
- ★ 令和 6（2024）年の市制 100 周年などの機会を捉えて、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組む必要があります。
- ★ 令和元年東日本台風により市民ミュージアムが浸水し、収蔵品等が被災したことから、被災収蔵品の修復等の作業を進めながら、さまざまな課題を整理し、博物館、美術館機能等のあり方等について検討を進める必要があります。

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 市民の豊かな心を育み、活力と潤いのある地域社会づくりを進めるため、「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムなどの関連団体とのより一層の連携のもと、市内の音楽や映像に関する資源を活用し、幅広い世代の市民が文化芸術を楽しめる環境づくりを進めていく必要があります。
- ★ 映像のまちの取組については、市民の認知度向上に向け、市民向け広報の工夫や、地域と連携した映像に親しむ機会の創出を進めるとともに、ロケ地活用のための事業者への情報提供に引き続き取り組む必要があります。

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

■ 政策の方向性

- 本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通利便性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。
- 今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたくなる川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市に魅力や良いイメージがあると感じている人の割合 (市民アンケート)	40.7%	39.0%	50%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 4-9 戦略的なシティプロモーション							
施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成（市内外における市の認知度・好感度を高める）							
	シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」に関する平均値	6.0	5.4	6.3	6.5	7.0	点
	シビックプライド指標 市民の市に対する「誇り」に関する平均値	5.0	4.7	5.3	5.5	6.0	点
	隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合	50.3	35.5	52	53	55	%
施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興（市内への集客及び滞在を増加させる）							
	主要観光施設の年間観光客数	1,504	1,560	1,748	1,856	2,100	万人
	宿泊施設の年間宿泊客数	178	217	193	198	210	万人
	宿泊施設の年間宿泊客数【外国人】	15	28	22	23	25	万人
	工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数	6,600	4,800	7,700	8,100	9,200	人

■ これまでの主な取組状況

施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成

- ・ より一層の都市イメージの向上を図るため、産業・研究開発分野（キングスカイフロント）、文化芸術分野（音楽のまち、歴史・文化財等）、スポーツ分野（川崎フロンターレ等）、自然分野（生田緑地・多摩川等）、生活分野（健康・教育等）など重点施策を中心に、本市の多面的な魅力を活かしたさまざまな媒体の活用によるイメージ戦略を進めています。
- ・ 都市のブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって、未来。」を活用し、市民や民間事業者等のさまざまな主体が、まちを好きになり、まちが元気になる取組を進めています。このブランドメッセージ等を効果的に用いて、国内外に向けたさまざまな情報発信を戦略的にを行っています。



2021年 ブランドメッセージポスター

- ・グローバル化が進展する中、世界における本市の存在感を高めるため、姉妹・友好都市をはじめとする海外都市等とお互いの強みや特性を活かした交流を推進するなど、国内外から行ってみたい、住んでみたい、働いてみたい、そして市民が住み続けたい「世界をひき寄せる真のグローバル都市川崎」をめざした取組を進めています。

施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興

- ・訪日外国人旅行者数の変化等に対応するため、外国人観光客の動態分析調査を実施し、分析結果を踏まえて、インフルエンサー（人々に影響を及ぼす人物）や SNS 等による情報発信をしています。また、「かわさき きたテラス」において多言語による観光情報を提供し、受入体制の充実を図るとともに、インバウンド需要を取込む下地づくりを推進するナイトタイムエコノミーの取組を進めています。
- ・市内に多数存在している生産施設や産業遺産、先端技術施設などの川崎の特性を活かして産業観光を推進するとともに、全国の工場夜景観光を推進する都市と連携して、工場夜景カードの発行や、全国工場夜景サミットの開催など、工場夜景の魅力を発信しています。
- ・競輪事業については、包括的な業務委託により事業の収益性を確保するとともに、新たなファン層を拡大するためにガールズケイリンやミッドナイト競輪の開催、初心者教室、バックヤードツアー等を実施しています。また、施設の市民利用・市民開放を進めるとともに、地域の活性化に資する競輪場づくりを推進しています。



資料：経済労働局調べ



日本民家園での藍染め体験の様子を発信するフランス人インフルエンサー

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション 計画策定に向けた主な視点

- ★ 令和 6（2024）年に市制 100 周年を迎えることを契機に、シビックプライド（市民の市に対する「愛着」「誇り」）及び本市の都市イメージを向上させるため、ソーシャルメディアをはじめとしたさまざまなメディアやブランドメッセージを活用して、社会変容に対応しながら市の多彩な魅力をより効果的に発信していく必要があります。
- ★ 今後の観光需要の回復及びその先の拡大を見据え、多くの外国人を魅了するための魅力ある観光資源の創出や活用に向けて取り組むとともに、観光情報の積極的な発信等を進めていく必要があります。
- ★ 競輪事業については、持続的な事業運営を行うため、新たなファン層の獲得など、更なる施策の展開が求められています。

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

■ 政策の体系

基本政策5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策5-1 参加と協働により市民自治を推進する

政策5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

■ 政策の方向性

- 急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。
- このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。
- また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。
- さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
町内会や市民活動など、地域での活動に参加している市民の割合 (市民アンケート)	30.3%	24.7%	40%以上
市政に対する市民の意見や要望を伝える機会や手段が整えられていると思う市民の割合 (市民アンケート)	18.1%	20.1%	25%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策	成果指標の状況等					
		第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する							
施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり（多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める）							
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合		19.8	15.7	22	23	25	%
町内会・自治会加入率		63.8	60.2	64	64	64	%
市内認定・条例指定NPO法人数		8	14	16	22	30	団体
施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進（市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う）							
コンタクトセンター内サンキューコールがわさきの応対満足度（総務企画局調べ）		4.9	4.9	4.9	4.9	4.9	点
必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合		37.5	40.9	40.5	42	45	%
施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（市民満足度の高い区役所サービスを提供する）							
区役所利用者のサービスの満足度		97.1	99	98.0	98.0	98.0	%
マイナンバーカード（個人番号カード）交付率		-	19.65	16	20	26	%

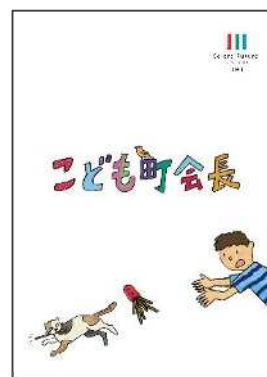
■ これまでの主な取組状況

施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり

- ・ 市民、地域の団体、大学や自治体など、多様な主体との協働・連携による取組を進めていくためのしくみづくりや地域人材の発掘・育成、地域における課題解決の取組への支援などを進めています。
- ・ 協働・連携ポータルサイト「つながっど KAWASAKI」等により、地域活動やボランティア活動などについて、イベント・講座、サークル案内、ソーシャルビジネス等さまざまな関わり方に応じた幅広い情報を発信し、多様な主体を公共的な活動につなげていくための取組を推進していきます。
- ・ 町内会・自治会について、自発的な加入や活動への参加促進のほか、自主的な設立に向けた支援を行っています。また、川崎市市民自治財団・かわさき市民活動センターと連携した市民活動のトータルサポートや、市民の相互支援をテーマにした「地域・社会貢献フォーラム」の開催、寄付月間キャンペーンにおける市民向けの広報の実施など、地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民の主体的な活動を支援しています。
- ・ 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく取組として、地域の居場所「まちのひろば」の創出に向けたプロジェクトや、地域の取組を支援する区域レベルのプラットフォームである「ソーシャルデザインセンター」のモデル実施、及び「区における行政への参加の考え方」に基づく取組を推進しています。
- ・ 都市によって異なる課題を効果的に解決するためには、市民に近い基礎自治体が、地域のニーズに応じた施策を実行するための権限や財源を確保することにより、自主的・自立的なまちづくりを進める必要があることから、国や県への働きかけを継続的に行うとともに、大都市制度の創設に向け地方分権改革の取組を進めています。



地域・社会貢献フォーラム



若者の加入促進に向けた新たなアプローチ



「まちのひろば」創出職員プロジェクト
(コミュニティガーデンの創出に向けた準備作業)

施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進

- ・ 広聴については、「市民アンケート」、「車座集会」、「市長への手紙」などを通して、効果的に市政に対する市民の声を集め、市民視点に立った市政運営や事務改善の契機として、積極的に活用しています。
- ・ 広報については、情報伝達やコミュニケーションの手段が多様化する中で、市政だよりをはじめ、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS 等のさまざまなメディアを活用するなど、市の施策や取組等の情報を積極的に、より分かりやすく、かつ伝わ



市の魅力を発信しているテレビ広報番組
「LOVE かわさき」撮影の様子

るように発信しています。

施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

- ・ 川崎区において3管区に分散している機能・体制を見直し、申請・届出業務を川崎区役所に一元化して行政サービスの質・量を今まで以上に確保することや、支所庁舎の建替えに向けた取組を推進することなどを基本的な考え方とする、「川崎区役所及び支所の機能・体制等に関する基本方針」等を策定しました。
- ・ 暮らしやすい地域社会の実現を目指し、これまでの区民会議をリニューアルし、市民主体のまちづくりに向けた区役所機能の更なる強化の取組として、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論するため、「新しい参加の場」の取組を進めています。
- ・ マイナンバーカードの更なる普及促進に向けた取組を推進し、川崎市マイナンバーカードセンターの設置等を行いました。
- ・ 高齢化が進む区役所等庁舎について、必要な改修・補修や効率的・効果的な整備を進めており、生田出張所については、従来の出張所機能に加え、身近な地域の拠点として多くの人々が利用し、集い合える場として、令和3（2021）年6月に供用を開始しました。



区役所サービス向上に向けた職員育成研修の様子



生田出張所新庁舎

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 多彩な経験を持った高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっているとともに、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業など、公共領域の新たな担い手が増えていることから、地域課題や社会的課題の効果的な解決に向けて、地域人材の発掘、育成、支援などをさらに進め、市民をはじめとした多様な主体と協働・連携した市政運営や地域づくりを進めることが求められています。
- ★ 町内会・自治会が担い手の不足やつながりの希薄化など従前からの抱える課題に加え、デジタル化の急激な進展などの社会変容にも対応するため、活動の維持・拡大に対する支援の必要性はさらに高まっており、今後も安定的に地域活動に取り組めるよう、町内会・自治会への支援が求められています。
- ★ 川崎市市民自治財団やかわさき市民活動センターなどの全市的な中間支援機能のほか、ソーシャルデザインセンターにより、区域レベルにおける地域社会を支えるさまざまな人材や活動をコーディネートし、市民が主体的に進める活動の支援に向けた取組を推進していく必要があります。
- ★ 広聴については、市民の声が行政にしっかりと伝わるような身近な市政を推進するために、市民の声を多面的、戦略的に収集・調査するとともに、積極的に施策や取組に活かしていく必要があります。

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する 計画策定に向けた主な視点

- ★ 広報については、市の施策や取組等の情報をより伝わるようにするため、紙媒体だけでなく、ホームページ、テレビ、ラジオ、SNS 等の活用など、メディアミックスによる効果的な情報発信を継続的に実施していく必要があります。
- ★ これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」については、参加と協働による地域課題の解決を目的に意見交換・議論するため、制度運用における課題等を踏まえ、「より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充」、「弾力的に運用できる柔軟なしくみ」、「地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進」を方向性と位置づけ、令和 6（2024）年度の本格実施に向けて、各区において取組を進め、さらに市民自治を推進していく必要があります。
- ★ 社会のデジタル化の進展や今後の社会ニーズの変化等を見据え、利便性の向上や分かりやすい窓口サービスの提供という観点も含めた、区役所機能のあり方を検討するとともに、市民が快適にサービスを受けられ、かつ、庁舎を身近な地域の拠点として活用していけるよう、効果的な庁舎整備を行う必要があります。
- ★ マイナンバーカードの所有率向上の取組を進めるとともに、デジタル・デバイドにも配慮した更なる普及促進に取り組む必要があります。また、マイナンバーカードの普及に併せ、カードに搭載された電子証明書の住民記録・戸籍関係手続への活用の検討が求められます。

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

■ 政策の方向性

- 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

■ 市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う 市民の割合 (市民アンケート)	20.1%	23.3%	30%以上

■ 施策の体系と成果指標の状況

政策	施策		成果指標の状況等					
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる								
施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進（平等と多様性を尊重する意識を高める）								
平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合			40.6	38.2	41	41	41	%
子どもの権利に関する条例の認知度(子ども)			45	※ -	-	52	55	%
			※今回の調査はR2に実施するため					
子どもの権利に関する条例の認知度（大人）			31.9	※ -	-	41	44	%
施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進（性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える）								
男女が平等になっていると思う市民の割合			31.2	32.5	33	33	33	%
市の審議会等委員に占める女性の割合			31.5	31.2	38	40	40	%

■ これまでの主な取組状況

施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

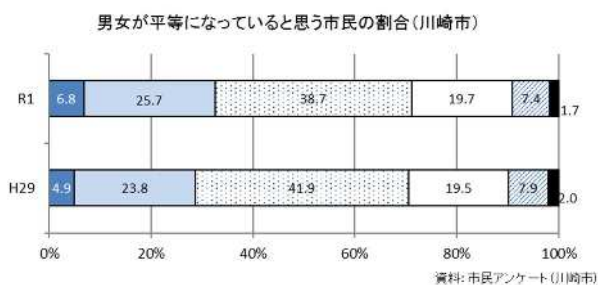
- ・ 令和元（2019）年に「差別のない人権尊重のまちづくり条例」を制定し、すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進しています。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGO など多様な主体との協働・連携により、人権尊重教育や人権思想の普及、人権擁護の取組のほか、同条例に基づき、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進しています。また、令和2（2020）年3月には「第6次子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進しています。
- ・ 本市には現在 45,000 人を超える外国人市民が暮らし、今後もさらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めています。



かわさき人権フェア

施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

- 「男女平等かわさき条例」の基本理念や平成 27（2015）年 8 月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、平成 30（2018）年 3 月に「第 4 期男女平等推進行動計画」を策定し、社会のあらゆる分野で誰もが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を發揮し活躍できる男女共同参画社会の実現に向けた普及活動を促進しています。
- これまでの取組を踏まえながら、DV 被害の複雑化や被害状況の多様化など、さまざまな課題に対応するため、被害者支援の充実及び被害を未然に防ぐための取組の強化を図ることとし、令和 2（2020）年 2 月に「第 3 期 DV 防止・被害者支援基本計画」を策定し、関係機関等と連携・協力のもと、取組を推進しています。



政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる 計画策定に向けた主な視点

- ★ すべての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進するための取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現へ向け、市民の問題意識も高まってきていることから、性的マイノリティをはじめとする多様な市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- ★ 平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することで平和を愛する心を育み、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進する必要があります。
- ★ 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしていける地域社会をつくるため、外国人市民を取り巻く環境の変化を的確にとらえながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- ★ ジェンダー平等に係る SDGs の達成に向け、理念を共有する「男女平等推進行動計画」とともに、形式的平等に留まらず、「公正」な社会における実質的平等の確保を伴う男女平等の推進に向けて、性別にかかわらず、すべての個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進する必要があります。
- ★ 職業生活における女性の活躍推進については、女性の労働力率（15 歳以上の人口における労働力人口の割合）を年齢階級別に見ると、結婚や出産の多い年代で低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる M 字カーブを描いていることなどを踏まえ、「職業生活と育児・介護など家庭生活の両立」や、「職業生活における女性の力の十分な発揮」、「企業における取組の推進」などに取り組む必要があります。
- ★ DV（配偶者等からの暴力）など人権を著しく侵害する暴力を未然に防ぎ、被害者に対する迅速で適切な支援が求められています。

区計画

1 区計画の目的

本市では、市民の暮らしに身近な7つの区役所で、市民サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供するとともに、参加と協働による暮らしやすい地域づくりを進めています。

少子高齢化の進展や人口減少への転換などの社会状況の変化に伴い、それぞれの地域で暮らす市民の生活も大きく変わりつつあり、身近な行政サービスの提供に加えて、市民が地域におけるさまざまな活動に主体的に参加し、お互いに支え合うしくみづくりが必要となっています。

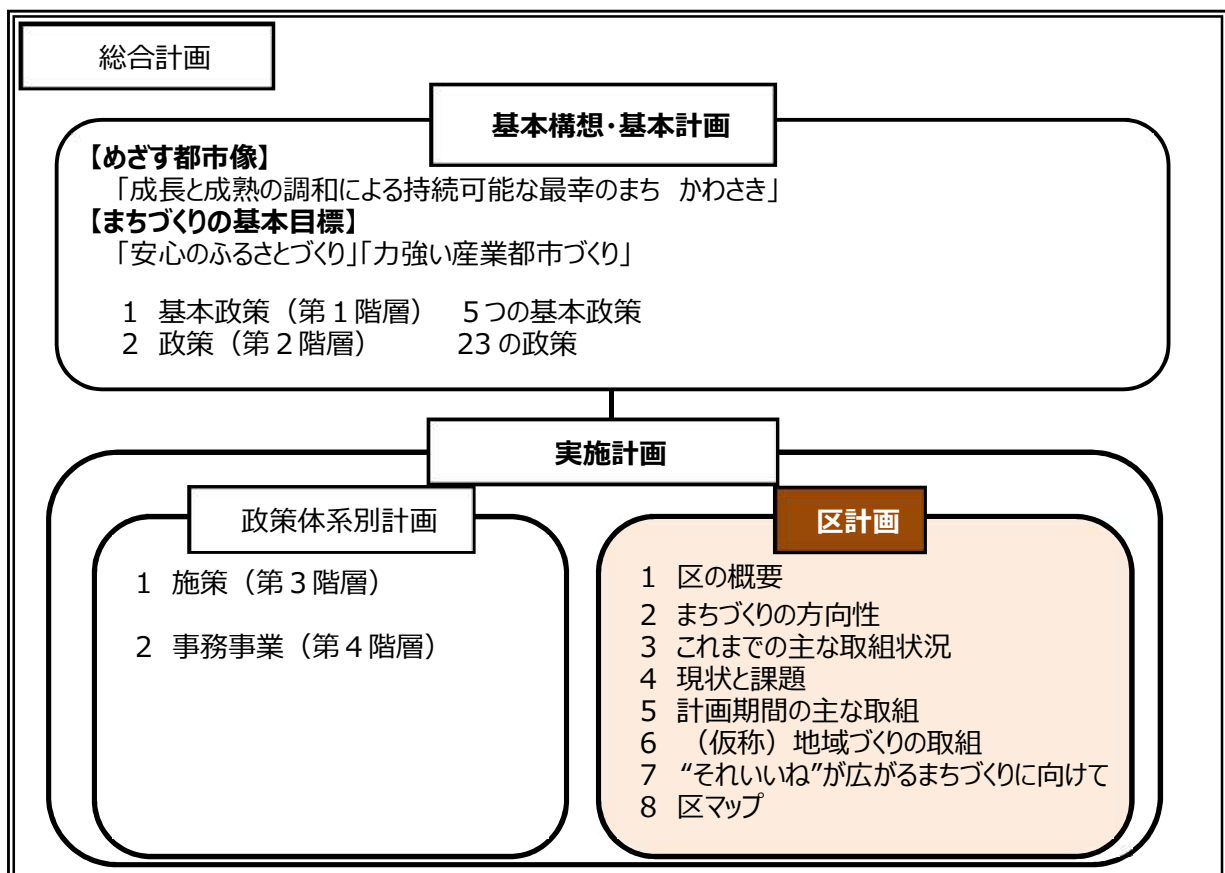
区計画は、このように地域の課題が複雑化・多様化する中で、それぞれの地域が持つ魅力や特性を活かし、市民・地域・行政など多様な主体が連携しながら、地域課題の解決に向けた参加と協働によるまちづくりを進めることを目的として策定しているものです。

2 区計画の位置づけ

実施計画における政策体系別計画では、それぞれの区における都市基盤整備や交通体系の構築、全市共通の福祉・子育て支援などの市民サービスを政策体系別に示しており、市民生活を支える7区共通の行政サービスについては、この中に位置づけられています。

区計画では、各区のまちづくりの方向性や特色、現状と課題、多様な主体の参加と協働により行う地域課題の解決に向けた主要な取組を中心に、計画期間における取組内容を示します。

計画の位置づけイメージ



3 区計画の構成

第3期実施計画における区計画では、これまでの実施計画で示した内容や、策定以降の環境の変化等も踏まえながら、以下の項目を記載します。

項 目	内 容
区の概要	区の地形、歴史や文化、区名の由来など、区の特徴や特性を記載します。
まちづくりの方向性	区の現状と課題を踏まえて、身近な区役所において、参加と協働で進める中期的なまちづくりの方向性を記載します。
これまでの主な取組状況	第1期・第2期実施計画期間（平成28（2016）～令和3（2021）年度）での主な取組状況を記載します。
現状と課題	区の地理的な状況や人口・世帯構成、地域コミュニティの変化などを踏まえた地域課題を記載します。
計画期間の主な取組	区の現状やまちづくりの方向性を踏まえ、第3期実施計画期間（令和4（2022）～7（2025）年度）に実施する区が独自に展開する事業（地域課題対応事業）を記載します。
（仮称）地域づくりの取組	地域課題の解決に向けて、行政が中心となって当該区で展開している・特徴的な取組を紹介します。
“それいいね”が広がるまちづくりに向けて	地域課題の解決に向けて、市民や団体等と協働・連携して行っている主な取組を紹介します。
区マップ	第3期実施計画期間（令和4（2022）～7（2025）年度）に、それぞれの区内で展開される道路や保育所などの生活基盤の整備状況等をマップで示します。

4 区計画策定にあたっての基本認識

（1）めざす都市像の実現に向けた区役所の役割

区役所は、①市民に身近な行政サービスを効率的・効果的かつ総合的に提供すること、②参加と協働による暮らしやすい地域社会を築くことの、2つの大きな役割を担っており、各区では、7区共通して市民生活の基盤を支える行政サービスを着実に推進するとともに、区の実情に応じた地域の課題解決や地域のコミュニティづくりを進める事業を展開しています。

これからの区役所は、主に「安心のふるさとづくり」に向けて、身近な課題は身近なところで解決するという補完性の原則に基づく地域に密着した行政機関として、これまでも担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを通じて、市民の主体的な取組を促す役割を果たしていくことが求められています。

【「めざすべき区役所像」に基づく取組】

（1）市民目線に立った行政サービスを総合的に提供する区役所

- ①総合行政機関としての着実なサービス提供の推進
- ②市民感覚・現場起点による継続的な区役所サービス向上の推進
- ③窓口サービスの機能再編
- ④計画的な庁舎整備の推進

（2）共に支え合う地域づくりを推進する区役所

- ①地域づくりに向けた取組の推進
- ②地域人材への支援と多様な主体間のネットワーク化の推進

（3）多様な主体の参加と協働により地域の課題解決を図る区役所

- ①地域課題対応事業の活用
- ②区における中間支援機能の検討
- ③地域づくりに向けた場の確保

【7区で共通して行う行政サービス】

区民の安全・安心の推進	災害対策、防犯対策、交通安全、路上喫煙の防止 など
区のまちづくりの推進	町内会・自治会の支援、スポーツの推進 区民の生涯学習活動の支援、区民からの相談受付 青少年の健全育成、区政に関する企画立案 など
市民生活を支える行政サービスの提供	戸籍、住民登録、印鑑登録などの受付や証明書発行 国民健康保険、介護保険、年金などに関わる業務 小児医療費、障害者医療費など各助成金の申請受付 など
福祉や子育て支援	地域の見守り活動の支援、健康づくり、高齢者・障害者支援、 生活保護、妊娠・出産・子育て支援、待機児童対策、 感染症対策、公衆衛生、動物愛護 など
道路や公園の管理	道路や橋、公園緑地の維持管理 など



区の実情に応じて展開する事業

- 地域包括ケアシステム、防災、コミュニティづくりなど、区の地域特性に対応した事業
- 各区の地域資源を活かした魅力発信・賑わいづくり事業 など



交通安全教室の様子



区役所窓口における案内の様子



区民との協働による花壇管理の取組の様子

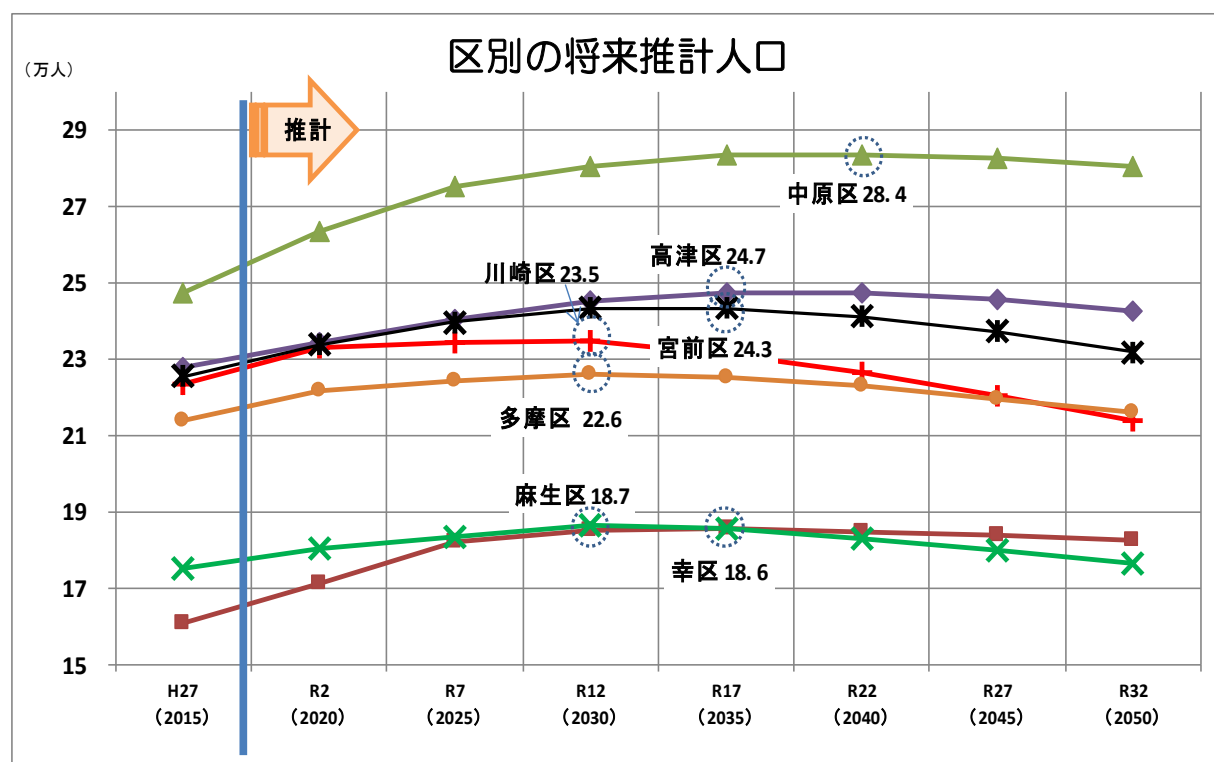


子育てに関するイベントの様子

(2) 人口と高齢化の推移

市の将来人口推計では、川崎区、多摩区、麻生区が最も早くピークを迎え、令和 12（2030）年頃を境に人口減少に転じる予測であり、市全体の人口ピークも令和 12（2030）年頃で、最も遅い中原区においても、概ね令和 22（2040）年以降、人口が減少に転じることが見込まれています。

また、大都市の中で平均年齢が若い本市においても高齢化率は急速に上昇しており、令和 12（2030）年頃には中原区を除く 6 区で、超高齢社会となる 21%を超え、概ね令和 22（2040）年以降にはすべての区が超高齢社会となることを見込まれています。



区別の高齢化率の推移（推計）

	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
川 崎 区	21.9%	22.2%	22.5%	22.9%	24.3%	26.8%	28.3%	29.2%
幸 区	22.4%	22.7%	22.5%	23.1%	24.9%	27.4%	29.0%	29.7%
中 原 区	15.1%	15.4%	16.1%	17.8%	20.2%	22.9%	24.7%	25.7%
高 津 区	17.4%	19.0%	20.2%	22.1%	24.9%	28.1%	30.0%	31.1%
宮 前 区	20.4%	22.2%	24.5%	27.8%	32.0%	35.7%	37.9%	38.9%
多 摩 区	18.7%	19.8%	21.0%	22.8%	25.1%	27.4%	28.6%	29.5%
麻 生 区	22.3%	23.9%	25.7%	27.7%	30.6%	33.5%	35.1%	35.2%
全市平均	19.5%	20.5%	21.5%	23.2%	25.7%	28.6%	30.3%	31.1%

※平成 27（2015）年は国勢調査の結果で、令和 2（2020）年以降は推計値です。

資料：川崎市将来人口推計

※高齢化率が 21%を超えている箇所に網かけをしています。（21%を超えた社会は「超高齢社会」と定義されています。）

（３）地域包括ケアシステムの更なる推進

平成 28（2016）年 4 月に、各区役所に地域みまもり支援センターを設置し、区における地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。地域みまもり支援センターでは、生活課題を抱える方への適切な対応を図るため、保健師をはじめとする専門多職種が、関係部署や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、必要な支援を行うとともに、「地区カルテ」を作成・活用して地域ごとのニーズや課題の把握に努めながら、多世代交流などの場づくりや、地域の見守り体制の構築などの地域づくりを進めています。

今後、少子高齢化がますます進展する中、子どもから高齢者までを対象とし、個別支援の強化を図るとともに、保健師等が地域に積極的に出向き、地域における多様な主体と顔の見える関係を築きながら、支え合いの地域づくりを進めるなど、「誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域」の実現に向けた区役所の取組が一層求められています。

（４）地域防災力の更なる強化

区役所では、川崎市地域防災計画に基づき、各区で区地域防災計画を整備するとともに、災害発生時に迅速な初動対応がとれるよう、消防局等の関係機関と連携した本部訓練を実施するなど、区本部体制の強化を進めています。

また、区民の防災意識の醸成を図るとともに、令和元年東日本台風や新型コロナウイルス感染症における対応を踏まえた、より実践的な内容を主眼とした区総合防災訓練の実施、避難所運営会議や自主防災組織など地域主体の訓練に対する支援、災害時要援護者への対応など、地域と連携した取組を推進しています。

今後、首都直下地震や南海トラフ地震の発生リスクの高まりや、近年、多発している風水害への対応など、区民の生命や財産を守るため、地域の防災拠点である区役所の役割が一層重要になっており、自助・共助（互助）・公助の考えに基づく地域防災力の強化の取組が求められています。

（５）「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づく協働・連携の取組の推進

本市では、多様な主体の連携により「市民創発」による持続可能な暮らしやすい地域を実現する施策の方向性をまとめた「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を平成 31（2019）年 3 月に策定しました。

区役所では、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、市民自治と多様な価値観を基盤とするこれからの都市型コミュニティをめざすため、誰もが気軽に集え、多様なつながりを育む地域の居場所「まちのひろば」や、このような地域の取組を支援する区域レベルのプラットフォーム「ソーシャルデザインセンター」の創出といった「新たなしくみ」の構築に向け、地域包括ケアシステム構築のための地域づくりの取組など、多様な主体との連携による協働の取組を進めています。

今後も、区役所においてコーディネートスキルを有し、チャレンジする職員の育成を進めつつ、「市民創発」による市民自治と多様な価値観を前提とした「寛容と互助」の都市型コミュニティの形成に向けて、地域のつながりをつくり、多様な主体との連携による地域づくりを進める取組が求められています。

（６）「区における行政への参加」の取組の推進

本市では、共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化の取組として、これまでの区民会議に代わる「新しい参加の場」の構築を目的に、「区における行政への参加の考え方」を令和 3（2021）年 5 月に策定しました。

これまでの区民会議における課題を踏まえ、「より多くの市民が関わり参加しやすい機会の拡充」「弾力的に運用できる柔軟なしくみ」「地域コミュニティにおける支え合う関係づくりと市民創発型の課題解決を推進」を主な方向性として位置づけるとともに、各区において「新しい参加の場」の試行を実施し、よりよいしくみとなるよう、継続的に意見聴取を行い、改善を図りながら、令和 6（2024）年度の本格実施を目指して取組を進めます。

（７）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組の推進

新型コロナウイルス感染症の影響は多方面に及んでおり、区役所におけるサービス提供や、地域における協働の取組についても、大きな影響を受けています。

その中で各区役所においては、窓口における感染拡大防止に取り組むとともに、イベント等の開催手法を工夫するなど、新型コロナウイルス感染症に配慮した取組を進めています。

今後も、窓口サービスや、地域課題の解決に向けた協働の取組を進める際など、さまざまな場面で、感染症に配慮をしながら取組を進める必要があります。

（８）区役所サービスにおけるデジタル化の取組

区役所では、近年、窓口におけるキャッシュレス決済の導入や、Wi-Fi の設置によるオンライン環境の整備など、ICT を活用した利便性の向上や業務効率化に向けた取組を進めてきました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行を機に、対面を前提としない行政手続や相談等へのニーズが高まっており、区役所に求められるサービスも多様化しています。そのような状況に対応するため、本市では、令和４（２０２２）年度までの行政手続の原則オンライン化に向けて取り組むなど、デジタル化の取組を一層加速して進めています。

今後も、窓口・電話等による丁寧な対応を継続するなど、デジタル・デバイド（情報格差）にも配慮しながら、市民に身近な区役所における業務・手続のデジタル化を進めることで、利便性の向上や、業務効率化によって市民サービスの質を向上させる取組が一層求められています。

５ 区別計画

「まちづくりの方向性」、「地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組」、「計画策定に向けた主な視点」など、第３期実施計画における区別計画の策定の考え方を示します。



まちづくりの方向性

●誰もが住んで良かったと思える安全・安心なまちづくり

川崎市は、古くから東海道川崎宿の宿場町として栄え、臨海部には高度な産業が集積するとともに、市の玄関口である川崎駅周辺において、官公庁や商業・サービス業などが集積する中心市街地が形成されるなど、歴史・文化・産業などの魅力ある地域資源が豊富なまちです。

このような賑わいと歴史・文化資源との融合により、新たなまちの魅力を創造・発信するとともに、昔ながらの顔の見える関係や地域のつながり・絆を大切にしながら、地域への愛着を持ち、誰もが住んで良かったと思える安全・安心なまちづくりを進めます。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●地域資源を活かしたまちづくりの推進

「東海道かわさき宿交流館」を拠点とした江戸風意匠に富む景観形成による賑わいの創出や、産業文化財等を活用した魅力発信の取組を進めるほか、「スポーツ・文化総合センター（カルッツかわさき）」や「富士通スタジアム川崎」などのスポーツ関連施設を活かして、多様な主体が交流する機会をつくっています。また、令和4(2022)年には区制50周年を、令和5(2023)年には東海道川崎宿起立400年を迎えることから、区民のまちへの愛着や誇りを深めるきっかけとなるよう、多様な主体との連携により気運を高める取組を進めています。



賑わいと交流の拠点
「東海道かわさき宿交流館」

●区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進

「区の花（ビオラ・ひまわり）」「区の木（銀杏・長十郎梨）」を活用した地域緑化の取組などを通じて、区のイメージアップや地域活動参加への意識醸成を図っています。また、川崎駅周辺の落書き消しや臨海部におけるごみのポイ捨て防止対策など、美観向上や環境改善に向けた取組を進めています。

●誰もが安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、川崎市らしい地域包括ケアシステムの構築に向けた普及啓発や、地域包括ケアシステムに資する地域活動と区民ニーズのマッチングに取り組むとともに、地域交流・世代間交流の場づくりや、区民が主体となった健康づくり・介護予防の活動を促進するための取組を進めています。

●地域における子ども・子育て支援の推進

こども総合支援ネットワーク会議などを通じた支援団体間の連携促進や、公立保育所等を活用した支援講座の実施等により、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めています。また、子育てガイド等による効果的な情報発信のほか、学校生活への適応が困難な子どもや日本語に不慣れな子ども・保護者に対する支援など、それぞれの状況に応じた適切な支援に取り組んでいます。

●安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上

自主防災組織等を中心とした地域防災力の強化に向け、地域の自助・共助（互助）意識を高めるための継続的な支援を行い、地域一帯で大規模災害に対応できる地域づくりを進めるとともに外国人住民に向けた防災啓発に取り組んでいます。また、区本部体制の強化とともに、区民の防災意識向上のため、津波や風水害に対する正しい知識や避難方法、コンビナートの安全対策などについて啓発を推進しています。

●交通安全と自転車対策の推進

自転車事故の防止に向けて、警察、各種交通安全団体などと連携し、交通安全キャンペーン活動を行うとともに、幅広い世代を対象に自転車教室などを開催し、交通ルールの遵守及びマナーの実践について、広く啓発活動に取り組んでいます。また、放置自転車の減少に向けて、小学生の絵画を使用した路面啓発シートの

設置などの取組を進めています。

川崎区 計画策定に向けた主な視点

●豊かな歴史・文化資源をはじめ、魅力的なイベントなど多くの地域資源があります。

区内には、江戸時代、東海道の宿場として栄えた川崎宿の歴史を伝える「東海道かわさき宿交流館」などの歴史・文化資源や、20 世紀の産業技術の発展を今に伝える近代化遺産・産業文化財などが数多くあります。

更なる地域の活性化を図っていくために、区制 50 周年などを区の魅力発信やイメージアップを図るための好機として、地域資源を活かしたまちづくりや、環境まちづくりの推進が求められています。



東海道川崎宿起立 400 年
記念ロゴマーク

●高齢者が市内で最も多く、そのうち 4 人に 1 人がひとり暮らしです。

区内の高齢者数 52,174 人（令和 2（2020）年 12 月末現在）、ひとり暮らし高齢者数 12,451 人（平成 27（2015）年国勢調査）及び介護や支援が必要な人の数 11,167 人（令和 2（2020）年 4 月 1 日現在）は市内で最も多く、今後も高齢化の進展で増加が見込まれています。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で外出の自粛が続いており、閉じこもりによるフレイル（虚弱）予防や孤立化の防止のため、多様な主体の連携による見守り支え合う地域づくりなど、引き続き川崎区らしい地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進める必要があります。

●子育て中の若い世代の転入などに伴い新たな環境で子育てをしている家庭が増えています。

核家族や共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、慣れない環境での育児や子育ての孤立化に悩む保護者が増えているほか、ひとり親家庭の数が 2,077 世帯（平成 27（2015）年国勢調査）と市内で最も多いことなどから、子どもや子育て家庭を地域で支える環境づくりが求められています。

また、不登校やひきこもりなど学校生活への適応が困難な子どもについても、引き続き子どもに適した社会参加の促しや、保護者への支援が求められています。

●地域特性を踏まえた地域防災力の向上が必要です。

首都直下地震・大型台風による洪水・高潮など大規模災害の発生が危惧される中、令和 2（2020）年度区民アンケートにおいて「防災対策事業」が今後特に力を入れて欲しい事業で最上位となっています。外国人市民が多いなどの区の特性を踏まえた対策を進めるとともに、地域、関係機関、隣接区を含む行政が連携して大規模災害に立ち向かう体制の構築や、実践的な訓練等の実施が求められています。

また、川崎駅周辺や臨海部には多くの企業や商業施設などが集積していることから、災害時の帰宅困難者対策の充実が求められています。

●自転車を利用しやすいまちですが、より安全に自転車を利用するための取組が必要です。

平坦な地形であることから、多くの市民が通勤・通学、買い物等に自転車を利用しており、特に、川崎駅東口周辺に自転車利用が集中しています。そのような中で、令和 2（2020）年中の自転車事故の発生件数は市内で最も多く、神奈川県「自転車交通事故多発地域」に指定されています。

新型コロナウイルス感染症の影響による自転車利用者数の増加もふまえ、利用者への交通ルール遵守やマナー実践の啓発、自転車保険の加入促進、安全で快適な通行環境の整備、放置自転車対策の推進など、交通事故を減らし、自転車をより安全で快適に利用できるようにするための取組が必要です。

●外国人住民人口が市内で最も多く、共生の地域をめざす取組が必要です。

区内の外国人住民人口は 16,586 人（令和 3（2021）年 3 月末現在）で市内で最も多く、国籍等の多様化が進んでいることから、外国人住民の子育て世帯の孤立化の防止や地域での相互理解を深めるコミュニティ形成に向けた取組が必要です。また、日本語や日本の生活習慣に不慣れな子どもや保護者に対する多言語・多文化に対応した支援についても、家庭状況に応じた適切な対応を進めていく必要があります。

行政情報に限らず、外国人住民向けに迅速・的確に提供する必要がある情報や、必要とする情報を的確に把握し、機動的に発信していく取組が必要です。

幸区



■人口 170,941 人 ■世帯数 80,306 世帯
■面積 10.09 km² (令和3(2021)年7月1日現在)

まちづくりの方向性

●「しあわせあふれるまち さいわい」

幸区は、緑の中で動植物とのふれあいや歴史を感じることができる加瀬山や、うるおいある水辺の多摩川などの「自然空間」と、ミュージアム川崎シンフォニーホールをはじめとした文化・芸術施設や商業・産業などが集積し活気のある「都市空間」が調和したまちです。

新たな区民も、これまで暮らしてきた区民も、誰もが地域のつながりや支え合いとともに、魅力あふれる多彩な地域の資源を大切にしながら、地域への愛着や誇りをさらに高め、安らぎと幸せを実感することができるまちづくりを進めます。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●地域資源を活かしたまちづくりの推進

区内の自然や、文化・芸術・歴史などの地域資源を活かしながら、区民の地域への愛着と誇りを育んでいくため、かつて梅林の名所であった御幸公園での賑わいと集いの場を育む取組、ミュージアム川崎シンフォニーホールなど、身近な場所で音楽に親しめる環境づくりといったこれまでの取組に加え、鉄道ビュースポットや絵本作家かこさとしさんゆかりの地といった新たな区の魅力の発信や、新たなスポーツとして脚光をあびる e スポーツの活用など、区民や市民活動団体、企業などのさまざまな主体と協働・連携し、賑わいと彩り豊かな、魅力あるまちづくりを進めています。



鉄道ビュースポット



かこさとしさん
紹介パネル

●健康で安心して暮らし続けられるまちづくりの推進

地域住民が住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けることができるよう、町内会・自治会を中心に地域特性に応じた地域住民主体のみまもりのネットワークづくりを進めています。また、大学等の多様な主体と連携して地域での自助・互助の活動を広げる取組を進めています。

●安心して子育てできるまちづくりの推進

子育て家庭のニーズが多様化している現状を踏まえ、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな相談・支援、子育てに関わる方たちが必要としている情報の発信、地域資源とのつながりを作る企画の実施、区民同士の情報共有の場の提供など、さまざまな取組により地域全体で子育て家庭を支えるまちづくりを進めています。

●地域コミュニティ活性化の推進

町内会・自治会への加入促進等を推進するとともに、大規模マンション建設地域における自治会組織の設立を促し、自治会と既存町内会等との連携の推進を図っています。

また、多様な区民が参加・交流する場づくりや、地域活動団体への支援など、ソーシャルデザインセンターとも連携しながら、地域コミュニティの活性化に向けた取組を推進しています。

●安全で安心に暮らせるまちづくりの推進

自主防災組織等と連携した地域住民が主体となった実践的な訓練の実施や、区内に立地する企業や隣接区との防災に関する連携の強化、発災時に地域住民や企業、関係団体・機関、行政等が、それぞれの役割を果たし、迅速かつ的確な対応ができる体制づくりにより、地域の特性を踏まえた地域防災力の向上を図っています。

また、自転車事故防止に向けて、幅広い世代に対して交通安全意識の向上を図るため、交通安全教室や街頭キャンペーンなどを通じた啓発活動や自転車通行環境の整備など、ソフト・ハード面の取組を推進しています。

幸区 計画策定に向けた主な視点

●自然と文化が調和し、魅力ある地域資源がたくさんあります。

貴重な自然が残る加瀬山には、市内唯一の動物園のある夢見ヶ崎公園があります。また、御幸公園や多摩川など、区民に親しまれる憩いと安らぎの空間があります。

さらに、世界的な音楽ホール「ミュザ川崎シンフォニーホール」や、多くの来場者で賑わう「ラゾーナ川崎プラザ」、ビジネス・宿泊・商業機能の大規模複合型街区「カワサキデルタ」などが集まる川崎駅西口周辺、最先端分野の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」など、魅力あふれる地域資源があり、こうした資源を活かしながら、区民の地域への愛着と誇りをさらに高めていくことが求められています。



夢見ヶ崎
動物公園



川崎駅
西口周辺

●高齢化率が 21%を超えており、50%を超える地区もあります。

区全体の高齢化率は 21.5%（令和 3（2021）年 3 月末現在）と、全市平均の 20.0%を上回り、超高齢社会の水準である高齢化率 21%を超えています。また、町丁ごとに見ると、50%を超える地区もあります。

さらに、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も増加を続けており、要介護高齢者や認知症高齢者も増えています。こうした支援を必要とする高齢者などが増加する中、地域のつながりが強い幸区の特徴を活かした地域包括ケアシステムの推進に向け、身近な地域で多様な主体が連携した、自助・互助の取組が求められています。

65 歳以上人口比率（上位 5 町丁）
（令和 3(2021)年 3 月現在）

	町丁名	割合
1	河原町	54.4%
2	小倉	33.9%
3	東古市場	30.4%
4	古市場	29.4%
5	古市場 2 丁目	28.9%
	（幸区平均）	21.5%
	（全市平均）	20.0%

●子育て家庭が増加し、ニーズも多様化しています。

大規模マンションへの子育て世帯の転入等に伴い、区内の子どもの人口が増加しています。共働き家庭の保育ニーズの高まりや、核家族化による子育てへの不安、孤立感への対応など、多様化する子育て家庭のニーズに対し、子育て情報の発信や、地域でのつながりを高めていく取組などが求められています。

15 歳未満人口比率（上位 5 町丁）
（令和 3(2021)年 3 月現在）

	町丁名	割合
1	新小倉	31.0%
2	新川崎	27.4%
3	塚越 1 丁目	22.3%
4	戸手 4 丁目	19.2%
5	北加瀬 2 丁目	18.6%
	（幸区平均）	13.5%
	（全市平均）	12.6%

●大規模マンションの建設などにより、新たな区民が増えています。

新川崎・鹿島田駅周辺など、大規模マンションの建設が進む地域では、新たに転入した区民と以前から暮らしている区民との交流や、地域でともに支え合う意識の醸成などが求められています。

一方、区内の町内会・自治会への加入率は 65.2%（令和 2（2020）年 4 月 1 日現在）と全区で最も高い水準にあるものの、近年、低下の傾向にあり、役員の高齢化や後継者不足などの課題も抱えています。

また、身近な課題を地域で解決するためには、住民相互の連携による自主的で活力に満ちた地域コミュニティの実現が必要であり、町内会・自治会や市民活動団体の取組への支援や、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決をする区域レベルの「新たなしくみ」が求められています。



新川崎・鹿島田駅周辺のマンション

●地域防災力の強化など、安全・安心への区民の意識が高まっています。

令和 2（2020）年度区民アンケート調査において、10 年後のめざすべきまちとして、「地震や大雨などの災害に強いまち」や「防犯・交通安全など安全・安心な暮らしのできるまち」が上位に挙げられています。また、令和元年東日本台風や、新たな都市型水害などにより、区民の地域防災力強化への意識が一層高まっています。さらに、新型コロナウイルス等の感染症流行の経験を踏まえ、事業の実施にあたっては、必要な感染症対策が求められています。



避難所開設訓練

中原区



■人口 264,950 人 ■世帯数 136,394 世帯
■面積 14.81 km² (令和3(2021)年7月1日現在)

まちづくりの方向性

●「水と緑と笑顔が会い 未来につなぐ 住み続けたいまち なかはら」

中原区は、等々力緑地、多摩川沿いの緑や二ヶ領用水の水辺、井田山などの自然に恵まれるとともに、都心への交通利便性に優れており、武蔵小杉駅周辺は、都市型住宅が立ち並び、商業も賑わう、生活利便性が高く都市機能が集約されたコンパクトなまちです。

街なみが大きく変わっていく中、さまざまな世代が交流することでまちに活気があふれ、人と人とがつながりを大切にしながら、区民が地域に愛着と誇りを持ち、これからも住み続けたいと実感できるまちづくりを進めます。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●地域活性化に向けたコミュニティづくりの推進

武蔵小杉駅周辺の再開発等によるまちの変化に対応しながら、地域が主体となるまちづくりを進めるとともに、地域の賑わい・交流創出に向けたしくみづくりに取り組んでいます。また、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、新しい生活様式を踏まえた地域交流の促進や、区のイメージアップをめざして、市民活動の支援、地域メディアが連携した情報発信の取組などを行っています。



武蔵小杉駅付近の市道を
フィールドとした社会実験の様子

●安全・安心なまちづくりの推進

防災に関わる情報の共有に加え、自助・共助（互助）を基本として地域防災力強化の担い手を育成するとともに、「武蔵小杉駅周辺地域エリア防災計画」に基づき、感染症等への対策を考慮した帰宅困難者訓練など、地域特性を踏まえた防災対策に取り組んでいます。また、地域における防犯活動の支援や交通安全教室の開催等を通じて、交通事故の防止に取り組んでいます。

●人と人との出会いを橋わたしする地域福祉の活性化

高齢化の進行を見据え、地域主体のみまもり・支え合いの取組支援、健康づくりや介護予防などに関する情報発信、さらにそれを支える多様な主体のネットワーク構築による連携強化等に取り組んでいます。

またすべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの実現のため、地域のさまざまな主体による人と人をつなげる交流の場づくりや、それを支える活動の担い手づくり、支援を必要としている人が的確に支援を受けられる取組など地域の主体的な取組の支援を行っています。

●区民と協働したこども支援の推進

区民が主体的に運営する子育てサロンなど、地域の自主的な活動を継続して支援するとともに、さまざまな情報ツールによる効果的な子育て情報の発信、新たな担い手づくりのための子育て支援者の養成等に取り組んでいます。

●スポーツ・文化資源・みどりなどの地域資源を活用したまちづくりの推進

「かわさきスポーツパートナー」や地域のスポーツ団体などと連携し、地域でスポーツに親しむ機会を増やすとともに、区内にある文化資源や緑を活かして地域間・世代間交流を深め、元気とうるおいのあるまちづくりを進めています。

●区役所サービスの環境改善

今後も人口増加が見込まれ、行政需要の増加が想定される区役所サービスについて、窓口混雑期の対応や待合スペースの環境改善などを図ることで、更なる区役所サービスの向上を進めています。

中原区 計画策定に向けた主な視点

●武蔵小杉駅周辺の再開発などにより、新たな区民が増え続けています。

区内全域で住宅開発が進み、ここ 10 年間で人口増加率が 10.0%と市平均を越えており、新たな区民が増え続けています。特に武蔵小杉駅周辺では、大規模な再開発に伴う高層マンションの建設によって人口増が顕著であり、武蔵小杉駅周辺全体の将来像を見据えた、持続可能なコミュニティづくりを進める必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークなど働き方が変化する中、武蔵小杉駅周辺では日中の滞在人口も増加しており、今後の居住志向の変化も見据えながら、これからも、住みたい、住み続けたいと感じられるまちづくりをさらに進めていく必要があります。

●災害対策、防犯、交通安全など、安全・安心への対策が求められています。

戸建や大規模マンションなど住居の多様性、人口増や企業・商業施設の集積、多数の利用者を有する駅が存在や多摩川などの自然環境を踏まえ、区内で発生が想定されるさまざまな災害への的確な対応が必要となります。令和元年東日本台風での浸水被害後に調査した令和 2（2020）年度区民アンケートでは、今後、特に力を入れてほしい区役所の業務として、「地震や風水害への対策」が最も高い結果（59.9%）となる一方、地域で行われる防災訓練や避難訓練に参加したことがないとの回答が 7 割を超えており（73.2%）、日頃からの災害に対する備えや、発災時の対策が求められています。

また、区内の人身交通事故に占める自転車交通事故の割合が高いことから、自転車交通ルールを守る意識の啓発が求められています。

●いつまでも自分らしく暮らしていくために、地域での支え合いが必要になっています。

令和元（2019）年 10 月 1 日現在の老年人口（65 歳以上）の割合は、7 区で最も低い 15.3%となっているものの、将来人口推計によると、令和 32（2050）年には 25%を超えることから、高齢化の進行を見据え、新しい生活様式も踏まえながら、介護予防や健康寿命の延伸に向けた取組のほか、ひとり暮らし高齢者の増加を踏まえ孤立防止などにも引き続き取り組んでいく必要があります。

また、地域包括ケアシステムが掲げる、「誰もが住み慣れた地域や自らの望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を目的として、活動の担い手の育成、支援が必要な人が的確に支援を受けられる取組、地域全体での見守りや支え合いのしくみづくりなど、自助・互助の取組をさらに推進する必要があります。

●身近な地域で子育て世帯を支えるしくみの充実が必要です。

令和元（2019）年 10 月 1 日現在、中原区の年少人口（0～14 歳）は 33,929 人と 7 区で最も多い中、今後の人口動態を踏まえて、想定されている保育ニーズの変化への対応や、子ども・子育て支援が引き続き必要です。

また、令和 2（2020）年度区民アンケートでは、子育て支援サービスを利用したことはないとの回答が 5 割近く（48.6%）となるなど、慣れない土地での孤立感や、育児に対する不安・悩みを抱えた子育て家庭を、新しい生活様式を踏まえながらも、よりサービスを利用しやすいよう、身近な地域で支え合う必要があります。

●地域のさまざまな魅力を活かしたまちづくりが進められています。

区内には二ヶ領用水、井田山の緑地、下小田中の農地などの豊かな自然環境や中原街道沿いの歴史ある文化資源などが残っているほか、等々力緑地には陸上競技場や野球場などがあります。また、中原区を拠点とするサッカー、バスケットボール、バレーボールのプロスポーツチームが活躍しています。このような地域の魅力的な資源を活かした取組をさらに進めていく必要があります。



令和 2 年にリニューアルされた
等々力球場

●人口の増加等に対応した区役所サービスが求められています。

令和 2（2020）年度区民アンケートでは、窓口のプライバシーへの配慮や衛生環境への満足度が前回調査に比べて増加している一方、待合スペースの広さについては、不満との声が寄せられています。待合スペースの木質化や待ち時間の短縮の工夫など、これまでも改善に取り組んできたところですが、人口増に伴って引き続き多くの方が利用する区役所庁舎において、より安全で快適な環境を提供するとともに、区役所サービスの更なる向上や改善を行う必要があります。

高津区



■人口 234,821 人 ■世帯数 114,901 世帯
■面積 17.10 km² (令和3(2021)年7月1日現在)

まちづくりの方向性

●「歴史と進歩が調和した、心豊かに安心して暮らせるまち」

高津区には、大山街道や橘樹官衙遺跡群に代表されるように、古くから受け継がれてきた歴史と培われてきた文化が蓄積され、また今も、都市の発展を背景に多くの新しい区民を迎え、新たな都市文化が芽生えています。こうした歴史文化と新たに生まれた都市文化の調和を図りながら、まちの魅力を高め、区民が高津のまちに愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。

また、多様な文化を持つ区民、世代を超えた区民がともに集い、交わりを結び、支え合うことによって、豊かな心と生きがいを育み、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざします。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●地域資源を活かした魅力あるまちづくりの推進

区民が愛着と誇りをもてるまちづくりを推進するため、二ヶ領用水久地円筒分水や橘樹官衙遺跡群、多摩川の水辺や多摩丘陵の緑など、多様な地域資源の魅力向上や情報発信について、多彩な地域人材とともに区民協働の取組を進めています。また、「歩きたくなるまち」の実現を目指し、回遊性の向上を図っています。

●多様な主体との連携による地域コミュニティ活性化の推進

地域コミュニティの活性化を推進するため、町内会・自治会の活性化を図る取組を進めています。また、市民・地域団体・企業など多様な主体の連携により、地域コミュニティを活性化させていくとともに、区民による場づくりや、新たな“コトおこし”がしやすいまちを目指した取組を進めています。

●総合的な子ども・子育て支援の推進

地域で孤立することなく、安心して子育てができるよう、子育て支援事業や転入者子育て交流会を開催し、子育てしやすいまちづくりを推進しています。また、幼稚園・保育園などの地域の関係機関が連携し、地域全体で子育てを応援する体制の構築をめざすとともに、子育て支援者の人材育成等により、地域の子育て力向上に向けた取組を進めています。

●すこやか・支え合いのまちづくりの推進

「高津公園体操」の普及啓発や健康づくりの活動団体の交流を図り、「多世代交流」、「見守り活動」など共に支え合う地域づくりにつなげています。また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療の普及啓発の促進や、マンションにおけるつながりづくり等により、地域の支え合いを推進しています。

●安全・安心で住みよいまちづくりの推進

区民一人ひとりの防災意識の向上と、自主防災組織や避難所運営会議の活性化により、震災や風水害等に対する地域防災力向上や、避難行動の適正化・分散化を推進しています。また、気候変動がもたらす自然災害リスクの回避・低減を目指し、多様な主体の連携により地域レベルで取り組むとともに、脱炭素社会の実現に向け区民の環境意識の向上と行動変容の実現を目指した取組を進めています。

高津区 計画策定に向けた主な視点

●歴史・文化、自然など魅力あふれる豊富な地域資源があります。

区内には、大山街道や国登録文化財である二ヶ領用水と久地円筒分水、市内初の国史跡である橘樹官衙遺跡群などの歴史的・文化的名所や建造物、多摩川の水辺や多摩丘陵の緑など豊かな自然、橘地区などの農のある風景、川崎のものづくり技術を支えてきた企業の集積等、魅力的な地域資源



春の二ヶ領用水久地円筒分水

源とともに、区内でさまざまなダンスの活動が行われ、世界的ダンサーを輩出するなど、多彩な地域人材にあふれています。

こうした地域資源や人材を活かして、区民のまちへの愛着を育み、誇りを持てるまちづくりを推進するため、まちの回遊性を向上させ、区民が地域資源に触れる機会を増やすとともに、区民などと連携して、新たな地域資源を発掘しながら、区の魅力をさらに高めつつ、区内外へ効果的に情報発信していくことが求められています。

●人と人とのつながりや、気軽に集える場所が大切になっています。

令和2（2020）年までの5年間の高津区の転入者数は81,739人と、新しい区民が増え続けている一方、高津区区民生活に関わるニーズ調査（令和2（2020）年実施。以下「ニーズ調査」という。）によると、「近隣の住民同士の関係が薄れている」ことをまちの課題・問題点に挙げる区民が、23.3%と増加傾向にあります。

お互いが支え合いながら暮らしていけるよう、人と人とのつながりづくりや、区民一人ひとりが気軽に集える“居場所”づくりを進めていくことが求められています。また、地域課題の解決に重要な役割を担う町内会・自治会等については、地域の活性化に向けて新たな担い手を発掘・育成していくとともに、併せて企業なども含めた多様な主体により地域課題解決が図られるようなしくみづくりが必要となっています。

●出生数が市内で2番目に多く、転入者に占める子育て世代の割合も高くなっています。

令和2（2020）年の年間出生数は1,973人と市内で2番目に多く、また、転入者に占める子育て世代の割合も75.9%と全市平均より高く、子育てに対する不安感や慣れない土地で地域とのつながりの不足などから来る孤立感を抱く区民が多いことが懸念されます。また、ニーズ調査でも、区役所への要望として37.3%の区民が「子どもや子育ての支援」を挙げており、こうした区民のニーズに応えるため、保護者の子育て力の向上や地域の多様な主体が連携して子育てを支える環境づくり、待機児童対策などの取組を総合的に推進する必要があります。

●今後、より一層の高齢化が見込まれています。

区内の高齢化率は18.8%（令和元（2019）年10月1日現在）と全市平均より低い状況ですが、今後は介護や医療サービスを必要とする高齢者の増加が見込まれています。一方、ニーズ調査によると、高齢者ほど健康づくりの活動への何らかの支援を求めていることがわかります。

住み慣れた地域で、安心して健康的な暮らしができるよう、医療や介護の連携の促進、見守り・支え合い体制の構築とともに、健康づくり活動への支援や参加促進の取組、多世代交流、地域のつながりづくりなどを進めていく必要があります。

●安全・安心な生活環境を求める区民の意識が高くなっています。

地球温暖化の進行により気候変動リスクが急激に高まっており、多発する風水害等に備えて、区民一人ひとりが「我が家のリスク」や「地域のリスク」を事前に認識することで、災害時の適切な避難行動につなげていくことが必要です。また、ニーズ調査によると、家庭での災害への備えや地域の防災訓練への参加状況は十分ではありません。そのため、各家庭や地域における自主防災組織等を中心とした自助・共助（互助）の行動につなげていくことが必要です。さらに、温暖化の「緩和策」や、気候変動に適切に対処する「適応策」について、環境意識の醸成を図ることで、具体的な行動に結び付けていくとともに、「安全・安心」な暮らしを守るため、脱炭素社会の実現を目指し、区民一人ひとりが、自らを当事者としてとらえながら環境配慮型の行動・ライフスタイルを選択する「行動変容」が求められています。



小学校と連携した森づくりの取組
（気候変動適応策）

●違いや多様性を認め合う地域づくりが重要となっています。

区内に居住する外国人は、5,302人（令和3（2021）年3月末現在）で、10年前との比較で約1.4倍と増加傾向にあり、区内人口の2%強を占めています。障害に関する理解や関心を深めていくとともに、さらに国籍、年齢、性別などさまざまな違いを超えてお互いの個性を尊重し合い、認め合いながら、多様性を活かした地域づくりを進めることが求められています。

宮前区



■人口 234,378 人

■世帯数 103,530 世帯

■面積 18.60km²

(令和3(2021)年7月1日現在)

まちづくりの方向性

●「人が好き 緑が好き まちが好き」

宮前区は、起伏に富んだ多摩丘陵の一角に位置し、地域に根付いた歴史・文化、農のある風景や平瀬川の水辺、菅生緑地や身近な公園の豊かな緑などの多彩な地域資源に恵まれているとともに、多くの主体的に活動する区民に支えられてきたまちです。

キャッチフレーズ「人が好き 緑が好き まちが好き」は、それぞれ「コミュニティ豊かな区民の和」、「豊かな自然」、「自然と区民の生活が調和する豊かな地域」を象徴しており、平成5(1993)年に区制10周年を記念して区民により選ばれ、親しまれてきたものです。

今後も、区民が守り、大切に育んできた歴史・文化や農・自然などの多彩な地域資源を活かし、誰もが地域に愛着を持ち、生きがいを持って暮らせる、区民が主役のまちづくりを進めていきます。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●多彩な地域資源を活かしたまちづくりの推進

歴史ガイドや農産物マップの配布、ウォーキングイベントや「響け！みやまえ太鼓ミーティング」など、多彩な歴史・文化、農や自然などの地域資源の魅力の発信や地域資源を活かした参加型イベントの開催により、地域への愛着や活動への意識の醸成を図り、区民の主体的な活動によるまちづくりを進めています。

●地域コミュニティ活性化に向けた地域活動の担い手・ネットワーク・場づくりの推進

身近な地域課題の解決に向けて、区民自らが主体的に取り組めるよう、子育て世代と地域活動団体等の接点となる多世代交流の場の創出や多様な主体の連携促進に取り組むことなどにより、地域活動に関わるきっかけづくりや人材育成、市民活動団体間のネットワーク形成等を促進するとともに、市民活動に必要な場の提供や環境整備を進めています。

●心がつながり、互いに支え合う地域の輪づくりの推進

高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含めたすべての区民が安心して暮らし続けることができるよう、地域のつながり・支え合いの大切さへの理解と共感を広げる取組やネットワーク会議等を通じた区民・事業者・行政等の連携強化の取組等により、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進しています。

●地域における、切れ目のない子ども・子育て支援の推進

子ども・子育てネットワーク会議の開催や、「冒険遊び場」の活動支援を通じ、地域の子育て活動に携わる区民と協働し、切れ目のない子ども・子育て支援を進めるとともに、情報誌やホームページ、SNS等の各種情報メディアを効果的に活用することにより、さまざまな情報を発信・提供し、地域で安心して子育てができる環境づくりに取り組んでいます。

●区民との協働による安全・安心で、快適なまちづくりの推進

さまざまな世代が参加する防災フェア等の普及啓発事業から地域の自主防災組織訓練や避難所開設訓練へとつなげるしくみづくりを構築するとともに、区内の地域人材を活用し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。また、学校連携により防犯・防災教育を通じて啓発活動を推進し、さらに、より多くの区民がスポーツに親しみ、健康や体力の維持増進が図れるよう、スポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいます。

宮前区 計画策定に向けた主な視点

●区民の手で守り、育ててきた地域の魅力を次の世代へと引き継ぎます。

宮前区は、国史跡に指定された影向寺遺跡や地域に根ざした伝統芸能などの歴史・文化、農のある風景や平瀬川流域の水辺、菅生緑地などの緑豊かな自然等、魅力ある地域資源に恵まれており、豊かな自然環境を活かした区民主体のまちづくりの取組が盛んで、区内外で高い評価を得ています。

今後とも、魅力ある地域であり続けられるよう、より多くの区民に地域の魅力と大切さを知ってもらい、次の世代へと引き継いでいくことが求められています。



平瀬川流域の水辺

●昼夜間人口比率が 73.4%と市内で最も低くなっています。

昼夜間人口比率が 73.4%（平成 27（2015）年国勢調査）と市内で最も低くなっており、区外を日常の生活圏としている区民が多数いることから、地域の魅力を知ること、地域への愛着や誇りを育むことが必要となっています。

また、地域包括ケアシステムの構築や地域防災力の向上など、地域の課題解決にあたっては、地域の一員としての自覚を高めるとともに、地域での活動のきっかけづくりや、人と人をつなげる地域コミュニティづくりが一層求められています。



資料：平成 27（2015）年国勢調査

●急速に高齢化が進む中で、「元気な高齢者が多いまち」という長所を維持する取組が求められています。

宮前区は、男性・女性の平均寿命が共に全国 10 位（男性 82.4 歳。女性 88.4 歳。平成 27（2015）年国勢調査）で、要介護認定率が 17.5%（令和 2（2020）年 3 月末現在）と市内で最も低いなど、「元気な高齢者が多いまち」です。この長所を維持していくためには、高齢者に加え、若年層に対しても健康づくりの大切さを伝えていくことが必要です。

一方で、今後は急速に高齢化が進んでいくことが見込まれ、また、ひとり暮らしで見守りが必要な高齢者など、支援が必要な区民も増えています。高齢者が地域で活躍できる場づくりやきっかけづくりとともに、それぞれの地域で区民が主体的に活動し、互いに支え合えるしくみづくりが求められています。

●安心して子育てできる環境の整備が求められています。

区内の 0～14 歳の人口の割合は、13.5%（令和元（2019）年 10 月 1 日現在）と 7 区の中で最も高く、転入も多い状況です。また、「夫婦と子」のみからなる世帯の比率は、34.4%（平成 27（2015）年国勢調査）と、これも 7 区の中で最も高く、区内には多くの核家族が暮らしています。

慣れない土地で育児をする保護者を含め、すべての子育て中の家庭が安心して子育てできるよう、地域全体で子育てを支える環境をさまざまな主体が連携して整備し、子ども・若者や保護者を支えることが必要です。

●安全・安心で、快適なまちにしたいという区民の意識が高まっています。

令和 2（2020）年度かわさき市民アンケートでは、「地震・火災・風水害などの災害に対する安心感」や「風紀上・防犯上の安心感」など、安全性への満足度は市全体より高くなっているものの、「市政の仕事で今後特に力をいれてほしいこと」の上位に「防犯対策」が挙げられ、より一層、安全・安心なまちにしたいという区民の意識がうかがえます。

一方で、「市民館、図書館、スポーツ施設などへの距離」や「通勤・通学の便利さ」、「病院や医院までの距離」など、利便性等への満足度が市全体の平均を下回っています。そのため、鷺沼駅周辺再編整備の機会を捉えた宮前区全体の将来を見据えた取組との連携や、坂の多い地域の交通課題への対応をはじめとする生活環境向上、それぞれの地域で身近にスポーツや文化に親しめる環境づくりなど、区民と協働しながら、より快適に暮らせるまちづくりを進める必要があります。



まちづくりの方向性

●「水と緑と学びのまち ～うるおい豊かな住み続けたいまちへ～」

多摩川や二ヶ領用水などの「水辺」、多摩川崖線軸の斜面緑地や生田緑地などの「緑」、そして区にゆかりのある大学などの知的資源を活かした「学び」など、多摩区は魅力あふれる地域資源の豊かなまちです。これまで培ってきた多くの魅力や価値を引き継ぎ、高めながら、区民一人ひとりがうるおいやあたたかい地域のつながりを身近に感じ、これからも住み続けたいと実感できる、すこやかに安心して暮らせるまちづくりを進めます。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●地域資源を活用した賑わいと魅力あるまちづくりの推進

生田緑地をはじめとする自然や文化施設といった豊富な地域資源を活用しながら、多様な主体との協働により区の魅力を内外に積極的に発信し、まちへの愛着や満足度の向上を図るとともに、訪れる人も住む人も楽しむことができる魅力あるまちづくりを推進しています。

●災害に強く安全で安心できるまちづくりの推進

地域防災活動の中心的な役割を担う自主防災組織や避難所運営会議への支援や区民の防災意識の醸成を進めるとともに、地域特性に応じた訓練の実施や隣接自治体との連携強化等により、地域防災力の向上に取り組んでいます。また、地域や警察、消防といった関係機関との連携により、犯罪発生の抑止や交通事故防止に向けた取組を推進し、安全で安心できるまちづくりを目指した取組を推進しています。

●たまっ子を区民みんなで育てるまちづくりの推進

子ども・子育て支援団体や関係機関と連携しながら、子ども・子育てに関する課題やニーズを把握し、地域全体で支援の取組を推進するとともに、子育て中の家庭を見守る環境づくりや人材育成を推進しています。また、子育ての悩みや不安を解消し、地域で安心して子育てができるよう、子ども・子育てに関する情報や相談窓口の情報を多様な方法で効果的に発信しています。

●すこやかに安心して暮らせる地域福祉・健康のまちづくりの推進

「地域包括アシシステム」の構築に向けて、多様な主体の連携を促進し、住民主体による地域での見守り活動や交流活動など連携・協働しながら、地域特性に応じた多世代で支え合う地域づくりを進めています。また、区民主体の健康づくり・介護予防を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりに取り組んでいます。

●市民自治を一層進める地域人材によるまちづくりの推進

「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組として、多摩区におけるソーシャルデザインセンターへの運営支援を行うなど、地域で活躍する多様な主体が、市民創発によって地域の課題を解決していくための取組を推進しています。また、区にゆかりのある3大学の知的資源を活かして地域課題の解決を図るとともに、大学生の地域参加を促進し、大学の持つ価値や魅力を活かした地域づくりを進めています。



多摩区ソーシャルデザインセンター

多摩区 計画策定に向けた主な視点

●多摩川、生田緑地などの自然環境、歴史や未来を感じる文化施設をはじめ、個性豊かな地域資源が輝きます。

多摩川や二ヶ領用水などの水辺環境にも恵まれ、首都圏でも有数の自然環境を残す生田緑地を有するなど豊かな自然があふれ、令和 3（2021）年に開館 50 周年を迎えた「宙と緑の科学館」や「藤子・F・不二雄ミュージアム」など個性豊かな地域資源が数多く存在しています。令和 5（2023）年度には、生田浄水場用地に新たなスポーツ拠点施設「(仮称)フロンタウン生田」の供用開始が予定されています。これらの地域資源を活かした魅力あるまちづくりに向けて、令和 3（2021）年に策定した「登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくりビジョン」とも連携した取組を進めるとともに、区の魅力を積極的に内外に発信し、多摩区に住みたい、住み続けたいと思えるように、地域への愛着や誇りを高める取組を進め、令和 4（2022）年 4 月に迎える区制 50 周年を契機として、地域の更なる活性化につなげる必要があります。

●安全で安心して暮らせるまちづくりへの区民の意識が高くなっています。

北部には多摩川、五反田川などの河川が流れ、南部には 171 の土砂災害警戒区域が指定（令和 3（2021）年 5 月現在）されており、自然災害が発生しやすい地域特性を持っています。稲城市や狛江市などの隣接自治体と、日頃から災害時に備えた連携を進めていく必要があります。

また、交通事故件数は減少傾向であるものの、自転車事故の割合が高く「自転車事故多発地域」に指定されていることから、自転車利用者の交通ルールやマナーについて一層の啓発に取り組む必要があります。

令和 2（2020）年度区民意識アンケートでは、区役所が力を入れて取り組むべき施策として「災害時の対応などの危機管理」が最も高くなっており、安全・安心に対する区民意識が高いことがうかがえます。

●子育て家庭の不安を解消し、安心や希望を持って子育てできる環境づくりが求められています。

令和 2（2020）年度市子ども・若者調査によると、0～6 歳の子どもがいる保護者の 48.4%が「孤立感を感じた」と答えた一方で、子育て支援情報については、21.0%の人が「特に得ていない」と答えています。

子育てへの悩みや孤立感を募らせる家庭の不安等を解消するため、支援を必要とする保護者へ家庭状況に応じた情報を提供するとともに、子育て支援団体や関係機関などが緊密に連携し、子育て家庭を地域全体で支え、安心や希望をもって子育てできる環境づくりを一層推進していくことが求められています。

●単独世帯の割合が市内で最も多く、高齢化率が 30%を超える地域があります。

区全体の高齢化率は 19.9%（令和 3（2021）年 3 月末現在）ですが、既に 30%を超える地域も点在している状況です。また、単独世帯の割合は約半数の 48.7%（平成 27（2015）年国勢調査）となっているほか、令和 2（2020）年度区民意識アンケートでは、困ったときに近所に手助けを頼める人がいないと答えた人は 51.1%という結果になっており、多世代で支え合う地域づくりが課題となっています。

●大学の知的資源を活用し、大学と地域の交流を一層推進していく必要があります。

区にゆかりのある 3 つの大学と連携し、大学の専門性や知的資源を活かした地域課題解決のための取組や大学生の地域参加促進事業など、大学と地域社会の交流を深め、双方の活性化につながる取組を進めていますが、令和 2（2020）年度区民意識アンケートでは、「知っている 3 大学関連の取組・イベントはない」と答えた人は 61.8%という結果になっており、今後、大学の知的資源を活用したまちづくりをさらに推進していくためには、大学と地域の交流を一層促進していく必要があります。

また、地域で活躍する多様な主体が連携し、市民創発によって課題を解決していくために、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」における区域レベルの取組を一層推進していく必要があります。

●登戸土地区画整理事業の進展により、これまでの賑わいを引き継ぎ、地域全体の活性化につなげていくことが期待されています。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区では、商業・業務の中心地区としてふさわしいまちをめざして、登戸土地区画整理事業が進められています。これまでの進捗率は、令和 3（2021）年 4 月 1 日現在で、仮換地指定率が約 93.6%、宅地使用開始率が約 74.3%となっています。区画整理事業の進展により、これまでの賑わいを引き継ぎ、将来にわたって地域全体の活性化につなげていくことが期待されています。

麻生区



■人口 181,283 人

■世帯数 80,323 世帯

■面積 23.11 km²

(令和3(2021)年7月1日現在)

まちづくりの方向性

●「豊かな自然と芸術が溶け合う活力のあるまち」

麻生区は、新百合ヶ丘駅周辺をはじめ区内に芸術・文化が輝き、黒川・岡上・早野などに広がる豊かな自然や農のある風景、景観の整った美しい街なみが調和し、安全・安心で魅力にあふれ、心の安らぎが感じられるまちです。

区民が、まちに愛着と誇りを持ち、こうした貴重な地域の資源を大切に育むとともに、地域や大学などのさまざまな主体が手を取り合い、支え合うことで、未来に広がる、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。

地域の課題解決に向けたこれまでの主な取組

●芸術・文化のまちづくりの推進

豊かな芸術・文化資源を活かし、多彩な主体と協働・連携して、誰もが芸術・文化に親しめる環境づくりを進めています。

また、麻生区の地域に根ざした特有の伝統・伝承文化や観光資源について、地域の文化団体や観光関係団体等と連携し継承するとともに、さまざまな媒体を活用しその魅力を広く発信しています。



麻生音楽祭

●農と環境を活かしたまちづくりの推進

農業資源や環境資源への理解を深め、その魅力を伝えるために大学や農業事業者、区民等との協働による地域資源を活用した取組を推進しています。

また、市民活動団体等との協働により、地球温暖化対策や自然エネルギーの活用などの環境問題に関する普及啓発の取組や、区内に残る里地・里山の魅力を伝えるための保全に関するイベント、人材育成交流事業等を実施し、環境資源の保全に向けた取組を推進しています。



収穫体験（明大黒川農場）

●高齢化への対応とすこやか・支え合いのまちづくりの推進

高齢化が進展する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、麻生区らしい地域包括ケアシステムの構築をめざして、互いに支え合える地域のつながりづくりを推進しています。

また、区民と関係機関、地域団体、行政のそれぞれが地域福祉の目的や課題を共有し連携を図ることによって、区民ひとりではできない、行政だけではできない自助・互助のしくみづくりを進めています。

●安全・安心まちづくりの推進

区民一人ひとりの防災意識の向上や自主防災組織の活動の活性化を通じた地域の自助・共助体制の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進しています。

また、区民が安全・安心に暮らすことができるように、交通安全の啓発事業や、地域の防犯組織と連携した取組を行っています。

●総合的な子ども・子育て支援の推進

多様化・複雑化する子育て支援ニーズに対応するため、関連機関や団体等との連携を強化するとともに、大学や民間企業等の地域資源を活用した子ども・子育て支援の取組を進めています。

●コミュニティづくりの推進

多様な主体の連携により、「市民創発」によるコミュニティづくりに向けた取組を進めるとともに、地域コミュニティの核である町内会・自治会に対し、加入促進等の地域活性化に向けた取組を推進しています。

また、地域資源を活かしたスポーツのまち麻生の推進を通じて、豊かなコミュニティづくりを進めています。

麻生区 計画策定に向けた主な視点

●芸術・文化が輝き、豊かな自然に恵まれています。

麻生区内には、「昭和音楽大学」、「日本映画大学」、「川崎市アートセンター」など芸術・文化関連施設等が集まり、「アルテリッカしんゆり」、「麻生音楽祭」「あさお芸術のまちコンサート」など、さまざまな芸術・文化イベントが開催されてきました。さらに、多くの区民が芸術・文化を身近に感じ、楽しみ、参加できる魅力あふれるまちを創るため、市民団体、事業者、教育機関、市民、行政等多彩な主体が交流を深め、一層の連携のもと、豊かな芸術・文化資源を活かした取組を進める必要があります。

麻生区は、黒川・岡上・早野地区の農業振興地域をはじめ、市内の農地、山林の43%が区内に集積するなど豊かな自然に恵まれており、令和元（2019）年度のかわさき市民アンケートでは区民の81.7%が「公園や緑の豊かさ」について満足していると回答しています。こうした地域の農業資源、環境資源を活かして、地域の魅力やブランド力をさらに高める必要があります。また、SDGsの目標達成のため、環境問題の対応に加え、多様な主体と連携した取組を進める必要があります。

●人口減少・高齢化に対応するため、支え合いの地域づくりの取組を進める必要があります。

麻生区の人口は、令和12（2030）年頃をピークに約18.7万人まで増加を続けますが、その後減少に転ずることが予測されています。現在の区内の高齢化率は23.4%（令和3（2021）年3月現在）と既に市内トップになっており、町丁別に見ると50%を超える地区もあります。今後、更なる高齢化の進展によるケアを必要とする高齢者の増加や地域活動の担い手不足などに対応するため、地域における自助・互助の意識づくりやしくみづくりの推進が求められています。

●安全・安心なまちづくりをめざした取組を進める必要があります。

麻生区内の土砂災害警戒区域は305区域（令和3（2021）年5月現在）と7区で最も多く、また、首都直下地震のみならず災害の激甚化・頻発化が想定されることから、被害を最小限に食い止めるために、自助・共助体制の強化による、災害に強いまちをつくる必要があります。

交通安全に関する取組について、麻生区の交通事故発生件数は他区と比較し少ない状況ですが、令和2（2020）年は子ども関係事故発生件数が7区で最も多くなっていることから、効果的かつ実践的な交通安全の啓発を行うなど、交通事故をなくすための取組を進める必要があります。また特殊詐欺についても発生件数は少ないものの、被害額が大きいことから広い年齢層を対象とした注意喚起を行っていく必要があります。

●少子化・核家族化など子育て環境の変化に伴い、子ども・子育て支援の充実が求められています。

麻生区の年少人口は今後緩やかな減少傾向に転じると予測されている中、万福寺やはるひ野など、近年の住宅開発により年少人口の割合が高い地区もあり、子ども・子育て支援については依然として高いニーズがあります。核家族化や地域のつながりの希薄化などを背景に、育児への不安や負担感を抱きやすい家庭も増えていることから、子育て支援情報の発信、気軽に子育ての相談や交流ができる場づくり、地域活動の支援など、子育て家庭を地域全体で支え、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

●地域では知識や経験を持った区民によるさまざまな活動が行われています。

市民主体で運営する市民活動支援の拠点である「麻生市民交流館やまゆり」は、シニアなどが培ってきた知識や経験を活かした市民活動が行われています。これからは、暮らしを取り巻く環境の変化がもたらすさまざまな課題に対応するため、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、多様な主体と連携して市民創発によるまちづくりを進める必要があります。また、町内会・自治会は、地域住民をつなげ、福祉や防災など身近な暮らしの課題の解決に大きな役割を担っていますが、加入率の低下や担い手不足、役員交代により継続した取組が困難になるなどといった課題への対応も必要となっています。

そのほか、総合型地域スポーツクラブの更なる活動支援や区内の各種スポーツ大会支援を通じ、スポーツを通じた地域の活性化、豊かなコミュニティづくりを進める必要があります。また、「障害などの有無にかかわらず誰もがスポーツ・運動に親しんでいるまち」をめざして、誰もがスポーツに参加できる環境づくりに取り組む必要があります。

進行管理と評価

1 計画の進行管理

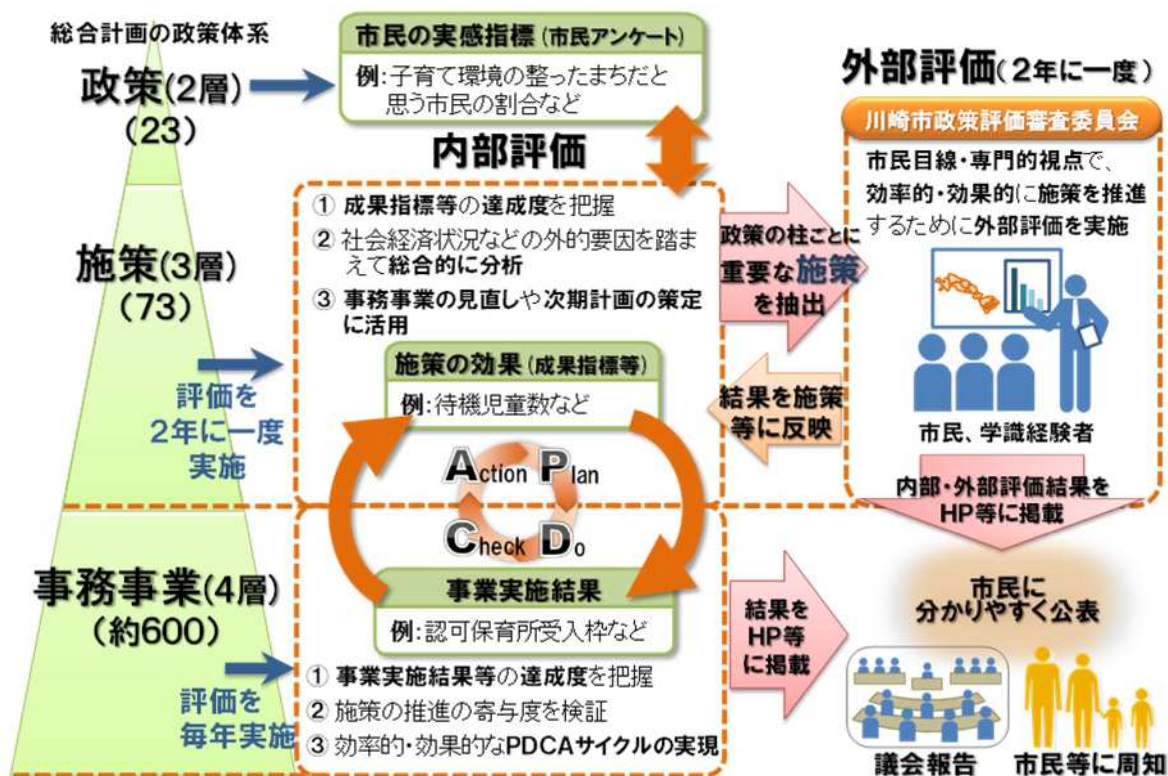
少子高齢化の急速な進展により、人口減少社会を迎えようとする中、限られた財源や人員を有効に活用し、更なる市民サービスの質的向上を図るとともに、市民満足度を高めていくことが今まで以上に求められています。

総合計画では、目標とその成果をしっかりと可視化することで、課題や改善点を明確化し、PDCA サイクルがより一層効果的に機能する進行管理のしくみを構築しています。

(1) 総合計画における進行管理

総合計画では、どのように市の取組を推進すれば、よりよい成果が得られるかなどについて、市民の実感も踏まえて、内部・外部の視点により検証しながら、進行管理を実施しています。

総合計画における進行管理の全体概要



※事務事業数については、今後第3期実施計画策定作業の中で確定します。

進行管理のポイント

- ✧ 市民の実感に基づく指標や市の取組の効果を表す指標（成果指標）を設定し、総合計画の達成状況等を、市民目線で分かりやすく示します。
- ✧ 指標を活用した評価を実施し、総合計画における効率的・効果的な施策の推進につなげます。

① 内部評価等

● 政策に関する効果の測定

市民の実感に基づく指標を設定し、市民目線による施策等の推進につなげます

政策体系のうち、市がめざすべきまちづくりの方向性や目的を示す「政策」に、市民の満足度等の市民の実感に基づく指標（市民の実感指標）を設定し、市の取組等の結果が市民満足度の向上に、どの程度反映されたかといった効果を測ることで、市民目線での施策等の推進につなげます。

● 施策に関する評価

市の取組の効果を示す指標を設定し、適切な事務事業の見直しを行います

政策を実現するための方策である「施策」に、市民生活がどう変わるのかなどの視点による目標（直接目標）と、その目標に基づく市の取組の効果を表す指標を効果的に設定し、達成状況を適切に把握した上で、課題や改善点を明確化することにより、適切な事務事業等の見直しや次期計画への着実な反映を図ります。

● 事務事業に関する評価

事業の必要性や効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います

施策を実現させるための具体的な手段である「事務事業」については、数値目標等を中心に、事業の実施結果の達成度を把握するとともに、施策全体の推進に寄与しているかを確認し、事業の必要性や有効性、効率性などを客観的に評価することで、着実な進行管理を行います。

② 外部評価

市民目線・専門的視点で、効率的・効果的に施策を推進するための評価を実施します

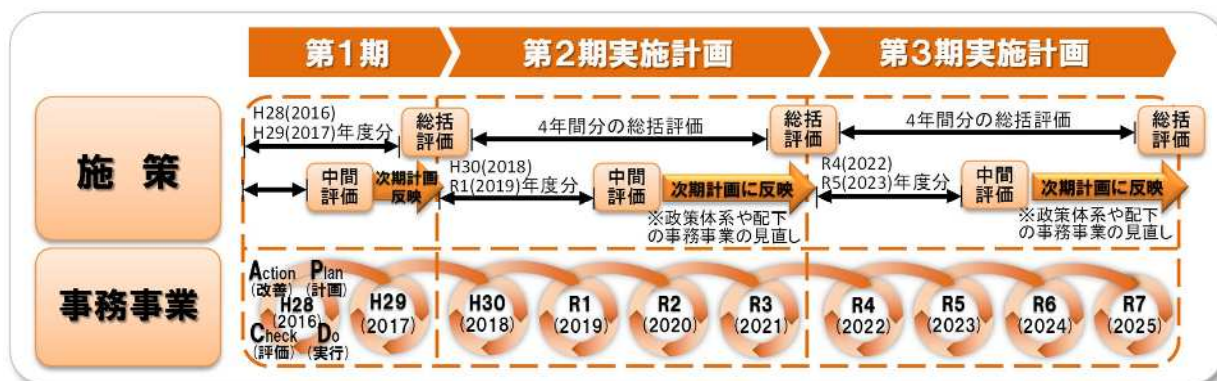
有識者や市民の参画により、市民目線・専門的視点で、内部評価結果の公正性、適正性、妥当性等の検証を行うとともに、より効率的・効果的に施策を推進していくための評価を実施します。

（２）評価スケジュール

施策の評価については、市の取組とその効果との関係を中期的な視点で検証し、効果的に次期計画や事務事業の見直しにつなげるため、概ね２年に一度実施します。

また、事務事業の評価については、着実な進行管理を行うために、毎年実施します。

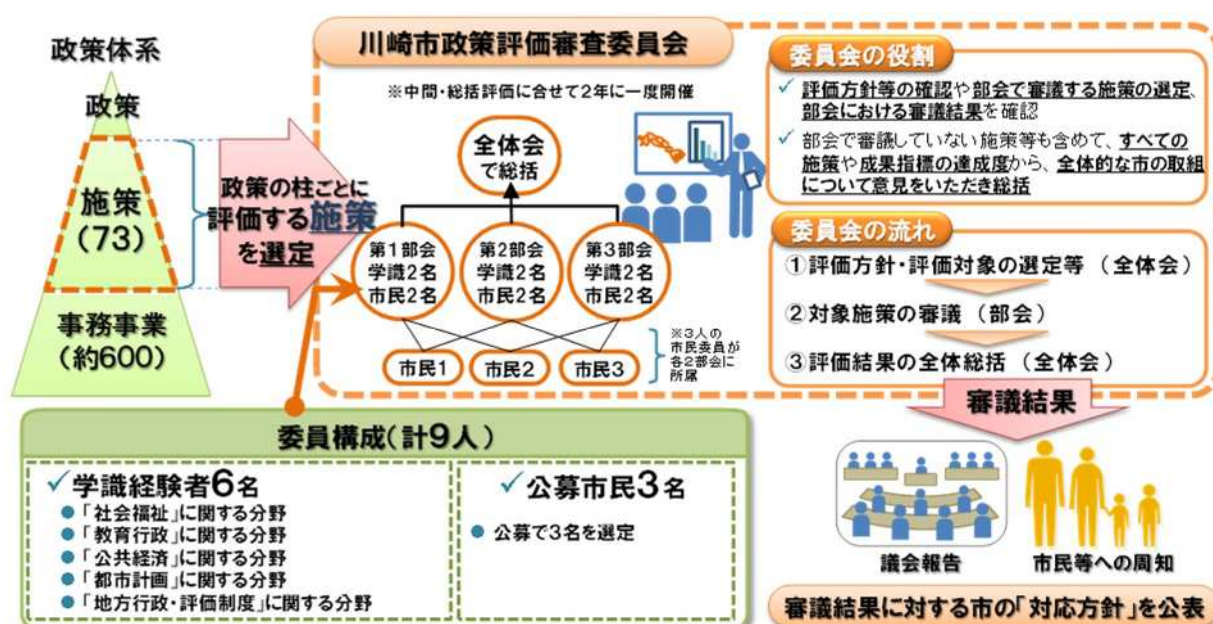
評価スケジュール



(3) 附属機関（川崎市政策評価審査委員会）による外部評価

- ① 総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議するため、「川崎市政策評価審査委員会」を附属機関として設置し、学識経験者の専門的視点や市民目線による評価を実施し、より効果的に施策を推進します。
- ② 外部評価の対象は、委員の意見も踏まえ、政策ごとに施策を選定し、領域別に分けた部会の中で、施策の説明を十分に行い、市の取組を重点的に審議します。
- ③ 委員会が出された意見については、市の対応方針を作成・公表し、今後の取組改善や次期実施計画に活用します。

川崎市政策評価審査委員会の概要



※事務事業数については、今後第3期実施計画策定作業の中で確定します。

2 市民の実感指標

総合計画策定時（平成 27（2015）年度）に実施した「新たな総合計画策定に向けた市民アンケート」の結果をもとに、市民の意識・評価の水準（現状）を把握し、全政令指定都市の市民の意識・評価との比較を行うことで、基本計画の計画期間の終期となる概ね 10 年後を想定した市民の実感を目標として設定しています。実施計画の策定や中間評価・総括評価のタイミングで、同様のアンケートを実施し、内部・外部の評価の参考指標として活用するなど、市民目線での施策等の推進につなげます。

目標設定の考え方

- 川崎市民を対象とした郵送調査と全政令市の市民を対象とした WEB 調査を実施し、設問は郵送・WEB ともに同様の項目（他政令市は居住の市の状況）で設定
 - ・ 郵送調査…本市の現状を示す値として活用
 - ・ WEB 調査…政令市と本市を比較し、めざすべき目標値を設定するための参考値として活用
- 市民アンケートを 5 段階の評価等（①そう思う②やや思う③どちらでもない④やや思わない⑤思わない等）で実施した結果をもとに、郵送調査の積極的な回答の割合（①そう思う＋②やや思う）を、本市の市民の意識・評価の現状の値として設定
- 郵送調査の本市の結果と WEB 調査の全政令指定都市の結果について、平均値や最高値との比較を行い、その差を参考に、市民の満足度を高める客観的な目標値を設定

目標の設定方法

本市と他都市の比較		目標の設定方法
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも高い	全政令市中 最高値	最高水準を維持する目標を設定 (現状以上 = 『最高水準を維持』)
	上記以外	他都市の最高値をめざした目標値を設定 (現状 + 最高値との差(1～10%))
本市の現状の値が 全政令市の平均値よりも低い	全政令市の平均値以上をめざした目標値を設定 (現状 + 全政令市との差(1～10%))	

市民の実感指標の見方

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27) [2015]	現状 (R1) [2019]	目標 (R7) [2025]
災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合 (市民アンケート)	15.6%	18.8%	25%以上

市民アンケート（郵送・WEB 調査）の設問

郵送調査（平成 27（2015）年度）の結果から、川崎市民の意識・評価の割合を現状の値として設定

郵送調査（令和元（2019）年度）の最新の結果

WEB 調査（平成 27（2015）年度）による全政令市の市民の意識・評価の割合と、郵送調査（平成 27（2015）年度）による本市の現状の割合との比較により、目標を設定（5%単位で設定）

3 施策の成果指標

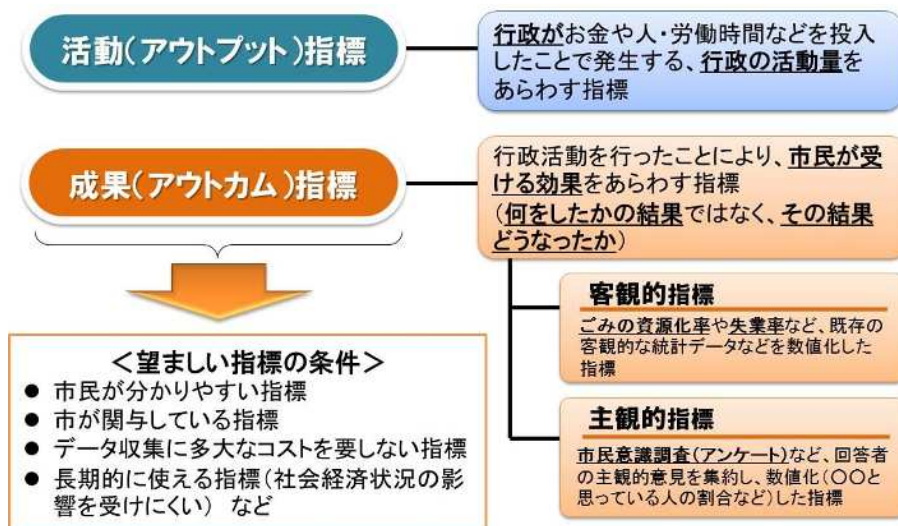
(1) 成果指標の活用

総合計画における施策の取組については、市民の視点に立脚した指標により、分かりやすい評価の結果を公表するために、成果指標の考え方を活用した目標設定を行っています。また、目標の評価の結果を施策・事業等に適切に反映していくことで、総合計画の着実な実行と進行管理を図ります。

※ 成果指標とは

行政がお金や人・労働時間などを投入したことで発生する行政の活動量（アウトプット）をあらわす指標に対し、行政が施策の取組等を行ったことにより、市民が受ける効果（アウトカム）を表す指標を成果指標と言います。成果指標を設定することで、施策の達成度を分かりやすく示すことができます。

活動指標と成果指標について



(2) 施策の指標設定の考え方

原則として成果指標の考え方をもとにアウトカム（成果）指標を各施策に設定していますが、成果を示すためのデータを取得することが困難な場合やなじまない場合、基本計画期間の取組においてはアウトプット（活動量）で示した方が、効果が分かりやすい場合等は、アウトプット（活動量）指標等を用いるなど、それぞれの施策の特性に応じた指標の設定を行っています。第3期実施計画では、川崎市政評価審査委員会の意見等も踏まえ、各施策について、直接目標や施策の方向性に一層合致した指標構成となるよう、成果指標の追加を行うなど、施策の効果測定の精度向上を図ります。

アウトプット指標とアウトカム指標の違い



(3) 指標の目標期間

各実施計画の目標を設定しつつ、計画期間開始時から 10 年後の最終年度（令和 7（2025）年度）に向けて達成すべき目標値を設定しています。



※ 指標に、数年に一度実施する調査データ等を活用している場合は、目標達成を判断する時期がその調査に依拠するため、直近の調査結果等により、目標達成の状況を評価します。

(例) 第 3 期実施計画の目標値の評価

5 年に一度の全国〇〇調査を指標に活用（R6〔2024〕に実施）

⇒ R6 に計画期間の目標値の達成状況を確認

(4) 施策の指標の目標値設定の考え方

施策の指標における目標値については、次のような考え方を参考に、設定しています。

なお、第 2 期実施計画の実績値が、既に第 3 期実施計画の目標値に達している場合などには、必要に応じて第 3 期実施計画の目標値を見直します。

① 既存計画の目標値

総合計画と連携する計画や国・県等の計画に位置づけられた目標値、法令上に定められた目標値等、既に所与の数値目標があり、本市としてそれらの計画等に基づいて施策を推進すべき状況にある場合は、それらの計画等による目標値を設定しています。

② 他都市等との比較による目標値

本市の現状を他都市等と比較することにより、めざすべき目標を導き出し、一定の水準（他都市等の平均値、最高値等）を目安とした目標値を設定しています。

③ 最大限の工夫により達成すべき目標値

過去のトレンドや外的要因等を踏まえつつ、計画期間内に市の取組として最大限の工夫を講じた上で達成すべき目標値を設定しています。

資料編

1 基本構想

■ 川崎市基本構想

平成27年12月15日 議決

I 趣旨・目的

川崎市は、多摩川や多摩丘陵などの自然、地域に根付いた文化やスポーツ、京浜臨海部の一翼を担ってきた産業の集積、交通・物流の利便性などの特色を持つ、首都圏の大都市として存在感を増しています。

歴史を振り返ると、先人たちは、さまざまな苦難を乗り越えてきました。戦災や、急激な経済成長の過程で直面した深刻な公害問題、右肩上がりの経済成長の終焉など、これまで直面してきたさまざまな困難な局面において、知恵と工夫をもって挑み、乗り越え、ピンチをチャンスに転換して発展を成し遂げてきました。

この挑み続ける精神こそが川崎の強みであり、この強固な基盤のもとに、音楽や文化、スポーツなどに彩られた、利便性の高い生活都市として、また、脈々と受け継がれてきたものづくり産業の伝統や、人口減少及び超高齢化という状況下においても成長が見込まれる、生命科学・医療技術、環境、福祉などの新たな産業が息づく都市として、生き生きと発展を続けています。

その結果、市民が抱く川崎のイメージは、かつての「公害のまち」といったマイナスのイメージから、「住みやすく、活力にあふれたまち」といったプラスのイメージへと大きく変わってきています。

一方で、我が国は、長く続く低成長や超高齢社会の到来により、国・地方を通じた財政状況の悪化と生産年齢人口の減少というかつてない困難に直面しており、これは、政令指定都市の中では比較的市民の平均年齢が若い都市である川崎市においても、今後の30年程度を展望したときに避けて通れない課題となっています。

こうした局面において、これまで幾多の困難を乗り越えてきた川崎市の役割と責任は、ますます重要性を増しており、その伝統と精神を継承しながら、世界に冠たる技術や人材など、これまで蓄えた市民や企業・研究機関・行政等が持つかけがえのない財産を活かして、更なる持続的な発展に向けて、社会全体で挑戦し続けなければなりません。

このような思いのもと、ここに、川崎市がめざす都市像及びまちづくりの基本目標を掲げるとともに、地域の力を結集し、将来に向けてまちづくりに取り組みます。

II めざす都市像とまちづくりの基本目標

めざす都市像

「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」

まちづくりの基本目標

「安心のふるさとづくり」「力強い産業都市づくり」

市民が幸せに暮らし続けるためには、心のよりどころとなる「安心のふるさとづくり」を進めていく必要があります。安心のふるさととは、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者をはじめとした誰もが多様な生き方や考え方を寛容に認め合いながら、寄り添い、支え合い、社会に貢献することで生きがいを持ち、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができる成熟したまちです。

こうしたまちづくりを進めるには、市民が主体となったさまざまな取組に加えて、必要な市民サービスを将来にわたって安定的に提供していく必要があります。そのためには、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域運営を進めるとともに、川崎市が持続的に成長していくことが不可欠です。

これまで築いてきた産業の集積や、首都圏の中心に位置する恵まれた立地条件などのポテンシャルを活かして、今後成長が見込まれる分野の産業振興をさらに進めます。また、暮らしの質を向上させるような新たな価値を、企業・団体などの多様な主体と共に創造するなど、地域経済の活性化を図りながら、環境問題をはじめとする国際的な課題解決へ貢献し、我が国の持続的な成長を牽引する「力強い産業都市づくり」を進めます。

このように、成長と成熟が調和した持続的な発展を通じて、我が国、アジア、世界の平和と繁栄に貢献し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざしたまちづくりを進めるとともに、この素晴らしいまちを、未来を担う子どもたちに引き継いでいきます。

Ⅲ 基本政策

まちづくりの基本目標を達成するために、5つの基本政策に取り組みます。

1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

市民が安心して暮らすためには、市民の生命や財産などが確実に守られることが必要です。しかし、従来の防災の取組だけでは対応が困難な大規模な災害や、世界的規模で見られる気候変動による影響など、安全が脅かされるような出来事が増加していることから、誰もが安心して暮らせるよう、市民の身近な安全や生活基盤の確保に取り組むとともに、都市全体の安全性の向上を図り、大規模災害にも耐えられるまちづくりを進めます。

また、超高齢社会にあっても、高齢者や障害者など、誰もが個人としての自立と尊厳を保ちながら、住み慣れた地域や自らが望む場で、安心してすこやかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。

2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。

また、未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。

さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます。

3 市民生活を豊かにする環境づくり

大気、緑、水、土壌、資源など、さまざまな自然の恵みは循環や再生を繰り返しながら、私たちの生命を支え続けており、生き生きとすこやかに暮らしていくためには、環境を守ることが不可欠です。

地球温暖化や資源・エネルギー問題など地球規模での環境問題がより深刻化する中で、環境変化に対して柔軟に適応するとともに、市民、事業者などと協働しながら、地球や地域の環境保全を進め、健康で快適に暮らし続けることができる持続可能なまちづくりを進めます。

また、川崎がこれまで培ってきた優れた環境技術や、公害を克服する過程で得られた経験を活かして、新たな環境技術を創り出すとともに、多くの市民にとって母なる川とも言える多摩川や、多摩丘陵など、生活にうまいとやすらぎをもたらす市民共有の貴重な財産である緑を次世代に継承するなど、人と自然が共生する社会を、さまざまな主体と力を合わせてつくりだしていきます。

4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

我が国が直面している少子高齢化やエネルギー政策の転換、地球温暖化などの課題を新産業の創出に結びつけるとともに、成長を続けるアジアをはじめ、世界と競いながら、付加価値の高い、活力ある産業の集積等を促進することなどで、国際的な課題解決に貢献する、環境と調和した持続可能な産業都市づくりを進めます。加えて、意欲ある人が自らの能力や個性を活かして働くことができるよう、人材育成や多様な就業が可能な社会の実現をめざします。

首都圏における、近隣都市の拠点との適切な連携のもとで、それぞれの地域特性を活かし、魅力にあふれ多くの人が市内外から集まる広域的な拠点整備を推進するとともに、まちの成熟化に的確に対応し、誰もが安全で安心して暮らせる身近なまちづくりを進めます。

また、これらの拠点を結び・支える基幹的な道路や鉄道と、自転車や徒歩も含めて、少子高齢化の急速な

進展などの社会状況の変化を見極めながら、誰もが快適に利用できる身近な交通環境の強化をバランスよく進めるまちづくりを基本として、民間活力を活かした、総合的な整備を進めます。

さらに、それぞれの地域の歴史や文化に根ざした川崎らしさを大切にするとともに、スポーツや音楽などの地域資源を磨き上げ、それらが融合しながら変貌を遂げる国際都市川崎の多彩な魅力を発信します。こうしたことにより、都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、一層多くの人々が集い賑わう好循環のまちづくりを進めます。

5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。

地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

2 基本計画

■ 川崎市基本計画

平成27年12月15日 議決

I 趣旨・目的

基本計画は、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために、基本政策ごとに政策の方向性を明らかにするものです。

II 目標年次及び計画の位置づけ

平成28（2016）年度からの概ね10年間を対象として、市政運営の方向性を定めるものです。

III 「政策」の基本方向

基本政策1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

政策1-1 災害から生命を守る

高い確率で発生が見込まれる首都直下地震や、毎年発生する台風、突然の大雨など、いつ、どこで起こるか分からない、さまざまな災害に対して、過去の教訓を踏まえながら、的確な対策を進めていかなければなりません。

かけがえのない市民の生命や財産を守るため、広域的な連携を図りながら、建築物などの耐震対策や浸水対策、消防力の強化に取り組むとともに、いざという時に助け合えるよう、市民の防災意識を高め、日頃から地域などで顔の見える関係性を構築し、地域のリーダーや若者も含めた幅広い世代の市民や企業と力を合わせながら、行政と市民等が一体となった災害に強い、しなやかなまちづくりを推進します。

政策1-2 安全に暮らせるまちをつくる

自転車や高齢者・通学児童などに関わる交通事故、地域における犯罪など、身近な安全を脅かす問題への対策が求められています。ルール遵守の徹底、防犯意識やマナーの向上等を図ることで、これらを未然に防止し、安全・安心な社会を実現するため、市民や地域で活動する団体、警察等との連携による安心して暮らせるまちづくりの取組を推進します。

また、超高齢社会を見据えて、高齢者や障害者など誰もが安全、快適に暮らすことのできるユニバーサルデザインに配慮しながら、地域の生活基盤となる道路の維持・管理を図るなど、身近な生活環境の整備を進めます。

政策1-3 水の安定した供給・循環を支える

水道と下水道は、市民生活に欠くことのできない生活基盤となっています。今後想定される大規模地震や、近年の気候変動による集中豪雨などに備えつつ、水道と下水道が将来にわたりしっかりと機能するよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新などを計画的に進める必要があります。

今後も、市民生活をしっかりと支えるため、安全でおいしい水道水を安定的に供給し、使った水はきれいにし、川や海に戻すという水循環や、まちを大雨から守るという大切な役割を果たす、上下水道機能の形成に取り組めます。

政策1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる

ひとり暮らしや認知症の高齢者、障害のある高齢者が増加するなど、地域生活を取り巻く状況は急速に変化しています。このような中で、市民の健康寿命の延伸をめざすとともに、保健・医療・福祉・住まい等の関係機関の連携を強化することや、地域のさまざまな主体が、世代を越えて、支え合い、助け合うことで、高齢者や障害者をはじめとした誰もが、役割と生きがいを持ち、住み慣れた地域や自らが望む場で生涯にわたって安心して暮らし続けられるしくみづくりを進めます。

政策1-5 確かな暮らしを支える

高齢化の進展に伴い、医療や福祉における社会保障費は増加傾向にあり、今後も厳しい財政状況が見込

まれることから、持続可能な社会保障制度の運営が求められています。

市民生活を送る上での確かな安心を支える給付制度の運営を維持するとともに、失業や病気などにより、生活の維持が困難になった人に対し、生活保護などの社会保障制度をはじめとしたセーフティネットをしっかりと維持し、市民の暮らしの安心を保障します。

政策 1-6 市民の健康を守る

高齢者の増加、慢性疾患を中心とした疾病構造の変化、医療の高度化等により、市民の医療ニーズが増加するとともに多様化しています。

地域における医療機関相互の機能分担と連携を図り、良質かつ適切な医療を効果的に提供できる体制づくりや、救急医療体制の充実により、すべての市民のすこやかな生活を支えます。

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化する中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。

そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

政策 2-2 未来を担う人材を育成する

若者の不安定な雇用状況をはじめとして、今、子どもたちは、自分の将来を描きにくい状況にあります。

こうした中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、夢や目標に向かって充実した人生を切り拓いていくことができるよう、学ぶ意欲を大切にしながら、将来の社会的自立に必要な能力・態度を養います。

また、誰もが個人や社会の多様性を尊重しながら、それぞれの強みを活かし、共に支え、高め合える社会をめざして、共生・協働の精神を育みます。

政策 2-3 生涯を通じて学び成長する

家族やコミュニティのつながりの希薄化が指摘される現代においては、これまでのつながりの強化に加えて、新たな絆づくりが必要とされています。

市民同士や、団体同士をつなげ、「地縁」に加えて、学びを通じた「知縁」による新たな絆を創造していくとともに、多世代が交流しながら、子どもたちは多くの大人との関わりの中で、自尊心や他者への信頼感、働くことの意義などを学び、シニア世代は子どもと積極的に関わり合う中で、生きがいを得る場づくり等を進めます。

基本政策 3 市民生活を豊かにする環境づくり

政策 3-1 環境に配慮したしくみをつくる

本市はこれまで、低炭素社会の構築に向け、優れた環境技術の集積を活かしながら、市民や事業者など多様な主体との協働により、地球温暖化対策に取り組んできました。

一方で、地球温暖化により、異常気象や生態系への影響が生じていることから、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出抑制などの緩和策とあわせ、地球温暖化による影響に対応した適応策に取り組むとともに、市民や事業者の環境意識を醸成するなど、環境に配慮したしくみづくりを推進していきます。

政策 3-2 地域環境を守る

本市における大気や水質などは、汚染物質の排出抑制の取組により、大きく改善が図られていますが、一部で環境基準を達成していない状況もあることから、引き続き環境改善に向けた取組を推進します。

また、廃棄物については、分別収集などの取組により大きく減量化・資源化が図られていることから、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による廃棄物の発生抑制、再使用について重点

的に取り組みます。

政策 3-3 緑と水の豊かな環境をつくりだす

本市には、多摩川、多摩丘陵などの自然をはじめ、これまで保全・整備を進めてきた都市公園や緑地、農地、河川など、多様な生物が息づく環境が残されています。

豊かな自然環境は人々に安らぎをもたらすとともに、まちの品格を高めるなど、存在していることの効用が大きいことから、行政と企業、市民などさまざまな主体が協働、連携し、保全、創出、育成の取組を持続的に進め、市民の貴重な財産として次世代に継承していきます。

基本政策 4 活力と魅力あふれる力強い都市づくり

政策 4-1 川崎の発展を支える産業の振興

新興国の急成長により国際競争が激化し、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小が懸念されるなど、産業を取り巻く環境は大きく変化しています。このような変化に的確に対応し、市内産業を持続的に発展させるため、成長著しいアジアの中での国際競争力の強化に向けた取組を推進します。

また、産学官の交流・企業間連携の更なる深化による市内企業の競争力強化をはじめとして、本市のものづくりを支える中小企業の振興や、地域全体の賑わいを創出する商業地域の活性化、地産地消による都市農業の振興などにより、市内経済の好循環に支えられた産業の振興を図ります。

政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上

高齢化の進行や I C T（情報通信技術）の進展、国内外のエネルギー政策の大きな転換など、社会環境の変化を的確に捉えながら、生活の質を向上させ、新たなライフスタイルを実現することをめざして取組を進めていくことが、これからは重要です。

医療・福祉、エネルギーなどの新たな成長分野における川崎発のイノベーションを創出するとともに、コンベンション機能の創出等によって多様で創造性のある人材の交流を促進し、市内企業の競争力の向上を図ります。

また、いつでも I C T を使える環境や、誰でも公的機関のデータが活用できる環境を整備するなど、市民生活の更なる利便性の向上や、地域経済の活性化を図ります。

政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる

10 年後の平成 37（2025）年には、本市も生産年齢人口が減少に転じることが見込まれており、活力ある地域経済を維持するためには、市内雇用の維持・拡大と多様な人材の活用・育成が求められています。

若者や女性への就業支援・再チャレンジできるしくみづくりに力を入れて取り組むほか、子どもの頃から働くよこびや価値観をリアルに実感できる学びの機会づくりなど、人材の活用・育成に取り組みます。

政策 4-4 臨海部を活性化する

本市の臨海部は、石油化学・鉄鋼等の製造業やエネルギー産業に加え、ライフサイエンスなど成長分野の技術を活用した産業の高付加価値化、環境技術の集積やグローバルな人材の集積等が進んでいます。

そのような状況の中で、羽田空港との近接性を活かしながら、国際競争力を有し、日本経済の発展を牽引する高度な産業集積と新産業を創出するオープンイノベーションの拠点形成をめざし、創造性のある人材を育成しつつ、立地企業の持続的な運営支援や、新技術の創出につながる拠点マネジメントを行います。

また、環境と調和したスマートコンビナートの形成や、基盤整備の推進、グローバル化の進展に対応した港湾物流機能の強化等を進めます。

政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する

本市では首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する東京都・横浜市の都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。

都市基盤の整備は地域の活力や賑わい、さらには大きな経済効果を生み出すことから、今後も引き続き、臨空・臨海都市拠点、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備を中心とした広域調和型まちづくりの更な

る推進を図ります。

また、超高齢社会を見据えた誰もが暮らしやすいまちづくりをめざし、複数の鉄道路線が結節する駅等を中心とした利便性の高い地域生活拠点の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する

近年、生活スタイルや居住ニーズの多様化などにより市民の居住環境は大きく変化しており、ライフステージに合わせた、より快適な暮らしを求めて「住まい方」に対する関心が高まっています。

このため、誰もが暮らしやすく、うるおいのある住環境の整備に向けて、景観施策や計画的なまちづくりの推進により良好な市街地の形成を促進するとともに、地域が主体的にまちの課題解決に取り組む市民主体のまちづくりを推進します。

政策 4-7 総合的な交通体系を構築する

本市は、地理的に交通至便な優位性を持った地域であり、首都圏の交通ネットワークの円滑化を図る上で大変重要な役割を担っています。一方で超高齢社会の進展は、今後の交通機関の利用形態に大きな影響を与えることが見込まれます。

このようなことから、空港や新幹線などの広域交通機関の動向を踏まえながら、首都圏の経済活動の活性化や市民生活の利便性の向上に大きく寄与する広域交通の円滑化及び地域交通環境の整備など、民間活力や既存施設を最大限に活用し、鉄道・バス・自動車・自転車・歩行者等の総合的な交通体系を構築します。

政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する

経済的な豊かさだけでなく、健康的でうるおいのある質の高い暮らしを求めて、スポーツや文化に親しみたいというニーズが高まっています。本市では、「音楽のまち・かわさき」など、これまで培われてきたスポーツ・文化芸術活動が定着するとともに、世界的に評価の高い施設や市民に親しまれる多くの施設があり、これらを地域資源として活かすことは、市民同士の交流や心豊かで温かなコミュニティの形成、さらには都市としての魅力向上にもつながります。

こうしたことから、東京オリンピック・パラリンピックや市制 100 周年を契機として、スポーツ・文化芸術活動を通じて市民が感動を分かち合うとともに、こうした活動をさらに促進することで、自ら暮らすまちに抱く愛着と誇りを次世代に継承していきます。

政策 4-9 戦略的なシティプロモーション

本市は、地域ごとに特色ある歴史や文化が育まれ、さまざまな文化・スポーツや、多摩川をはじめとした自然環境など、魅力あるさまざまな地域資源を有しています。近年では、交通便利性を活かしたまちづくりによって活気が生み出され、住みやすいまちとして認知されるとともに、産業技術や研究開発機能の集積が、川崎の魅力のひとつとして認識されるようになり、川崎のイメージは着実に向上しています。

今後、海外にも通用する抜群の都市ブランドを確立し、市民が愛着と誇りを持ち、誰もが訪れたい川崎をめざすため、地域資源を磨き上げるだけでなく、新たな地域資源の発掘・創出に取り組むとともに、市民や企業などと効果的なコラボレーションを図り、川崎の魅力が広く伝わる戦略的なシティプロモーションを推進します。

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する

急速な少子高齢化の進展などにより、地域の課題が複雑化・多様化しているため、きめ細やかで的確な対応が求められている一方で、多彩な経験を持った元気な高齢者や、未来を担う若い世代の社会貢献に対する関心が高まっており、地域で積極的に活動する団体や社会貢献活動に意欲的な企業などが増えてきています。

このような社会経済状況の変化を的確に捉え、幅広い世代の参加や、行政と市民・地域で活動する団体・企業・大学・他の自治体などの多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けた取組を進めます。

また、市民が支え合えるコミュニティづくりに向けて、身近な総合行政機関である区役所を中心として、市民生活に身近な行政サービスを提供するとともに、地域の課題解決や地域への愛着の醸成につながるよう、課題

に応じて適切なコミュニティを捉え、地域の人材や活動をコーディネートするなど、市民が主体的に進める活動を支えます。

さらに、市民に身近な課題を、身近な所で解決する基礎自治体の役割をしっかりと果たすために、地方分権改革を一層進めます。

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。

一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

3 第2期実施計画施策評価（中間評価）結果一覧表及び令和2（2020）年度事務事業評価結果概要

（1）第2期実施計画施策評価（中間評価）結果一覧表

基本政策	政策	施策	成果指標の状況等							施策の進捗状況
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	指標の達成度	
基本政策 1 生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり										
政策 1-1 災害から生命を守る										
施策 1-1-1 災害・危機事象に備える対策の推進（災害発生時の被害や生活への影響を減らす）										
避難所運営会議を開催している避難所の割合			66.9	92.0	72.5	75.2	80	%	a	B
避難所を知っている人の割合			39.5	51.8	47.8	51.8	60	%	a	
家庭内備蓄を行っている人の割合			56.9	55.2	57.5	58.8	60	%	c	
施策 1-1-2 地域の主体的な防災まちづくりの推進（地域の特性に応じた地域防災力向上により、延焼等による被害を減らす）										
重点対策に取り組む密集市街地における大規模地震時の想定焼失棟数の削減割合			20	28.3	28.3	30	35	%	a	A
火災延焼リスクの高い地区における大規模地震時の建物倒壊による道路閉塞の確率			第2期から設定	40.1	41.5	40	37	%	a	
施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進（地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす）										
特定建築物の耐震化率			92	93.68	94.3	95	95	%	b	B
住宅の耐震化率			92	93.01	94.3	95	95	%	b	
橋りょうの耐震化率			47	60	55	61	79	%	a	
施策 1-1-4 消防力の総合的な強化（消防力を強化することで、さまざまな災害から市民を守る）										
出火率			2.58	2.3	2.49	2.48	2.46	件	a	B
消防団員数の充足率			87.8	82.2	90.3	90.8	93.0	%	c	
施策 1-1-5 安全・安心な暮らしを守る河川整備（水害から市民の生命、財産を守る）										
時間雨量50mm対応の河川改修率			81	81.1	86	91	91	%	b	B
五反田川放水路の整備により洪水による氾濫から守られる面積の割合			50	50	100	100	100	%	b	
政策 1-2 安全に暮らせるまちをつくる										
施策 1-2-1 防犯対策の推進（市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める）										
空き巣等の刑法犯認知件数			10,685	6,654	8,500	8,500	8,500	件	a	A
路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数			42	15	29	29	23	人	a	
消費生活相談の年度内完了率			98.2	99	99.0	99.0	99.0	%	a	
施策 1-2-2 交通安全対策の推進（市内の交通事故を減らす）										
交通事故発生件数			3,696	2,920	3,350	3,200	3,000	件	a	A
放置自転車の台数			3,367	2,040	3,000	2,800	2,600	台	a	
施策 1-2-3 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（誰もが訪れやすく暮らしやすい「ユニバーサルデザインのまち」にする）										
バリアフリー化すべき重要な特定の道路の整備割合			35	94	88	100	100	%	a	A
市内法人タクシーに占めるユニバーサルデザインタクシーの割合			2.5	12.1	10	10	16.25	%	a	
誰もが安全・安心に公共施設を利用できると感じる人の割合			49.1	48.8	49.5	49.7	50.0	%	b	
施策 1-2-4 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（誰もが安全、快適に道路を利用できる）										
道路施設の健全度			73	89	91	93	98	%	b	B
不法占拠解消の累計件数			90	492	490	650	970	件	a	
被災時に復旧に寄与する道路台帳図の割合			6	100	100	100	100	%	a	
政策 1-3 水の安定した供給・循環を支える										
施策 1-3-1 安定給水の確保と安全性の向上（安全でおいしい水を安定的に供給する）										
重要な管路の耐震化率			70.6	91.4	92.4	97.5	100	%	b	A
管路の耐震化率			第2期から設定	34.9	35.0	38.3	44.9	%	b	
災害時の確保水量			2.8	16.4	16.4	16.4	16.5	万m ³	a	
開設不要型応急給水拠点の整備率			7.6	43.1	42.5	66.1	100	%	a	
施策 1-3-2 下水道による良好な循環機能の形成（地域の安全と環境を守り、きれいな水を川崎の川と海に返す）										
重要な管きょの耐震化率（川崎駅以南の地域）			33.5	99	100	100	100	%	b	B
重要な管きょの耐震化実施率（川崎駅以北の地域）			第2期から設定	1.7	1.7	9.6	-	%	a	
浸水対策実施率（丸子、宮崎、大師河原、馬絹、久末地区）			22.6	100	100	100	100	%	a	
浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）			第2期から設定	23.4	23.4	29.3	-	%	a	
合流改善率（雨天時に川や海に処理しきれない下水が放流されることへの対策）			68.5	73.5	73.5	73.5	100	%	a	
高度処理普及率			第2期から設定	34.5	34.5	59.3	100	%	a	

基本 政策	政策	施策	成果指標の状況等							施策の 進捗 状況
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	指標の 達成度	
	政策 1-4 誰もが安心して暮らせる地域のつながり・しくみをつくる									
	施策 1-4-1 総合的なケアの推進（多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる）									
	高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合	17.07	18.81	18.77	19.18	22.99	%	c	B	
	地域包括ケアシステムの考え方の理解度	10.1	9.9	24.0	32.0	42.0	%	d		
	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数	308	923	1,050	1,350	1,950	人	b		
	介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合	10.6	11	15.0	15.0	20.0	%	b		
	民生委員児童委員の充足率	90.5	81.6	96.7	97.2	98.2	%	c		
	認知症サポーター養成者数（累計）	24,034	68,088	57,190	78,480	110,480	人	a		
	施策 1-4-2 高齢者福祉サービスの充実（介護が必要になっても高齢者が生活しやすい環境をつくる）									
	介護サービスを受けながら住み慣れた地域で暮らす高齢者の数（主な「地域密着型サービス」の延べ利用者数）	10,380	19,704	20,884	23,316	38,568	人/年	b	B	
	現在利用している在宅サービスの評価（「不満」のない方の割合）	94.3	94	94.3	94.3	94.3	%	b		
	かわさき健康寿命プロジェクトの実施結果（プロジェクト対象者の要介護度の改善率）	16.7	17.5	17	17	17	%	a		
	かわさき健康寿命プロジェクトの実施結果（プロジェクト対象者の要介護度の維持率）	63.9	66.4	65	65	65	%	a		
	かわさき健康寿命プロジェクトの参加事業所数	第2期から設定	338	267	300	400	事業所	a		
	介護人材の不足感	75.7	75.8	72	72	70	%	c		
	施策 1-4-3 高齢者が生きがいを持てる地域づくり（高齢者が生きがいをもって暮らせる環境をつくる）									
	収入を伴う仕事をしている高齢者の割合	26.7	31.8	32.5	32.5	38.3	%	b	B	
	シルバー人材センターを通じて、仕事に就いた高齢者の数	2,453	1,973	2,520	2,550	2,600	人	c		
	ほぼ毎日外出している高齢者の割合	48.1	52.5	52.5	52.5	55.0	%	a		
	高齢者向け施設（いきいきセンター）の利用実績	28.9	24.0	29.1	29.1	29.2	万人	c		
生活に「はり」や「楽しみ」を感じている高齢者の割合	35.1	43.4	50	50	55	%	b			
施策 1-4-4 障害福祉サービスの充実（障害者が生活しやすい環境をつくる）										
日中活動系サービスの利用者数	4,324	6,004	6,109	6,928	7,254	人/月	b	B		
グループホームの利用者数	998	1,289	1,279	1,459	1,819	人/月	a			
長期（1年以上）在院者数（精神障害）65歳未満	306	289	257	234	189	人	b			
長期（1年以上）在院者数（精神障害）65歳以上	345	418	418	401	368	人	a			
施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進（障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる）										
障害福祉施設からの一般就労移行者数	180	271	250	272	315	人	a	B		
障害者が社会参加しやすいまちだと思ふ市民の割合	30	29.3	32	33	35	%	c			
施策 1-4-6 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備（それぞれのニーズやライフスタイルに合った住宅が選択できる環境を整える）										
住宅に関する市民の満足度	※次回の調査はR5に実施するため	73	※	-	-	77	80	%	-	A
リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合		2.2	※	-	-	3.2	4.5	%	-	
生活支援施設等の併設や地域と連携した取組等を行っている市営住宅団地（100戸以上）の割合		17	28.1	25	26	28	%	a		
施策 1-4-7 生き生きと暮らすための健康づくり（健康で生き生きとした生活を送る市民を増やす）										
主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）【男性】	※次回の調査はR3に実施するため	73.7	※	-	-	77.0	77.0	%	-	B
主観的健康観（「非常に健康」「ほぼ健康」と回答した市民の割合）【女性】		76.8	※	-	-	80.0	80.0	%	-	
特定健康診査実施率（国民健康保険）	※※R2.6月時点の実績	24.5	※※	25.4	29.5	32.5	35.5	%	b	
特定保健指導実施率（国民健康保険）		6	※※	4.1	7.5	10.5	13.5	%	d	
がん検診受診率（肺がん）		44.5	50.5	50	50	50	%	a		
がん検診受診率（大腸がん）		40.5	47.3	50	50	50	%	b		
がん検診受診率（胃がん）		42.2	53.5	50	50	50	%	a		
がん検診受診率（子宮がん）		46.1	48.5	50	50	50	%	b		
がん検診受診率（乳がん）		46.1	48.5	50	50	50	%	b		
40歳代の糖尿病治療者割合（国民健康保険）	※次回の調査はR2に実施するため	3.1	3.3	3.0	3.0	3.0	%	c		
食に関する地域での活動に参加する人の割合（①食育の現状と意識に関する調査）		38.3	※	-	-	40	41	%	-	
食に関する地域での活動に参加する人の割合（②食生活改善推進員養成数：健康福祉局調べ）		3,862	4,233	4,200	4,300	4,500	人	a		
政策 1-5 確かな暮らしを支える										
施策 1-5-1 確かな安心を支える医療保険制度等の運営（信頼される医療保険及び医療費等の支援制度を安定的に運営する）										
国民健康保険料収入率等【現年度分】	92.96	94.12	94.77	95.0	95.0	%	b	B		
国民健康保険料収入率等【収入未済額】	67.5319	33.65	34.01	30	30	億円	a			
後期高齢者医療保険料収入率等【現年度分】	99.31	99.45	99.46	99.48	99.48	%	b			
後期高齢者医療保険料収入率等【収入未済額】	9,737	10,361	8,900	8,900	8,900	万円	c			
施策 1-5-2 自立生活に向けた取組の推進（最低限の生活を保障するとともに、自立した生活を送る人を増やす）										
生活保護から経済的に自立（収入増による保護廃止）した世帯の数	608	634	650	650	650	世帯	b	B		
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率	99	99	100	100	100	%	b			

基本政策	政策	施策	成果指標の状況等							施策の進捗状況	
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	指標の達成度		
基本政策	政策 1-6 市民の健康を守る										
	施策 1-6-1 医療供給体制の充実・強化（いつでも安心して適切な医療が受けられる環境を整える）									A	
	かかりつけ医がいる人の割合	57.5	58.7	59	60	61	%	b			
	身近な地域の医療機関を受診する市民の割合（平日日中の発熱等への対応）	86.9	90.4	89	91	92	%	a			
	川崎DMAT（災害医療派遣チーム）の隊員養成研修修了累計者数（3指定病院の合計）	130	244	210	250	350	人	a			
	救急搬送者の119番通報から医療機関までの平均搬送時間【うち救急車の現場到着時間】	42.6[8.4]	40.3[8.6]	42.6[8.4]	42.6[8.4]	40.0[8.0]	分	a			
	救急隊が到着するまでに、市民が心肺蘇生を実施した割合	31.4	42.2	34.6	37.2	38.0	%	a			
	基本政策	施策 1-6-2 信頼される市立病院の運営（誰もが安心して暮らせる公的医療を提供する）									B
		入院患者満足度	87.5	89.9	89.4	90.0	90.0	%	a		
		外来患者満足度	77.6	77.2	81.1	82.0	82.0	%	c		
病床利用率（一般病棟）		72.9	79.2	83.0	83.0	83.0	%	b			
救急患者受入数		49,873	44,628	51,600	52,000	52,500	人	c			
施策 1-6-3 健康で快適な生活と環境の確保（感染症・食品等による健康被害を防止するとともに、良好な生活環境を整える）									B		
麻しん・風しん予防接種の接種率【第1期】		98.6	97.6	98.6	98.6	98.6	%	b			
麻しん・風しん予防接種の接種率【第2期】		91.6	94.4	95	95	95	%	b			
感染症予防（手洗い・咳エチケット）の実施率		95	94	95	95	95	%	b			
食中毒の発生件数		8	8	8	8	8	件	a			
「食中毒予防の3原則」の実施率	86.8	83.6	87.5	88	90	%	c				
市が実施する衛生的な住環境に関する講習会の実施回数	95	126	130	144	172	回	b				
基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり											
政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる											
施策 2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進（地域で子育てを支えるしくみをつくる）									B		
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数	15,665	14,858	16,300	16,600	16,600	人	c				
地域子育て支援センター利用者の満足度	8.9	9.0	9.0	9.0	9.1	点	a				
施策 2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進（子どもを安心して預けられる環境を整える）									B		
待機児童数	0	12	0	0	0	人	c				
保育所等における利用者の満足度	7.9	7.8	8.2	8.2	8.4	点	c				
施策 2-1-3 子どものすこやかな成長の促進（子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる）									B		
乳幼児健診の平均受診率（厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」）	97.2	96.1	97.3	97.3	97.4	%	b				
子育てが楽しいと思う人の割合（1歳6か月健診時における子育て生活基本調査）	97.5	96.7	97.6	97.7	97.8	%	b				
わくわくプラザの登録率（わくわくプラザ利用実績報告書）	46.3	49.6	48.8	49	51	%	a				
わくわくプラザ利用者の満足度（わくわくプラザを利用している方への調査）	7.3	7.6	7.5	7.7	8.0	点	a				
施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり（子どもが安心して育つくみをつくる）									B		
里親の登録数	116	168	141	145	155	世帯	a				
地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合	30.8	39	41	45	54	%	b				
政策 2-2 未来を担う人材を育成する											
施策 2-2-1 「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる教育の推進（すべての子どもが社会で自立して生きていくための基礎を培う学校をつくる）									B		
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】	75.9	79.3	79.0	81.0	82.0	%	a				
「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】	66.7	70.2	71.0	74.0	75.0	%	b				
「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した児童の割合【小5】	88.3	91.5	91.5	93.0	94.0	%	a				
「授業が分かる、どちらかといえば分かる」と回答した生徒の割合【中2】	73.4	77.7	77.5	80.0	82.0	%	a				
「学習が好きだ、どちらかといえば好きだ」と回答した児童の割合【小5】	第2期から設定	77.7	78.9	80.0	81.0	%	c				
「学習が好きだ、どちらかといえば好きだ」と回答した生徒の割合【中2】	第2期から設定	62.5	63.1	65.0	67.0	%	b				
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した児童の割合【小5】	第2期から設定	92.3	94.9	96.0	97.0	%	c				
「授業で学んだことは、将来、社会に出たときに、役に立つ、どちらかといえば役に立つ」と回答した生徒の割合【中2】	第2期から設定	79.2	77.55	79.0	81.0	%	a				
体力テストの結果【小5男】	99.7	100	100.5	101	102	-	b				
体力テストの結果【小5女】	99.4	100	100.5	101	102	-	b				
体力テストの結果【中2男】	92.9	94.6	100	100	100	-	b				
体力テストの結果【中2女】	94.5	96.5	100	100	100	-	b				
施策 2-2-2 一人ひとりの教育的ニーズへの対応（支援が必要な児童生徒の学習環境を向上させる）										B	
支援が必要な児童の課題改善率（小学校）	81.8	89.0	91.5	95.0	97.0	%	b				
1,000人あたりの暴力行為発生件数（中学校）	8.29	6.698	7.55	6.88	6.88	件	a				
いじめの解消率【小学校】	65.8	71.8	82.5	85.0	85.5	%	b				
いじめの解消率【中学校】	83.2	89.0	91.0	92.0	92.0	%	b				
不登校児童生徒の出現率【小学校】	0.38	0.72	0.30	0.30	0.30	%	d				
不登校児童生徒の出現率【中学校】	3.48	4.62	3.365	3.34	3.34	%	c				

基本政策	政策	施策	成果指標の状況等							施策の進捗状況							
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	指標の達成度								
	政策 4-1 魅力と活力のある商業地域の形成（魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる）	施策 4-1-2 魅力と活力のある商業地域の形成（魅力と活力のある商業地域の形成や付加価値が高く競争力のある商品の供給により、商業を活性化させる）							B								
		小売業年間商品販売額	※次回の調査はR3に実施されるため	9,838	※	-	-	10,000		10,000	億円	-					
		市内商店街で行われる新たな顧客の創出や商店街の回遊性を高めるイベントの開催数		第2期から設定	20	20	22	25		回	a						
		市場の年間卸売取扱量		151,433	136,561	151,433	151,433	151,433		t	c						
	政策 4-1-3 中小企業の競争力強化と活力ある産業集積の形成（市内中小企業の技術を活かして事業展開できる環境を整備することで、経営を改善し、成長を促進させる）	製造品出荷額等							42,968	R3年度判明予定	42,968	42,968	42,968	億円	-	B	
		知的財産交流会におけるマッチングの年間成立件数							4	4	4	4	4	件	a		
		施策 4-1-4 都市農業の強みを活かした農業経営の強化（市内農家の農業経営を安定化・健全化させる）							A								
		認定農業者累計数							25	51	35	40	50	人	a	A	
		援農ボランティアの累計活動日数							400	801	480	520	600	日	a		
		政策 4-2 新たな産業の創出と革新的な技術による生活利便性の向上															
		政策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進（次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする）	起業支援による年間市内起業件数							62	160	90	100	120	件	a	A
			かわさき新産業創造センター（K B I C）の入居率							90	74	70	90	90	%	a	
			施策 4-2-2 地域を支える産業の育成・市内事業者等の新分野への進出支援（成長分野や地域課題解決に寄与する市内事業所等の新分野への進出を促進する）							B							
			ウエルフェアイノベーションフォーラムでのプロジェクト稼働件数							10	26	25	30	30	件	a	B
			コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの年間起業件数							4	5	5	6	7	件	a	
施策 4-2-3 科学技術を活かした研究開発基盤の強化（先端科学技術分野において、高付加価値で競争力の高い製品を創出する）							B										
		新川崎・創造のもり地区における特許保有累計件数							94	130	128	160	180	件	a	B	
		ナノ医療イノベーションセンターの入居率							44	79	75	90	90	%	a		
		川崎市コンベンションホールの稼働率							-	42	55	55	60	%	b		
		施策 4-2-4 スマートシティの推進（スマートシティの推進により、新たな産業やサービスを創出する）							A								
		スマートシティに関連するリーディングプロジェクト実施累計件数							7	36	22	28	40	件	a	B	
		施策 4-2-5 I C T（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上（I C Tにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする）							B								
		提供しているオープンデータのデータセット数							27	226	200	300	500	件	a		B
		提供しているオープンデータのダウンロード数							2,000	3,942	4,500	5,000	6,000	件	b		
		電子申請システムの利用件数							103,400	226,491	159,000	172,000	200,000	件	a		
政策 4-3 生き生きと働き続けられる環境をつくる																	
	政策 4-3-1 人材を活かすしくみづくり（市内での雇用を促進するとともに、市内の優れた技能を次世代に継承する）	就業支援事業による年間就職決定者数							465	502	487	490	495	人	a	A	
		かわさきマイスターのイベント出展等の活動回数							第2期から設定	102	100	102	106	件	a		
		施策 4-3-2 働きやすい環境づくり（誰もが働きやすい環境を整える）							B								
		ワークライフバランスの取組を行っている事業所の割合							67	74	73	75	80	%	a	B	
		勤労者福祉共済の新規加入者数							第2期から設定	277	410	420	440	人	c		
		政策 4-4 臨海部を活性化する															
	政策 4-4-1 臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（臨海部の立地企業を増やし、生産活動を活発にする）	川崎区の従業者1人あたりの製造品出荷額							14,500	13,331	16,300	17,000	18,400	万円	c	B	
		キングスカイフロント域内外の企業等マッチング件数							第2期から設定	58	21	35	60	件	a		
		キングスカイフロントにおける取組を知っていて、評価できると回答した人の割合							第2期から設定	10.5	12	14	18	%	b		
	政策 4-4-2 広域連携による港湾物流拠点の形成（川崎港での物流を活発にする）	川崎港取扱貨物量（公共埠頭）							1,134	977	1,175	1,210	1,280	万t	c	B	
		川崎港へ入港する大型外航船（3千総トン数以上）の割合							70	76	74.5	76	79	%	a		
		施策 4-4-3 市民に開かれた安全で快適な臨海部の環境整備（川崎港の魅力を市民に広めるとともに、港の活力を高める）							B								
		川崎マリエン利用者数（港湾振興イベント及びスポーツ施設等の利用者を含む）							40	16.8	41.5	42	43	万人	d	B	
		市内の海周辺施設を利用したことがあり、魅力を感じる人の割合							11	13	15	17	21	%	b		
		政策 4-5 魅力ある都市拠点を整備する															
		政策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成（川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める）	広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口							12.6	13.9	13.4	13.9	14.4	万人	a	A
広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員							52.4	58.8	56.8	58.8	59.8	万人/日	a				
施策 4-5-2 個性を活かした地域生活拠点等の整備（新川崎・鹿島田・溝口・鷺沼・宮前平・登戸・向ヶ丘遊園駅周辺の魅力を高める）							A										
		地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅・溝口駅・鷺沼・宮前平駅・登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅周辺人口							17.5	18.8	18	18.4	18.7	万人	a	A	
		地域生活拠点（新川崎・鹿島田駅・溝口駅・鷺沼・宮前平駅・登戸・向ヶ丘遊園駅）の駅平均乗車人員							47.3	50	48.8	49.5	50.0	万人/日	a		
		政策 4-6 良好な都市環境の形成を推進する															
	施策 4-6-1 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（都市環境と調和した暮らしやすく魅力的な都市空間を創出する）							A									
	新築される建築物のうち、環境に配慮した建築物の割合							17	19.3	20	21	23	%	b	A		
	市街地開発事業等の制度を活用した取組の累積件数							6	9	8	9	11	件	a			

基本政策	政策	施策	成果指標の状況等							施策の進捗状況	
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	指標の達成度		
	政策 4-6	施策 4-6-2 地域の主体的な街なみ形成の推進（機能的で美しく、住んでいてこころよい街なみを創出する）								A	
		「川崎市景観計画」等に位置づけられる景観形成基準が遵守されている割合	15.5	26	26	31	41	%	a		
		「川崎市地区まちづくり育成条例」に基づく登録・認定団体の累計件数	12	25	20	24	32	件	a		
	政策 4-7 総合的な交通体系を構築する	施策 4-7-1 広域的な交通網の整備（首都圏における円滑な交通網を整える）								A	
		都市拠点から羽田空港までの平均所要時間	44	※	-	-	⇒ 約20%短縮	分	-		
		J R 南武線の最混雑時間帯における混雑率	195	R2.9月頃判明	186	185	180	%	-		
		施策 4-7-2 市域の交通網の整備（自動車での市内交通を円滑化する）	都市計画道路進捗率								B
			市内幹線道路における混雑時（朝タピーク時）の平均走行速度	16.9	15.9	-	⇒	17.8	km/h	-	
		政策 4-7-3 身近な交通環境の整備（地域の人々が生活しやすい交通環境を整える）	市内全路線バスの乗車人員数（1日平均）	31.6045	33.2	32.6	33.1	34.0	万人	a	A
			自転車に関わる交通事故件数	1,097	923	1,020	980	900	件	a	
施策 4-7-4 市バスの輸送サービスの充実（安全で快適な市バス輸送サービスを持続的に提供する）			有責事故発生件数（走行距離10万kmあたりの有責事故発生件数）	0.29	0.28	0.28	0.28	0.28	件	a	B
		お客様満足度	55.4	62	68.0	68.0	72.0	%	b		
		市バスの乗車人数（1日平均）	12.79	13.46	13.1	13.1	13.3	万人	a		
		政策 4-8 スポーツ・文化芸術を振興する	施策 4-8-1 スポーツのまちづくりの推進（スポーツを身近に感じ、楽しむ市民を増やす）								B
			週1回以上のスポーツ実施率	34.8	40.5	39.3	42.5	44.5	%	a	
			年1回以上の直接観戦率	30.4	32.5	32	33	35	%	a	
			スポーツを支える活動に年1回以上参加した人の割合	5.7	6.7	7	8	10	%	b	
			スポーツセンター等施設利用者数	261.8	294.3	270	276	276	万人	a	
	施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興（市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする）	市障害者スポーツ大会競技参加者数	359	422	399	415	447	人	a		
		施策 4-8-2 市民の文化芸術活動の振興（市内の文化芸術活動を推進し、一層市民に身近なものにする）								C	
		主要文化施設の入場者数	126.9	114.9	138	140.5	140.5	万人	c		
		年1回以上文化芸術活動をする人の割合	14.6	13.4	17	18	20	%	c		
		施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進（音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる）	「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合								C
ミュージアム・ホール・ホール主催・共催公演の入場者率	72		75.54	73.5	74	75	%	a			
「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合	18.4		16.3	22.5	25	30	%	c			
	政策 4-9 戦略的なシティプロモーション	施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成（市内外における市の認知度・好感度を高める）								C	
		シビックプライド指標 市民の市に対する「愛着」に関する平均値	6.0	5.4	6.3	6.5	7.0	点	c		
		シビックプライド指標 市民の市に対する「誇り」に関する平均値	5.0	4.7	5.3	5.5	6.0	点	c		
		隣接都市における、川崎市に良いイメージがあると感じている人の割合	50.3	35.5	52	53	55	%	c		
		施策 4-9-2 川崎の特性を活かした観光の振興（市内への集客及び滞在を増加させる）	主要観光施設の年間観光客数	1,504	1,560	1,748	1,856	2,100	万人	b	B
	宿泊施設の年間宿泊客数		178	217	193	198	210	万人	a		
	宿泊施設の年間宿泊客数【外国人】		15	28	22	23	25	万人	a		
	工場夜景・産業観光ツアーの年間参加者数		6,600	4,800	7,700	8,100	9,200	人	c		
		基本政策 5 誰もが生きがいを有する市民自治の地域づくり	政策 5-1 参加と協働により市民自治を推進する								C
			施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり（多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を進める）								
地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合			19.8	15.7	22	23	25	%	c		
町内会・自治会加入率			63.8	60.2	64	64	64	%	c		
市内認定・条例指定NPO法人数			8	14	16	22	30	団体	b		
施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進（市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う）		コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの応対満足度（総務企画局調べ）								A	
		必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合	37.5	40.9	40.5	42	45	%	a		
		施策 5-1-3 共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（市民満足度の高い区役所サービスを提供する）	区役所利用者のサービス満足度								A
			マイナンバーカード（個人番号カード）交付率	-	19.65	16	20	26	%	a	

基本 政策	政策	施策	成果指標の状況等							施策の 進捗 状況
			第1期 策定時	R1 実績値	R1 目標値	第2期 目標値	第3期 目標値	単位	指標の 達成度	
政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる										
施策 5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進（平等と多様性を尊重する意識を高める）										
平等と多様性が尊重されていると思う市民の割合			40.6	38.2	41	41	41	%	b	B
子どもの権利に関する条例の認知度（子ども）			45	※ -	-	52	55	%	-	
子どもの権利に関する条例の認知度（大人）			31.9	※ -	-	41	44	%	-	
施策 5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進（性別に関わりなく誰もが個性や能力を発揮できる環境を整える）										
男女が平等になっていると思う市民の割合			31.2	32.5	33	33	33	%	b	B
市の審議会等委員に占める女性の割合			31.5	31.2	38	40	40	%	c	

施策・成果指標の区分について

■ 指標の達成状況区分

- 目標値以上（100%以上）
- 現状値（個別目標値）以上～目標値未満
- 目標達成率 60%以上～現状値（個別設定値）未満
- 目標達成率 60%未満

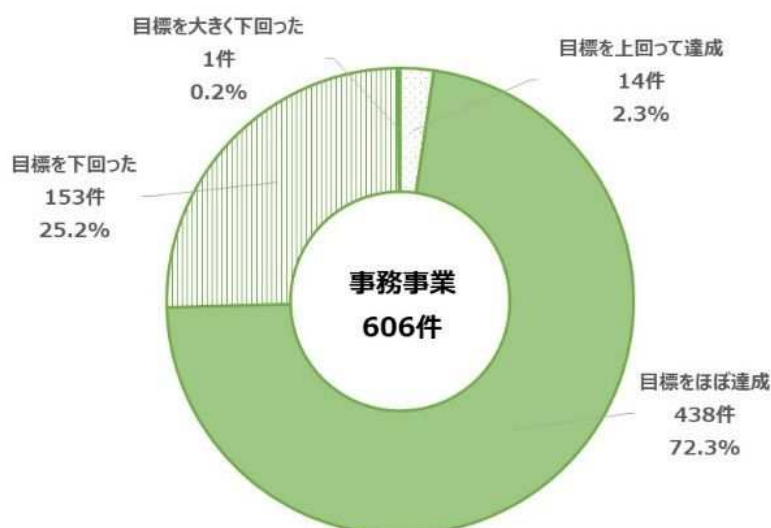
■ 施策の進捗状況区分

- 順調に推移している。（目標を達成している。）
- 一定の進捗がある。（目標達成に向けて進捗している。）
- 進捗は遅れている。（目標達成が遅れる可能性がある。）
- 進捗は大幅に遅れている。（目標達成が難しい可能性がある。）

（２）令和 2（2020）年度事務事業評価結果概要

- 第 2 期実施計画における 73 の施策の配下に位置づけた 606 の事務事業のうち、「目標を上回って達成した事務事業」が 14 件（2.3%）、「目標をほぼ達成した事務事業」が 438 件（72.3%）、「目標を下回った事務事業」が 153 件（25.2%）、「目標を大きく下回った事務事業」が 1 件（0.2%）あり、「目標を大きく上回って達成した事務事業」はありませんでした。
- 「目標を上回って達成した事務事業」及び「目標をほぼ達成した事務事業」を合わせた割合は 74.6%であり、新型コロナウイルス感染症等の影響によって例年よりも割合が低下したものの、一定程度進捗したものと考えています。
- 「目標を下回った事務事業」及び「目標を大きく下回った事務事業」としては、計画に掲げたイベント等が開催できず、参加者数等の数値目標を達成できなかったものなど、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことに起因するものが 85%を占めました。その他には、関係者等の調整に時間を要したことから事業に遅れが生じたものなどがありました。

<令和 2（2020）年度事務事業の達成状況区分別 件数・構成比>



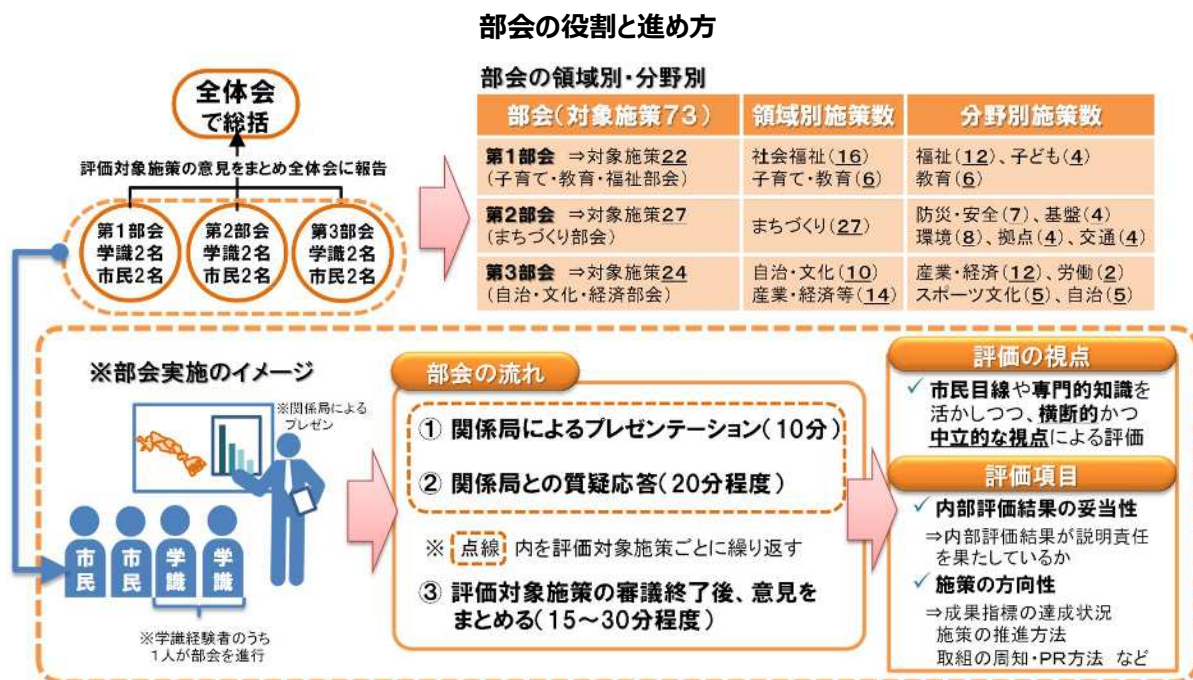
4 川崎市政策評価審査委員会における第2期実施計画施策評価（中間評価）の審議結果概要

（1）政策評価審査委員会の概要

- ・ 学識経験者6名と市民委員3名で構成される川崎市政策評価審査委員会において、総合計画における重要な政策等の評価に関して調査審議します。
- ・ 本委員会は、評価方針等の確認や部会で審議する施策の選定、部会における審議結果の確認を行うとともに、部会で審議していない施策等も含めて、すべての施策の進捗状況や成果指標の達成度を確認し、総括します。

（2）部会の役割と進め方

- ・ 選定した各施策を重点的に審議するため、学識経験者2名と市民公募委員2名の計4名で構成する領域別に分けた部会において、市の内部評価結果の妥当性等を確認し、施策をより効果的に推進するための意見をとりまとめ、部会の審議終了後、全体会（委員会）に報告されます。



（3）部会における評価対象施策の選定の考え方と審議結果

- ・ 委員会で確認した次の『選定の視点』に基づき、委員の意見や部会ごとのバランス等を考慮して、12の施策を選定しました。

選定の視点
① 計画策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、方向性の確認が必要な施策 ② 施策の達成状況等の確認が必要な施策 ③ 平成30年度・令和元年度に市が重点的に取組を進めており、部会で審議する必要性の高い施策 ④ 総合計画と連携する分野別計画等の改定が行われる施策

※上記視点の①・②については優先的に選定しています。

※委員会の意見、部会・審議対象となる局のバランスを考慮して選定しています。

※他の仕組（公共事業評価審査委員会等）で同様の評価等を行っており、外部評価の対象とする必要性が低い施策や、成果指標の達成度が1つも把握できない施策等については選定から除外しています。

政策評価審査委員会で選定された評価対象施策

部会	施策名	選定の視点	施策の進捗状況	内部評価結果の妥当性
第 1 部 会	施策 1-4-1 総合的なケアの推進	③、④	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進	①、③、④	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	①、③	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援	③	C.進捗は遅れている	妥当
第 2 部 会	施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進	④	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 3-2-1 地域環境対策の推進	②、④	C.進捗は遅れている	妥当
	施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成	③	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成	③	A.順調に推移している	妥当
第 3 部 会	施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進	①、③	A.順調に推移している	妥当
	施策 4-2-5 I C T（情報通信技術）の活用による 市民利便性の向上	①	B.一定の進捗がある	妥当
	施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進	②	C.進捗は遅れている	妥当
	施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた 情報共有の推進	③	A.順調に推移している	妥当

施 策		施策 1-4-1 総合的なケアの推進
施策の直接目標		多様な主体による地域での支え合いのしくみをつくる
成 果 指 標	①	高齢者のうち、介護を必要とする人（要介護・要支援認定者）の割合 【H26：17.07% ⇒ R1：18.81%(R1 目標値：18.77%)／指標達成度 c】
	②	地域包括ケアシステムの考え方の理解度 【H27：10.1% ⇒ R1：9.9%(R1 目標値：24%)／指標達成度 d】
	③	在宅チーム医療を担う人材育成研修の受講者累計数 【H26：308 人 ⇒ R1：923 人(R1 目標値：1,050 人)／指標達成度 b】
	④	介護予防の取組として、地域の活動に参加する人の割合 【H25：10.6% ⇒ R1：11%(R1 目標値：15%)／指標達成度 b】
	⑤	民生委員児童委員の充足率 【H27：90.5% ⇒ R1：81.6%(R1 目標値：96.7%)／指標達成度 c】
	⑥	認知症サポーター養成者数（累計） 【H26：24,034 人 ⇒ R1：68,088 人(R1 目標値：57,190 人)／指標達成度 a】
施策の進捗状況		B. 一定の進捗がある
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標②については、理解度や認知度が低い、若い世代への普及啓発が特に必要と分析しているが、確かに、すべての地域住民を対象とした地域包括ケアシステムの構築を目指す中で、全ての世代に対する周知も重要ではあるが、地域包括ケアシステムの取組においては、実際にケアを必要としている人やその関係者等の当事者が求めるニーズに十分に対応できているかという点こそが重要であるため、まずは当事者に対するアプローチをより一層強化・充実していくことが必要である。その上で、若い世代への周知を考える際には、オンラインでも参加可能な形でワークショップ等を開催するなど、現役世代も参加しやすい手法や取組について検討することを望む。 ●成果指標④については、市の取組を効果的なものとしていくため、アンケート調査の回答内容を、行政の役割等を踏まえつつ、具体的にどのような取組を意味して回答されたもののかなど、詳細に分析することを通じて、事業効果をより適切に評価していく必要があると考える。 ●成果指標⑤については、平成30年度に民生委員児童委員を対象に実施したアンケート調査において、負担に感じたこととして、「活動が多く時間的に忙し過ぎた」の割合が増加している一方で、欠員解消に必要なこととしては、「活動の負担の軽減」の割合が減少していることから、欠員が生じている要因をより複合的に分析し、充足率向上に向けた具体的な取組につなげていく必要がある。また、民生委員児童委員による取組を補充する意味でも、NPO等の関係団体との連携など、新たな取組について、あわせて検討していくことを望む。		

施 策		施策 1-4-5 障害者の自立支援と社会参加の促進
施策の直接目標		障害者が社会で活躍しやすい環境をつくる
成 果 指 標	①	障害福祉施設からの一般就労移行者数 【H26：180 人 ⇒ R1：271 人(R1 目標値：250 人)／指標達成度 a】
	②	障害者が社会参加しやすいまちだと思える市民の割合 【H27：30％ ⇒ R1：29.3％(R1 目標値：32％)／指標達成度 c】
施策の進捗状況		B. 一定の進捗がある
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●障害者の雇用・就労支援の取組として、短時間雇用創出プロジェクトや、「川崎就労定着プログラム（K－S T E P）」「多様な人たちが輝くためのパターン・ランゲージ」の普及、企業応援センターかわさきの開設など、非常に独自性のある取組を多く実施しており、高く評価できる。これらの取組の結果を施策の評価に適切に反映できるよう、成果を的確に把握できる仕組みを構築していくことを望む。 ●成果指標②については、広く市民全体の実感を把握する指標となっているが、本施策の成果をより適切に評価していくためには、障害者自身やその関係者等の当事者の実感に関する成果指標を設定することが必要である。 ●本施策では、就労支援のみならず、就職後の定着支援にも力を入れて取り組んでいることから、就職から 1 年後の定着率など、定着支援の取組の成果を評価することのできる成果指標についても設定することを望む。		

施 策		施策 2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり
施策の直接目標		子どもが安心して育つしくみをつくる
成 果 指 標	①	里親の登録数 【H26：116世帯 ⇒ R1：168世帯(R1目標値：141世帯)／指標達成度 a】
	②	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合 【H27：30.8% ⇒ R1：39%(R1目標値：41%)／指標達成度 b】
施策の進捗状況		B. 一定の進捗がある
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●本施策は、成果を数値で把握することが性質上難しい施策であるが、児童相談所や区役所等の現場の状況等も踏まえながら、本施策全体の成果をより適切に評価できるよう、新たな成果指標の設定について検討を進めていく必要がある。 ●成果指標②については、「ふつう」や「あまり進んでいない」等と回答された方々の理由をより詳細に分析することで、今後の更なる改善・対策につなげていくことを望む。 ●児童相談所の運営に当たっては、職員が疲弊することなく各事案に対して適切な支援を実施することができるよう、支援体制を適宜確認しながら、児童福祉司や常勤弁護士等の適切な配置や、職員の精神的な負担にも配慮した組織的な対応等の取組を引き続き推進していくことを望む。 ●様々な困難な事情を抱える子どもたちへの学習支援については、外国にルーツを持つ子どもたちを含めて、子どもたちが身近なロールモデルという目標を得て、夢や希望を持って学習に取り組むことができるよう、NPO等の関係団体と十分に連携を図るとともに、給付型奨学金等の既存の取組とうまく連動させながら、より積極的ににかかわりきめ細やかな支援を進めていくことを望む。		

施 策		施策 2-3-2 自ら学び、活動するための支援
施策の直接目標		市民が生き生きと学び、活動するための環境をつくる
成 果 指 標	①	教育文化会館・市民館・分館の社会教育振興事業参加者数 【H26：8.9万人 ⇒ R1：6.8万人(R1 目標値：9.05万人)／指標達成度 c】
	②	教育文化会館・市民館・分館施設利用率 【H26：56.6% ⇒ R1：53.2%(R1 目標値：57.1%)／指標達成度 c】
	③	市立図書館・分館における図書館の入館者数 【H26：433.7万人 ⇒ R1：386万人(R1 目標値：436万人)／指標達成度 c】
	④	学校施設開放の利用者数 【H26：260.9万人 ⇒ R1：一万人(R1 目標値：264.35万人)／指標達成度－】
	⑤	社会教育振興事業を通じて新たなつながりが増えた割合 【H27：67.5% ⇒ R1：56.7%(R1 目標値：69.75%)／指標達成度 c】
施策の進捗状況		C. 進捗は遅れている
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●「コミュニティカフェの運営」等をテーマとした市民エンパワーメント研修や、宮前図書館の司書と地域包括支援センターとの連携による「認知症の人にやさしい小さな本棚」の設置、特別教室の更なる活用に向けた「Kawasaki 教室シェアリング」など、非常に面白い試みを多く実施しており、定性的な視点からも評価できる。 ●市民館・図書館の利用向上に向けては、現在、どういった方々が、どの程度の頻度で、どういった目的で利用されているのかなど、細部まで分析を行い、利用者のニーズを詳細に把握することで、より効果的な取組につなげていくことを望む。また、特に利用を促進するターゲット層を設定し、その層に対して集中的にアプローチするなどのメリハリを付けた取組も検討していくことを望む。 ●社会教育振興事業については、人と人とのつながりの構築を目的の一つとして実施しており、他の多くの施策に大きな影響を与える非常に重要な事業であると考え。その意味でも、事業参加者を対象に実施しているアンケート調査については、成果指標⑤の項目に限らず、参加者が何に興味を持ち、何を目的として参加しており、何に満足しているのかなど、結果を詳細に幅広く分析することで、より魅力的で、より多くのつながりが生まれる事業となるよう改善につなげていく必要がある。また、本事業を通じて市民が得た学びが実際に地域に還元されるよう、事業実施後の参加者の自主的な活動を確認するなどのフォローアップ等の取組についても一層推進するとともに、そうした取組をしっかりと評価できるよう検討していくことを望む。さらに、昨今の行政のデジタル化の動向を踏まえ、高齢者のデジタルデバインドが懸念される中、本事業におけるそのような視点からの学級・講座の設定についても検討していくことを望む。 ●学校施設開放については、市民館等に比べ利用しにくいなどの声もあることから、現場の実態を十分に把握しながら、更なる利用の促進に向けて、運用面での改善等について検討していくことを望む。		

施 策		施策 1-1-3 まち全体の総合的な耐震化の推進
施策の直接目標		地震発生時の建築物等の倒壊による被害を減らす
成 果 指 標	①	特定建築物の耐震化率 【H27：92% ⇒ R1：93.7%(R1 目標値：94.3%)／指標達成度 b】
	②	住宅の耐震化率 【H27：92% ⇒ R1：93.0%(R1 目標値：94.3%)／指標達成度 b】
	③	橋りょうの耐震化率 【H27：47% ⇒ R1：60%(R1 目標値：55%)／指標達成度 a】
施策の進捗状況		B. 一定の進捗がある
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●特定建築物や住宅の耐震改修促進に向けて、建築物の種類や規模等を踏まえて優先順位をつけながら取組を進めているとのことだが、今後は、優先順位別の取組の進捗状況を把握しながら、これまで実施してきた様々な普及啓発等の取組について、それぞれの効果を検証し、より効果的な取組として実施することが必要である。特に共同住宅の耐震改修促進については、管理組合だけでなく区分所有者への啓発等も重要な取組と考えられ、比較的早い時期から共同住宅が増えてきた川崎市において先進的な事例を積み上げられるよう取り組んでいくことを望む。 ●全体的に耐震化率が向上する中、耐震性が不足する建築物の所有者により難しい事情を抱える方が多くなってきている状況において、代替策として市民の生命を守ることに重点を置き、耐震シェルターや防災ベッド設置費用の一部助成にも取り組んでいる点は評価できる。今後は、耐震化率の向上とあわせて、耐震シェルター等の設置助成についても利用を促進するなど、生命を守るという優先度を踏まえた取組を推進していくことを望む。 ●成果指標①及び②については、市の耐震改修促進に向けた取組とは直接的に関係なく、単に住宅等が更新・新設されることで数値が向上する面もあるため、今後の目標値については、そういった面の直近のトレンドも十分に踏まえながら見直しを検討していく必要がある。また、建築物の種類や規模等に応じた取組の優先順位別に耐震化率を示すなど、市の取組の成果をより見える化できるような指標をあわせて設定するよう検討していく必要がある。		

施 策		施策 3-2-1 地域環境対策の推進
施 策 の 直 接 目 標		空気や水などの地域環境を守る
成 果 指 標	①	光化学スモッグ注意報の発令日数 【H26：6日 ⇒ R1：5日(R1目標値：1日)／指標達成度 d】
	②	二酸化窒素の環境基準を達成した測定局の割合 【H26：94.4% ⇒ R1：100%(R1目標値：100%)／指標達成度 a】
	③	河川の BOD、COD 環境目標値達成率 【H26：100% ⇒ R1：87.5%(R1目標値：100%)／指標達成度 c】
施 策 の 進 捗 状 況		C. 進捗は遅れている
内 部 評 価 結 果 の 妥 当 性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標①については、今回は目標未達成となったところであるが、今後も発令日数0日の達成に向けて、引き続き市として取組を進める必要がある一方で、市の取組だけでは達成し得ない課題でもあることから、九都県市など首都圏の他自治体との広域的な連携による取組についても、活動目標等を定めながら一層推進していくことを望む。 ●大気に関する指標については、市の取組の成果をより直接的に評価できるよう、「光化学スモッグ注意報の発令日数」に加えて、市の取組との相関関係がより強い、中間的な成果指標の設定について、国における調査研究の動向も踏まえながら検討を進めていくことを望む。 ●水質に関する指標については、成果指標③が設定されているところであるが、市で独自に設定している COD の指標に関しては、対策にかかる費用とその効果も踏まえ、今後どの程度の水準まで求めていくべきであるのか改めて精査する必要がある。また、BOD、COD は専門的な指標であり、いずれも市民にとっては分かりにくいと考えるため、例えば目標とする水準がどのような水生生物が生息できる水質を意味するのかを示すなど、市民にも分かりやすい形に指標設定を見直す必要がある。		

施 策		施策 3-3-1 協働の取組による緑の創出と育成
施策の直接目標		多様な主体との協働、連携により緑を育む
成 果 指 標	①	緑のボランティア活動の累計か所数 【H26：2,355箇所 ⇒ R1：2,337箇所(R1目標値：2,400箇所)／指標達成度 c】
	②	市民100万本植樹運動による累計植樹本数 【H26：61万本 ⇒ R1：103万本(R1目標値：83万本)／指標達成度 a】
施策の進捗状況		B. 一定の進捗がある
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標②については、加速度的に進捗し、既に当初の目標を達成しており一定の評価ができる。一方で、「緑を育む」という本施策の直接目標のとおり、緑を増やすことだけではなく、当然それらをしっかりと維持管理していくことが不可欠であるため、今後は維持管理にも重点を置いて取り組んでいくとともに、その取組結果を適切に評価していくことを望む。また、大規模な剪定などの行政が担う部分と、美化などの市民に担っていただく部分との役割分担を改めて整理し、まちの魅力向上への影響度を踏まえた公園ごとの優先順位等も含め、効果的・効率的な維持管理体制を検討していく必要がある。 ●成果指標①については、ボランティア活動にかかわる方々の高齢化や世代交代の停滞が課題となる中、保育所や企業のCSR活動と連携した緑の愛護活動等にも取り組んでおり、一定の評価ができる。今後も保育所や企業等の多様な主体とより連携し、良い関係を構築しながら、新たな主体にも様々な形で緑の愛護活動等に参加いただけるよう取組を一層推進し、それらを含めて成果として把握し評価していくことを望む。 ●公園の利活用に関しては、ボール遊びができないこと等を理由に利用されていないところなど、有効に活用できていないところが多くみられるが、一方で、地域での話し合いの結果、ボール遊びが可能となった公園もあることから、今後は、そういった事例を他の公園へも広く展開するとともに、屋外活動の魅力向上に向けた新たな仕掛けづくりにも取り組むなど、一層柔軟な利活用を推進することで、より多くの市民にとって利用しやすい公園が増えていくよう取組を進めていくことを望む。		

施 策		施策 4-5-1 魅力にあふれた広域拠点の形成
施策の直接目標		川崎・武蔵小杉・新百合ヶ丘駅周辺の魅力を高める
成 果 指 標	①	広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅周辺人口 【H26：12.6万人 ⇒ R1：13.9万人(R1目標値：13.4万人)／指標達成度a】
	②	広域拠点（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）の駅平均乗車人員 【H25：52.4万人/日 ⇒ R1：58.8万人/日(R1目標値：56.8万人/日)／指標達成度a】
施策の進捗状況		A. 順調に推移している
内部評価結果の妥当性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標①及び②のいずれも目標を達成している点は一定の評価ができる。一方で、現在の成果指標については、規模を大きくしていく観点から設定されたもののみであり、混雑などの規模が大きくなることによって生じる影響が考慮されていない指標構成となっており大きな課題である。この点、今後、市が JR 東日本等と連携して取組を進める混雑緩和対策の成果を見える化するという意味でも、ピーク時間帯の混雑状況等を成果指標として設定するなど、規模拡大と、それによって生じる課題等の両方の観点から評価することができる指標構成となるよう指標を追加する必要がある。また、駅周辺の居住者の暮らしへの満足度など、質的な観点からの成果指標の設定についてもあわせて検討していくことを望む。 ●成果指標②の駅平均乗車人員について、来街者と通勤通学者とではその意味合いが異なることから、本施策が目指す方向性が成果指標としてもより明確に表れるようにするため、最新の I C T 技術を含めて、様々なデータを活用しながら、目的別や時間帯別の人員の把握等を進め、本施策が目指す効果を的確に把握できる指標を設定することについて検討していく必要がある。 ●本施策については、人が集積するリスクへの対応など、新型コロナウイルス感染症による行動変容の影響を大きく受ける可能性のある施策と考えられるため、それぞれの成果指標の目標設定に当たっては、今後の社会の動向を十分に見極めながら施策の方向性に合致した目標設定となるよう留意する必要がある。		

施 策	策	施策 4-2-1 ベンチャー支援、起業・創業の促進
施 策 の 直 接 目 標		次代を支える産業を創出するため、市内での起業を盛んにする
成 果 指 標	①	起業支援による年間市内起業件数 【H26：62件 ⇒ R1：160件(R1目標値：90件)／指標達成度 a】
	②	かわさき新産業創造センター（K B I C）の入居率 【H26：90% ⇒ R1：74%(R1目標値：70%)／指標達成度 a】
施 策 の 進 捗 状 況		A. 順調に推移している
内 部 評 価 結 果 の 妥 当 性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標①について、実績が目標を大きく上回ったことは評価できる。一方で、市の取組が企業ニーズに合致したものとなっているかや、取組（アウトプット）と成果（アウトカム）との関係性が必ずしも明らかではないこと等から、企業への調査や意見聴取等を実施し、伴走型支援と総合的な入口支援などの取組ごとに効果を可視化することも含めて、より詳細に取組内容を分析していく必要がある。また、そうした分析を通じて、選択と集中の観点から、より企業ニーズが高く、大きな効果の見込まれる取組を重点的に実施していくことを望む。また、既に第3期実施計画の目標値を大きく上回る実績を上げており、今後、新型コロナウイルス感染症の影響等も見極めながら、適切な目標値の設定について検討していく必要がある。 ●かわさき新産業創造センターに入居していた企業の事業継続率については、以前の調査結果によると全国平均を上回る高い状況であったが、なぜ高い継続率となったのかその要因について分析するとともに、事業継続率を成果として定期的に把握していくことを望む。また、新産業の創出や起業化などの事業の継続性については、全国的にも課題となっていることから、先導的なモデルとなるよう、その取組や成果等を積極的にPRしながら事業推進していくことを望む。		

施 策	策	施策 4-2-5 I C T（情報通信技術）の活用による市民利便性の向上
施策の直接目標	I C Tにより、行政サービスを一層手軽に利用できるようにする	
成 果 指 標	①	提供しているオープンデータのデータセット数 【H26：27 件 ⇒ R1：226 件(R1 目標値：200 件)／指標達成度 a】
	②	提供しているオープンデータのダウンロード数 【H26：2,000 件 ⇒ R1：3,942 件(R1 目標値：4,500 件)／指標達成度 b】
	③	電子申請システムの利用件数 【H26：103,400 件 ⇒ R1：226,491 件(R1 目標値：159,000 件)／指標達成度 a】
施策の進捗状況	B. 一定の進捗がある	
内部評価結果の妥当性	妥当と判断	
附 帯 意 見		
●新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・産業、社会生活が急速に変化していく中で、I C Tの活用という本施策が担う役割は以前にも増して極めて重要なものとなっており、窓口の混雑解消など、市民サービスの利便性向上にも寄与することから、今後は行政手続のオンライン化等の取組をスピード感をもって一層推進していく必要がある。手続のオンライン化に関しては、各手続の窓口申請とオンライン申請のそれぞれの件数やその比率を経年的に確認すること等により、オンライン申請に対するニーズ等も分析したうえで、電子申請割合向上の視点も持ちながら、オンライン申請可能な手続を増やしていくことを望む。また、成果指標③については、令和元年度の実績が既に第3期実施計画の目標値を超えており、「新しい生活様式」の定着によって今後増加傾向になることも見込まれる中で、適切な目標値への見直しが必要である。 ●成果指標①及び②については、オープンデータを利用される企業等との対話の機会を持ちながら、ニーズをより詳細に把握するとともに、ダウンロードされたデータの活用用途を体系的に確認すること等により、利用される側のニーズに沿ったデータセットを提供することでダウンロード数の増加につながるような効果的な事業展開を図っていく必要がある。 ●「市民利便性の向上」という本施策の目的に鑑み、本施策の取組が実際にどの程度市民の利便性の向上につながったのかについて、具体的な効果を把握し評価する手法についても検討していくことを望む。		

施 策	策	施策 4-8-3 音楽や映像のまちづくりの推進
施 策 の 直 接 目 標		音楽や映像を活用して、都市の魅力向上や地域の活性化につなげる
成 果 指 標	①	「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合 【H27：53.3% ⇒ R1：51.8%(R1 目標値：56%)／指標達成度 c】
	②	ミューザ川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率 【H26：72% ⇒ R1：75.54%(R1 目標値：73.5%)／指標達成度 a】
	③	「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合 【H27：18.4% ⇒ R1：16.3%(R1 目標値：22.5%)／指標達成度 c】
施 策 の 進 捗 状 況		C. 進捗は遅れている
内 部 評 価 結 果 の 妥 当 性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標①及び③の進捗状況は非常に厳しい状況にあり、これまでの長年の取組は高く評価できるものの、今後はこれまでの取組の延長では成果指標の目標達成は困難であると考え。このため、成果指標①及び③の結果から明らかとなっている年代別や地域別の課題を踏まえ、それぞれの特性を考慮するとともに、新型コロナウイルス感染症を契機とした市民の行動変容等によるニーズの変化等も的確に捉えながら、取組が一層進んでいると市民が実感できるような、より工夫を凝らした新たな取組を打ち出し、目標達成に向けて強力に推進していく必要がある。 ●成果指標③については、「知っていること」と「評価できること」という「認知」と「評価」の両面を求める要求水準の高い内容となっている。成果に対する市の取組の寄与度も含めて評価する趣旨であることは理解するが、「評価」の面に焦点を当てることで施策の目的に対する成果をより広く捉えることが可能になると考えられることから、そうした観点を踏まえた指標の追加設定等についても検討していく必要がある。また、「音楽のまち」「映像のまち」のいずれの取組も、市が実施するイベントの開催回数やその入場者数などを補足指標として幅広く示すことで、より総合的に効果や成果を捉えられるようにしていく必要がある。		

施 策	策	施策 5-1-2 迅速で的確な広報・広聴と市民に開かれた情報共有の推進
施 策 の 直 接 目 標		市民の意見を幅広く聴取するとともに、分かりやすい情報発信を行う
成 果 指 標	①	コンタクトセンター内サンキューコールかわさきの対応満足度 【H27：4.9点 ⇒ R1：4.9点(R1 目標値：4.9点)／指標達成度 a】
	②	必要な市政情報を得ることができていると思う人の割合 【H27：37.5% ⇒ R1：40.9%(R1 目標値：40.5%)／指標達成度 a】
施 策 の 進 捗 状 況		A. 順調に推移している
内 部 評 価 結 果 の 妥 当 性		妥当と判断
附 帯 意 見		
●成果指標②については、アンケート結果を年代別に見ると、50歳代以上で比較的高く、40歳代以下で比較的低い傾向が見られる。広報の様々な取組は評価できるが、年代別の結果を、各広報媒体との関係性の視点からしっかりと分析することで、各年代が情報を得やすいと感じる媒体をより積極的に活用するなど、各年代に対する各広報媒体の特徴を活かしたより効果的な広報の実施につなげていく必要がある。また、広報は様々な部署で様々な取組を実施しているが、各部署が持っている情報や広報における強み等を、意識的に全庁で連携・共有し融合化していくことで、より効果的に広報を実施していくことを望む。 ●市政だよりについては、読みやすいデザインで分かりやすく評価できる。一方で、情報発信の迅速性や情報量の面では課題もあるため、ホームページ等による情報発信により、その部分をうまく補完していく必要がある。また、川崎市では1日号を町内会・自治会を通じて配布する形式をとっており、紙媒体であることのメリットや、コミュニティ活動における効果は評価できるものの、コストや町内会・自治会の負担感等の課題もあることから、他都市における様々な事例も参考にしながら、今後の配布方法について検討していくことを望む。 ●広聴については、市民から寄せられた様々な意見と、それを基にして実現した取組とを定量化し、経年的かつ分野ごとに整理していくことで、市民の声が市政に反映されているということを示していくことも必要である。		

政策評価審査委員会における総括について

施策全体の評価結果としては、一部の施策において、成果指標の実績値が第 1 期実施計画策定時を下回るものや、取組に遅れが生じているものが見受けられたものの、多くの施策については、成果指標の実績値が第 1 期実施計画策定時を上回り、掲げた目標に向かって一定進捗していると認められました。一方で、「施策 4-9-1 都市イメージの向上とシビックプライドの醸成」や「施策 5-1-1 市民参加の促進と多様な主体との協働・連携のしくみづくり」については、第 1 期実施計画の総括評価から連続して評価結果が「C」となっており、今後の進捗状況を十分に注視していく必要があります。

また、本委員会での審議結果を踏まえ、第 3 期実施計画の策定に向けて、現在設定している成果指標を改めて点検するとともに、定性的な成果を幅広く捉えることで、施策全体をより適切に評価していくなど、より効果的な評価の仕組みとなるよう更に改善を図っていくこと等を期待し、次のとおり意見をまとめました。

（１）第 3 期実施計画における成果指標の見直しによる施策の効果測定の精度向上

施策全体のうち一部の取組の効果しか捉えられない成果指標で構成されている施策や、市民全体だけでなく当事者を対象とした指標も必要と思われる施策、外部要因の影響が大きく市の取組だけでは目標達成が困難な指標が設定されている施策など、市の取組の効果を測定する上で課題のある指標設定となっている施策が見受けられました。

このため、施策の取組全体を意識した新たな指標や、当事者に焦点を当てた指標、市の取組との相関関係がより強い中間的な指標を追加するなど、第 3 期実施計画の策定に向けて、成果指標を改めて点検し、より適切に幅広く施策の効果を評価できる指標設定となるよう見直しを図る必要があります。

また、背景にある人々の価値観や社会のあり方などに多様化や変化が見られる施策については、従来の指標のみにとらわれず、そうした新たな変化を踏まえた施策の方向性にも対応する指標の設定について検討していく必要があります。

さらに、令和元年度の実績が既に第 3 期実施計画の目標値を上回っている指標も見受けられたことから、目標値の見直しについても、あわせて検討していく必要がありますが、見直しに当たっては、単純に更に高い目標値を設定すれば良いということではなく、目標値を達成することで市民等が得るベネフィットと達成するためにかかるコストとのバランスや、目標値を目指す意義、科学的根拠などにも留意し、適切な目標値としていくことが必要と考えます。

（２）定性的な成果の幅広い把握によるより適切な評価の実施

定量的な数値だけで効果を測ることが困難な施策も見受けられることから、設定した成果指標による評価だけにこだわることなく、新たな取組や創意工夫による改善などの効果を、定性的な成果等として、これまで以上に幅広く捉え、総合的に施策を評価していく必要があります。このことは、新しいことにチャレンジしようとする職員の意識や働く意欲にも影響を与えるものと考えられることから、そうした観点からも重要な取組であると考えます。

（３）取組の改善に向けたより詳細な成果分析の実施

施策評価においては、成果指標等の達成状況を詳細に分析し、目標を達成できた要因やできなかった要因を明確にすることで、次に向けた課題を具体的に整理し、しっかりと根拠に基づいて取組の改善を図っていくことが重要です。

しかしながら、属性別の傾向を把握するに留まっているものなど、分析が十分とは言えないものも見受けられたことから、例えば、成果指標等の結果と市の様々な取組との関係性を整理しながら、成果に結びついた効果的な取組を明らかにしていくことや、アンケート調査における満足度や評価が低い方々の自由意見をしっかりと確認することでその理由を明らかにしていくことなど、結果をより詳細に分析することで、取組がより効果的なものとなるよう更なる改善につなげていく必要があります。

（４）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた今後の的確な対応

施策によっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための「新しい生活様式」の定着や行動変容等による影響を大きく受けることが想定されます。そのため、今後、社会の変化に応じて柔軟に施策を展開できるよう、社会動向を十分に見極めながら施策の方向性を検討し、的確に対応していくことを強く望みます。

あわせて、成果指標やその目標値の見直しに当たっては、これまでのイベント参加者数や施設入場者数などの人が集うことや来場を前提とした視点での指標以外の新たな指標を設定するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策の方向性に合致した目標設定となるようしっかりと検討していく必要があります。

また、第２期実施計画の総括評価においては、新型コロナウイルス感染症の影響により成果指標等の目標を達成できない施策が出てくることも見込まれますが、外部要因の影響を十分に考慮しながら分析を行うことで、市の取組の有効性をきちんと検証し、その後の施策展開に生かしていくことが重要と考えます。

5 令和元（2019）年度 川崎市総合計画に関する市民アンケート結果概要

（１）調査の目的・概要

- 平成 28（2016）年 3 月に策定した「川崎市総合計画」におけるさまざまな分野の市の取組について、市民生活の向上にどのようにつながったかを分かりやすく示すために設定した「市民の実感指標」が、掲げた目標にどれだけ近づくことができたのか進捗状況を確認するため、アンケート調査を実施しました（令和 2（2020）年 2 月 14 日～3 月 6 日）。

調 査 対 象	川崎市在住の満 18 歳以上の男女個人
調 査 数	3,000 人
調 査 方 法	郵送によるアンケート調査
有効回収数	1,545 標本
有効回収率	51.5%
調 査 内 容	市民生活やまちづくりに関するいくつかのテーマについて、 川崎市民 の生活意識や市政に対する意識等を調査（設問項目：29 項目）
回 答 肢	●5 段階評価方式 ①そう思う ②やや思う ③どちらでもない ④やや思わない ⑤思わない ●2 項目選択方式（有無） ※アンケート項目 No.8 及び No.27 のみ ①ある ②ない
調査結果の 用 途	川崎市総合計画において設定した「市民の実感指標」を確認し、第 3 期実施計画の策定や市の取組改善等に活用します。

（２）調査項目

No	設問	略称	No	設問	略称
1	災害に強いまちづくりは進んでいると思うか	災害	16	市内産業に活力があり、事業者が元気なまちであると思うか	産業活力
2	安全・安心な日常生活を送っていると思うか	安全・安心	17	新しいビジネスが生まれているまちだと思うか	新ビジネス
3	上下水道サービスについて満足しているか	上下水道	18	ICT の活用が進んでいると思うか	ICT 推進
4	高齢者や障害者がいきいきと生活できる環境が整っていると思うか	福祉環境	19	臨海部の経済活動が盛んであると思うか	臨海部
5	社会保障制度に基づく市の取組が市民の経済的な不安の解消に役立っていると思うか	社会保障	20	市内の拠点駅（川崎駅・武蔵小杉駅・新百合ヶ丘駅）周辺に魅力や活気はあると思うか	拠点駅
6	安心して医療を受けることができているか	医療	21	市内の地域生活拠点駅（新川崎・鹿島田駅、武蔵溝ノ口駅、鷺沼・宮前平駅、登戸・向ヶ丘遊園駅）の周辺について、にぎわいや魅力があると思うか	地域拠点駅
7	子育て環境の整ったまちだと思うか	子育て	22	市内に美しいまち並みが保たれていると思うか	まち並み
8	この 1 年間に生涯学習をしたことがあるか（有無）	生涯学習	23	交通利便性の高いまちだと思うか	交通利便性
9	自分の知識や技術を地域や社会に活かしたいと思うか	地域貢献	24	文化・芸術活動の盛んなまちだと思うか	文化・芸術
10	環境に配慮した生活を送っているか	環境（自）	25	スポーツの盛んなまちだと思うか	スポーツ
11	市内の空気や川などの水がきれいになったと思うか	空気・川	26	市に、魅力やよいイメージがあると思うか	市の魅力
12	ごみを減らす取組を行っているか	ごみ減量	27	町内会や市民活動など、地域活動に参加しているか（有無）	地域活動
13	市内にある自然や公園に満足しているか	自然・公園	28	市政に対する市民の意見や要望を伝える機会等を市が備えていると思うか	市民参画
14	住環境（住みやすさ）に満足しているか	住環境	29	市民の人権や平和に対する意識が高いと思うか	人権・平和
15	市が働きやすいまちだと思うか	労働環境			

(3) 調査結果

No.	分類	積極的回答 (①+②)	③						中間の回答 (③どちらとも いえない)	策定時比 増減	消極的回答 (④+⑤)	策定時比 増減	④ あまりそう 思わない	策定時比 増減	⑤ そう思わない (いいえ)	策定時比 増減		
			策定時比 増減	① そう思う (はい)	策定時比 増減	② やや そう思う	策定時比 増減											
1	災害	18.8%	↗	+3.2pt	3.8%	▲0.3pt	15.0%	+3.5pt	48.1%	↘	▲7.3pt	31.9%	↗	+4.6pt	17.3%	+2.5pt	14.6%	+2.1pt
2	安全・安心	62.4%	↗	+8.3pt	23.4%	+1.5pt	39.0%	+6.9pt	24.1%	↘	▲8.2pt	12.2%	↘	▲0.5pt	7.1%	▲0.2pt	5.1%	▲0.3pt
3	上下水道	62.3%	↗	+1.7pt	29.3%	▲2.1pt	33.0%	+3.8pt	26.3%	↗	+0.2pt	9.9%	↘	▲2.4pt	5.6%	+0.2pt	4.3%	▲2.6pt
4	福祉環境	28.2%	↗	+7.5pt	7.2%	+2.2pt	21.0%	+5.3pt	47.6%	↘	▲2.3pt	22.6%	↘	▲6.1pt	13.3%	▲0.5pt	9.3%	▲5.6pt
5	社会保障	22.9%	↗	+6.3pt	5.7%	+0.4pt	17.2%	+5.9pt	56.8%	↗	+1.1pt	18.1%	↘	▲8.1pt	10.9%	▲2.5pt	7.2%	▲5.7pt
6	医療	62.4%	↗	+8.6pt	25.6%	+3.0pt	36.8%	+5.6pt	23.9%	↘	▲1.7pt	12.4%	↘	▲7.5pt	7.4%	▲3.1pt	5.0%	▲4.5pt
7	子育て	32.2%	↗	+5.3pt	7.7%	+1.2pt	24.5%	+4.1pt	43.6%	↗	+1.7pt	21.3%	↘	▲8.1pt	12.2%	▲1.9pt	9.1%	▲6.2pt
8	生涯学習	23.3%	↘	▲1.9pt	23.3%	▲1.9pt	-	-	-	-	-	75.7%	↗	+2.8pt	-	-	75.7%	+2.8pt
9	地域貢献	53.6%	↗	+2.8pt	27.4%	▲1.6pt	26.2%	+4.4pt	29.3%	↘	▲0.7pt	15.7%	↘	▲1.5pt	8.5%	+0.6pt	7.2%	▲2.1pt
10	環境(自)	49.9%	↘	▲3.3pt	14.9%	▲2.3pt	35.0%	▲1.0pt	36.2%	↗	+3.1pt	12.9%	↗	+0.9pt	7.5%	+1.1pt	5.4%	▲0.2pt
11	空気・川	49.3%	↘	▲6.3pt	18.6%	▲6.2pt	30.7%	▲0.1pt	35.3%	↗	+6.9pt	13.8%	↘	▲0.3pt	7.1%	+0.2pt	6.7%	▲0.5pt
12	ごみ減量	82.2%	↘	▲4.4pt	47.8%	▲9.9pt	34.4%	+5.5pt	12.4%	↗	+4.3pt	4.6%	↗	+0.9pt	3.0%	+0.7pt	1.6%	+0.3pt
13	自然・公園	45.7%	↗	+1.3pt	14.8%	▲1.6pt	30.9%	+2.9pt	29.8%	↘	▲0.3pt	23.2%	↘	▲0.6pt	14.3%	+1.5pt	8.9%	▲2.1pt
14	住環境	65.2%	↗	+5.6pt	26.1%	+2.0pt	39.1%	+3.6pt	20.5%	↘	▲1.8pt	13.4%	↘	▲3.0pt	9.0%	+0.6pt	4.4%	▲3.7pt
15	労働環境	33.0%	↗	+3.3pt	10.8%	+2.0pt	22.2%	+1.4pt	54.6%	↘	▲0.9pt	10.4%	↘	▲3.0pt	5.9%	▲0.1pt	4.5%	▲2.9pt
16	産業活力	33.6%	↗	+5.3pt	9.3%	+2.2pt	24.3%	+3.1pt	52.7%	↘	▲1.9pt	11.9%	↘	▲3.9pt	7.4%	▲2.4pt	4.5%	▲1.5pt
17	新ビジネス	22.5%	↘	▲1.9pt	5.7%	▲1.3pt	16.8%	▲0.6pt	50.1%	↗	+2.3pt	25.6%	↘	▲0.7pt	14.9%	+0.3pt	10.7%	▲1.0pt
18	ICT推進	27.5%	↗	+4.6pt	5.8%	+0.6pt	21.7%	+4.0pt	50.4%	↘	▲5.5pt	20.2%	↗	+1.6pt	12.0%	+1.8pt	8.2%	▲0.2pt
19	臨海部	29.3%	↗	+1.9pt	8.3%	▲1.4pt	21.0%	+3.3pt	55.7%	↘	▲0.1pt	12.1%	↘	▲2.0pt	8.0%	+0.1pt	4.1%	▲2.1pt
20	拠点駅	63.2%	↘	▲6.8pt	27.1%	▲6.5pt	36.1%	▲0.3pt	20.8%	↗	+3.4pt	14.4%	↗	+3.2pt	7.9%	+1.7pt	6.5%	+1.5pt
21	地域拠点駅	39.0%	↘	▲13.6pt	14.1%	+2.6pt	24.9%	▲16.2pt	27.1%	↗	+7.6pt	32.9%	↗	+6.9pt	18.3%	+0.2pt	14.6%	+6.7pt
22	まち並み	31.1%	↗	+1.3pt	7.8%	+0.7pt	23.3%	+0.6pt	38.9%	↘	▲0.1pt	28.7%	↘	▲1.5pt	17.3%	+1.7pt	11.4%	▲3.2pt
23	交通利便性	67.2%	↗	+5.2pt	35.4%	+0.7pt	31.8%	+4.6pt	18.6%	↗	+0.2pt	13.2%	↘	▲5.6pt	6.9%	▲3.1pt	6.3%	▲2.4pt
24	文化・芸術	48.5%	↗	+0.5pt	15.7%	+0.4pt	32.8%	+0.1pt	38.4%	↗	+0.8pt	11.9%	↘	▲1.1pt	7.2%	▲1.1pt	4.7%	+0.0pt
25	スポーツ	58.6%	↗	+11.0pt	22.3%	+7.3pt	36.3%	+3.7pt	31.5%	↘	▲7.9pt	8.7%	↘	▲2.8pt	5.5%	▲1.7pt	3.2%	▲1.1pt
26	市の魅力	39.0%	↘	▲1.7pt	9.6%	+1.6pt	29.4%	▲3.3pt	36.7%	↘	▲4.9pt	22.9%	↗	+5.2pt	14.1%	+2.1pt	8.8%	+3.1pt
27	地域活動	24.7%	↘	▲5.6pt	24.7%	▲5.6pt	-	-	-	-	-	74.5%	↗	+6.0pt	-	-	74.5%	+6.0pt
28	市民参画	20.1%	↗	+2.0pt	4.7%	+0.0pt	15.4%	+1.9pt	54.5%	↗	+3.7pt	23.9%	↘	▲5.8pt	12.4%	▲2.6pt	11.5%	▲3.2pt
29	人権・平和	23.3%	↗	+3.2pt	5.4%	+0.6pt	17.9%	+2.6pt	54.4%	↘	▲4.2pt	20.5%	↗	+0.7pt	11.8%	+1.3pt	8.7%	▲0.5pt
		計画策定時比 増減の平均		+1.5pt		▲0.4pt		+2.0pt			▲0.5pt			▲1.1pt		▲0.1pt		▲1.0pt

※策定時比増減：第1期実施計画策定時（平成27（2015）年度）との増減の比較

第3期実施計画の策定スケジュール

令和3（2021）年8月

第3期実施計画 基本的な考え方 公表



第3期実施計画策定に向けた
市民意見の募集

令和3（2021）年11月

第3期実施計画 素案 公表



「素案」に対する
パブリックコメント手続の実施

令和4（2022）年2月

第3期実施計画 案 公表



令和4（2022）年3月

第3期実施計画 策定

皆様からの御意見・御提案を募集します

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までを対象とする、
第3期実施計画の策定に向けた御意見・御提案を募集しています。

（御意見に対する個別回答は行いません。御了承ください。）

＜ 提出方法 ※書式は自由（提出の際には、お住まいの区、年代（●歳代）を記入してください。） ＞

郵 送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市総務企画局企画調整課
F A X 044-200-0401

インターネット 市ホームページから御意見の提出が可能です。

（メール） URL https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=6335

または、市ホームページで

第3期実施計画 検索

【検索後は、次のとおり進んでください】

- > 川崎市総合計画 第3期実施計画（令和4年度～）
- > 第3期実施計画の策定経過等
- > 川崎市総合計画 第3期実施計画 基本的な考え方

川崎市総合計画第3期実施計画 基本的な考え方

(問い合わせ)

川崎市総務企画局都市政策部企画調整課

電 話 044-200-0372

FAX 044-200-0401

E-mail 17kityo@city.kawasaki.jp

Colors, Future!

いろいろって、未来。

多様性は、あたたかさ。多様性は、可能性。

川崎は、1色ではありません。

あかるく。あざやかに。重なり合う。

明日は、何色の川崎と出会おう。

次の100年へ向けて。

あたらしい川崎を生み出していこう。



川崎市



川崎区



幸区



中原区



高津区



宮前区



多摩区



麻生区